

保健福祉事業の概要

令和2年度



飯田市

【表紙の説明】

伊藤沢での川遊び（上村保育園）

上村保育園では、毎年、自然の中で川の流れや冷たさを感じたり、身体を浮かせることの面白さを感じたりしながら、上町の中心部にある伊藤沢で川遊びをしています。

今年は7月の豪雨で伊藤沢も上流から倒木や石が流れ、沢へ降りるところも流され伊藤沢では遊べないものとあきらめていましたが、子ども達が安全に遊べるようにと、地域の皆さまが整備してくださいました。また川遊び当日には、ボランティアで地元のお兄さんも来てくれました。

写真は、遠山地区のもう一つの保育園、和田保育園のお友達が遊びに来たときのものです。

【 目 次 】

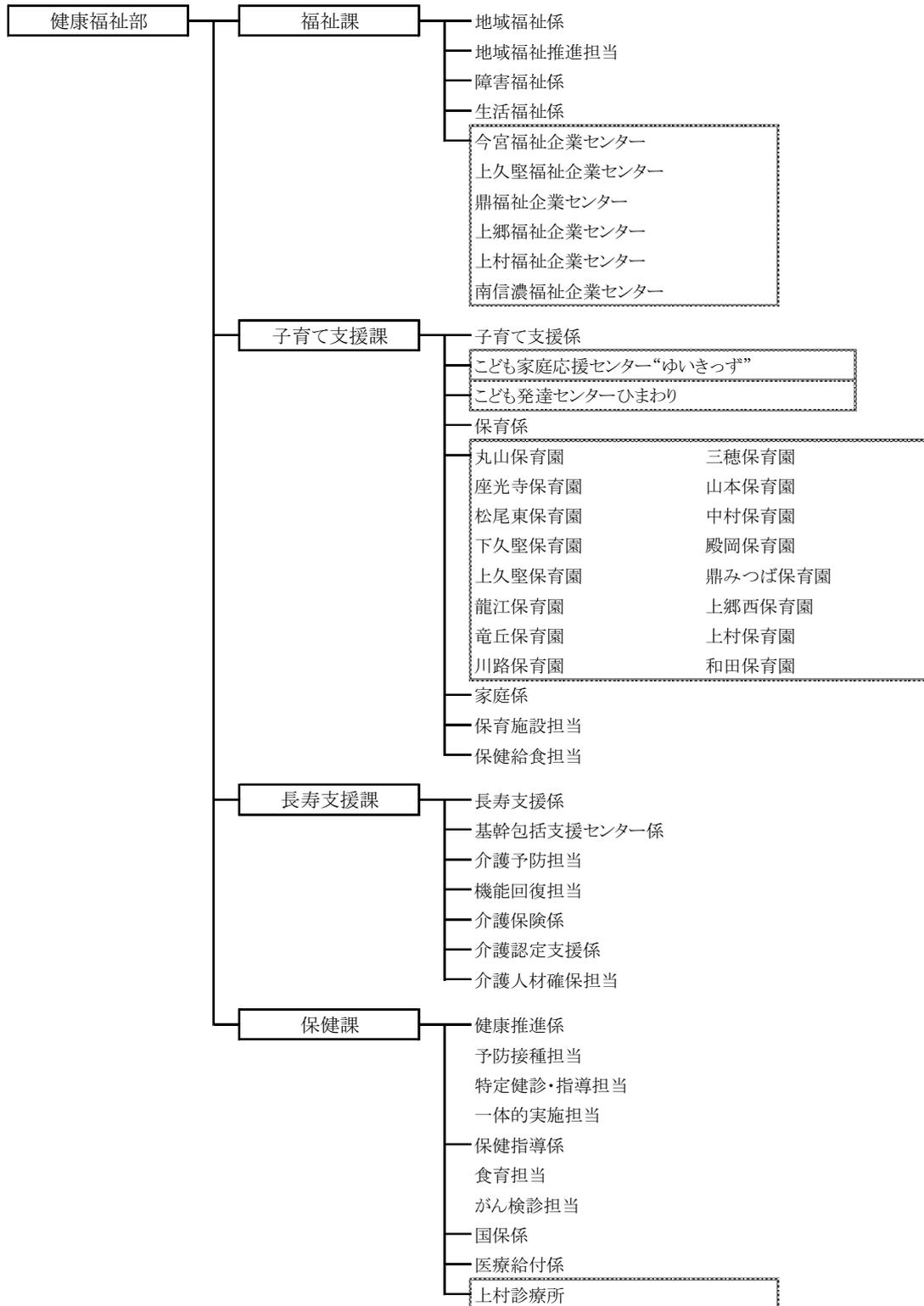
1	健康福祉部	1
1-1	健康福祉部機構図	2
1-2	健康福祉部の事務分掌	3
1-3	飯田市予算及び保健福祉等行政の概要（令和2年度）	5
2	福祉課	9
2-1	地域福祉、更生保護、社会援護	10
2-2	民生委員・児童委員、福祉委員	12
2-3	障がい者福祉施策	16
2-4	生活保護関係	25
2-5	生活困窮者自立支援	30
2-6	福祉企業センター	32
3	子育て支援課	33
3-1	児童福祉関係	34
3-2	児童手当関係	37
3-3	ひとり親関係	38
3-4	地域子育て支援関係	40
3-5	こども発達センターひまわりの現況	45
3-6	令和元年度子育て応援プランの進捗状況	47
4	長寿支援課	61
4-1	要介護（要支援）認定者数	62
4-2	介護保険料	63
4-3	介護保険給付決定状況	64
4-4	介護予防・日常生活支援総合事業の状況	66
4-5	介護サービス利用料の軽減制度	67
4-6	高齢者等の在宅福祉サービス	70
4-7	地域包括支援センター	76
4-8	いいだシニアクラブと生きがい対策	77
4-9	統計資料	79

5	保健課	81
5-1	人口動態	82
5-2	母子保健	83
5-3	成人保健	86
5-4	介護予防事業	93
5-5	精神保健	98
5-6	栄養指導	99
5-7	歯科保健	100
5-8	献血	101
5-9	健康福祉委員等活動	101
5-10	食生活改善推進活動	102
5-11	救急医療対策事業	103
5-12	保健センターの概要	104
5-13	予防接種	105
5-14	不妊及び不育症治療費助成事業	106
5-15	後期高齢者医療制度	109
5-16	医療給付事業	111
5-17	国民健康保険	115
6	飯田市社会福祉協議会	125
6-1	社会福祉法人飯田市社会福祉協議会	126
7	保健・社会福祉施設等一覧	131
7-1	市内保健福祉施設	132
7-2	児童福祉施設等	134
7-2	介護保険事業者	137
7-3	障がい福祉サービス事業者	148

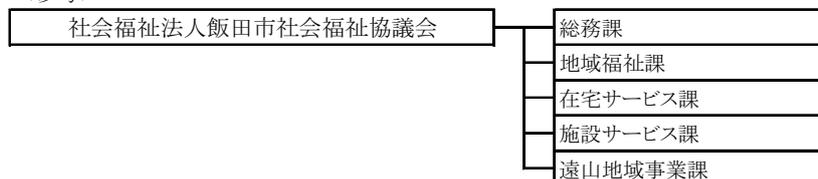
1 健康福祉部

1-1 健康福祉部機構図

(令和2年4月1日現在)



<参考>



1-2 健康福祉部の事務分掌

課	係	分掌事務
福祉課	地域福祉係 地域福祉推進担当	<ol style="list-style-type: none"> 1 保健福祉施策の企画及び調整に関すること。 2 地域福祉に関すること。 3 引揚者、戦傷病者、戦没者遺族等の援護に関すること。 4 保護司会及び社会を明るくする運動に関すること。 5 社会福祉協議会に関すること。 6 民生委員、児童委員及び福祉委員に関すること。 7 臨時福祉給付金に関すること。 8 部内の庶務に関すること。 9 授産施設（福祉企業センター）に関すること。 10 福祉課の所管に属する事項に係る事業を行う社会福祉法人に対し、社会福祉法（昭和26年法律第45号）の規定に基づき市長が行うべき事項に関すること。（社会福祉法人の許認可及び指導監査等） 11 部内の他課の所管に属さない事項に関すること。
	障害福祉係	<ol style="list-style-type: none"> 1 身体障がい者の福祉に関すること。 2 知的障がい者の福祉に関すること。 3 精神障がい者の福祉に関すること。 4 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）の規定に基づき市長が行うべき事項に関すること。
	生活福祉係	<ol style="list-style-type: none"> 1 生活保護及び要保護に関すること。 2 生活困窮者の自立支援に関すること。 3 浮浪者の保護及び行旅死亡人の取扱いに関すること。
子育て支援課	子育て支援係	<ol style="list-style-type: none"> 1 次世代育成支援対策の推進に関すること。 2 家庭児童相談に関すること。 3 児童虐待防止に関すること。 4 子どもの発達支援に関すること。 5 飯田市子ども家庭応援センターに関すること。
	保育係	<ol style="list-style-type: none"> 1 児童の福祉に関すること。 2 保育所に関すること。 3 認定子ども園に関すること。 4 子育て支援課の所管に属する事項に係る事業を行う社会福祉法人に対し、社会福祉法の規定に基づき市長が行うべき事項に関すること。（社会福祉法人の許認可及び指導監査等）
	家庭係	<ol style="list-style-type: none"> 1 母子、父子及び寡婦の福祉に関すること。 2 児童扶養手当に関すること。 3 DV防止対策に関すること。 4 児童手当に関すること。 5 女性相談に関すること。 6 母子家庭等福祉医療費給付金の認定に関すること。
	保育施設担当	<ol style="list-style-type: none"> 1 保育所の民営化に関すること。 2 保育所等の施設整備に関すること。
	保健給食担当	<ol style="list-style-type: none"> 1 保健・給食に関すること。

長 寿 支 援 課	長寿支援係	<ol style="list-style-type: none"> 1 高齢者の福祉に関する事。 2 養護老人ホーム入所措置に関する事。 3 高齢者の生きがい対策に関する事。 4 敬老事業に関する事。 5 シルバー人材センターとの連絡調整に関する事。 6 高齢者福祉施設に関する事。 7 長寿支援課の所管に属する事項に係る事業を行う社会福祉法人に対し、社会福祉法の規定に基づき市長が行うべき事項に関する事。 (社会福祉法人の許認可及び指導監査等)
	介護保険係	<ol style="list-style-type: none"> 1 介護保険事業の企画及び運営に関する事。 2 介護保険被保険者の資格取得及び喪失に関する事。 3 介護保険の給付に関する事。 4 介護保険料の賦課に関する事。 5 地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準並びに地域密着型サービス事業者の指定、指導及び監督に関する事。 6 飯田市が事業者として行う指定居宅サービス事業の運営に関する事。
	介護認定支援係	<ol style="list-style-type: none"> 1 要介護認定に関する事。 2 特別養護老人ホーム入所申込みに関する事。
	介護人材確保担当	<ol style="list-style-type: none"> 1 介護人材確保に関する事。
	基幹包括支援センター係 介護予防担当 機能回復担当	<ol style="list-style-type: none"> 1 地域包括ケアシステムに関する事。 2 地域包括支援センターに関する事。 3 在宅医療介護連携に関する事。 4 高齢者の介護予防に関する事。 5 認知症施策に関する事。 6 介護保険初期相談対応に関する事。
保 健 課	健康推進係	<ol style="list-style-type: none"> 1 感染症及び防疫に関する事。 2 予防接種に関する事。 3 献血に関する事。
	保健指導係	<ol style="list-style-type: none"> 1 市民の健康づくりに関する事。 2 結核予防に関する事。 3 母子保健、成人保健及び老人保健に関する事。 4 難病及び精神保健に関する事。 5 食生活改善活動に関する事。 6 歯科保健に関する事。 7 地域における保健の推進組織に関する事。
	国保係	<ol style="list-style-type: none"> 1 国民健康保険事業の企画及び運営に関する事。 2 国民健康保険被保険者の資格及び給付に関する事。 3 国民健康保険税の賦課、調定、調査及び減免に関する事。 4 国民健康保険事業に係る第三者行為及び不当利得に関する事。
	医療給付係	<ol style="list-style-type: none"> 1 老人保健医療受給者の資格及び給付に関する事。 2 福祉医療費給付金の支給に関する事。 3 後期高齢者医療制度に関する事。 4 母子保健法（昭和40年法律第141号）の規定に基づき市長が行うべき事項に関する事。

1-3 飯田市予算及び保健福祉等行政の概要

(「令和2年度 飯田市当初予算(案)の概要」より抜粋)

1 令和2年度飯田市当初予算のポイント

飯田市一般会計の予算総額 458億8,000万円(対前年比 △1.0%)

■歳出予算の特徴

令和2年度当初予算は、「いいだ未来デザイン2028」(飯田市総合計画)前期4年の最終年にあたり、飯田の未来づくりの前期総仕上げと中期4年の方向性を見据え、第2期飯田市版総合戦略策定と一体化するため、「結」の力で「持続可能な地方創生」を力強く導き出す予算として編成しました。

昨年1月に開所した最先端のものづくり技術の拠点「産業振興と人材育成の拠点(エス・バード)」を最大限活用し、航空機産業や食品産業の試験開発機能の強化に加え、次代を担う人材の育成を図る「ものづくり工房」を開設し、児童、生徒のものづくり体験を未来の産業人材育成につなげます。

また、地方創生の取組の中で飯田市を象徴する取組である「地域人教育」を更に進化させ、幼児教育から高等教育までを見据えた一貫した「地域人育成カリキュラム」の構築を目指します。

観光資源の活用では、名勝天龍峡で天龍峡大橋(そらさんぽ天龍峡)等を核として、多様な主体との連携による「おもてなし戦略」を展開し誘客事業を拡大します。

こうした様々な資源を活かす取組の展開により飯田市の個性と魅力を高めながら発信し、地域外から人を呼び込んで移住・定住に結び付くよう、持続可能な飯田の未来づくりを着実に進めます。

暮らしでは、教育環境充実のための小・中学校トイレの洋式化、国の制度を活用したICT環境整備の推進、幼児教育・保育無償化の対応として保育人材の確保対策、介護予防事業等を着実に進めます。

リニア中央新幹線関連事業は、リニア駅周辺整備事業の実設計を進めるとともに、事業着手に向け準備を進めます。三遠南信自動車道は、天龍峡大橋の開通をステップに着実に整備を進めます。

2 いいだ未来デザイン2028 戦略計画の12の基本目標における令和2年度予算の特徴

■健康福祉部等の主要な事業

戦略計画及び予算額	主な事業・取組
基本目標5 若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる 令和2年度当初予算額 713,850千円	<ul style="list-style-type: none">◆妊娠期から出産・子育てへの途切れない支援<ul style="list-style-type: none">・個別支援プランを作成し、生まれる前から保健・医療・子育て関係機関との密接なサポートを実施・妊娠期からの切れ目ない寄り添い支援サービスの充実、妊産婦さんがほっとできる相談支援、個別支援及び宿泊型の産後ケア事業を実施・不妊及び不育症治療への支援の継続と周知の強化◆結婚したいと思う若者へのライフデザイン支援<ul style="list-style-type: none">・移住希望を持つ都市部の女性を対象にマッチングイベントを開催・地区主催イベントの開催方法を工夫するとともに、成婚に結びつくお見合い事業を実施

	<ul style="list-style-type: none"> ◆子育ての希望をかなえる環境づくりの推進 ・保健・医療・保育・教育など関係機関が連携した発達支援体制の整備 ・就学相談説明会の開催による就学準備に向けた保護者への情報提供 ・社会的環境の変化に伴う3歳未満児保育へ対応するための教育・保育人材確保 ・公立保育所の開設時間を見直し、地域と連携しながら地域のニーズに合わせた保育を実施（地域協働型運営モデルの推進） ・地域のニーズに合った放課後児童健全育成事業の拡充 ・ひとり親家庭の子どもを対象とした学習支援を行う市民団体活動の支援 ・第二期子育て応援プランの推進
<p>基本目標6 「市民総健康」と「生涯現役」をめざす</p> <p>令和2年度当初予算額 582,950千円</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◆介護予防（フレイル予防）、重度化防止の推進 ・フレイルに陥らない効果的な介護予防事業を検討 ・モデル地区を選定して、生活支援コーディネーターを配置し、地区や社協と連携しながら課題を整理 ・地区の通いの場を再構築 ・市役所本庁舎に基幹包括支援センター機能を配置し、相談支援体制を充実 ・要介護度の重度化防止、高齢者の自立支援を図る給付費適正化支援システムを活用し、適切なケアプランとなるようプランの点検、指導を実施 ・リハビリ専門職等が運動、口腔、栄養に関するプログラムを提供する短期集中通所型サービスC事業を実施。実施会場を拡充し、要支援者・総合事業対象者が自立した生活に近づけるよう支援 ◆働き盛り世代からの生活習慣病予防（健康づくり） ・特定健診開始年齢の方などへの個別の受診勧奨の強化による受診率の向上 ・生活習慣病重症化予防対象者に対する訪問、面接等継続した保健指導の実施 ・企業等と連携した出前式の健康講座など働き盛りの世代からの生活習慣病予防策の推進 ・ism-Linkに特定健診結果等のデータを登録し、関係機関と連携して活用し、健康づくりに役立つ仕組みづくりを研究 ◆高齢者の保健事業（健康づくり）と介護予防の一体的実施 ・国保データベース（KDB）を活用し、多様な課題に対応したより効果的な取組の実施 ・後期高齢者医療制度に移行した被保険者に対して、継続的な保健指導を実施 ・健康状態が不明な高齢者に対して、健診の受診勧奨や訪問等による健康状態の把握及び相談・支援 ・介護予防の通いの場において、運動・栄養・口腔等の相談・指導を実施

	<p>◆介護人材の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・南信州広域連合と連携した介護人材確保のための取組を検討 ・介護に係る資格取得を支援 ・福祉・介護分野への就職を検討している人を対象に、関係機関と連携して相談会を実施
<p>基本目標 7 共に支え合い、自ら行動する地域福祉を充実させる</p> <p>令和2年度当初予算額 77,150 千円</p>	<p>◆地域福祉課題検討会の開催による地域福祉活動の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域福祉コーディネーターとの連携による地域福祉課題の解決に向けた活動を強化 ・地域福祉活動の先進的な取組を横展開 <p>◆住み慣れた地域に住み続けられる社会（地域の福祉力）の構築</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当事者と双方向性のある住民支え合いマップを活用し、地域見守り体制を確立 ・地域の民生児童委員と健康福祉委員の役割分担を明確化し、連携を強化 <p>◆移動困難者に対する移動手段の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・通勤や買い物等の移動手段に困っている方を対象に、多様な主体と連携して福祉有償運送サービスを実施 ・地域や社会福祉協議会と連携し、通いの場に参加するための移動手段を研究

2 福祉課

2-1 地域福祉、更生保護、社会援護

1 地域福祉の推進事業

平成 29 年度から令和 2 年度までの 4 年間を計画期間とする「飯田市地域福祉計画・飯田市地域福祉活動計画」に基づき、多様な主体を担い手として、共助による福祉のまちづくりを推進していく。また、計画の実施状況の評価等を行い、令和 3 年度からの第 2 期計画の策定を進める。

(1) 新たな課題に対する住民、事業者、行政等の協働による解決

高齢化に伴い、買い物、ごみ出し、移動等の困難世帯という新たな地域福祉課題が発生している。それらの課題は住民や行政単体では解決が難しい場合が多く、住民、事業者、ボランティア、行政等、多様な主体が協働する中で、それぞれの役割を發揮して解決に向かうことが必要である。

市内 20 地区では地域福祉コーディネーターの支援により、まちづくり委員会（健康福祉委員）を中心に多様な主体が連携し、地域の福祉課題の解決に向けて取り組みを進めている。地域福祉活動計画ではそこに掲載された各地区の取り組み事例の横展開を推進する。

また、地域福祉コーディネーターと一緒に市職員等が市内 20 地区に入り、地域の福祉課題の把握を行うとともに、課題解決に向けての検討をする地域福祉課題検討会を行っている。

(2) 地域見守り活動事業

最も基本的な住民相互の支え合い活動である「見守り」を、より具体的な支え合い活動に発展させていく日常生活における見守りから、電話による安否確認等を行う安心コール、ふれあいサロンへの参加による安否確認など、地域の実情に合わせて工夫を凝らした取り組みが推進されている。

平成 29 年度から飯田市全域を対象とした民間事業者との見守り協定の締結を開始し、見守りネットワークを構築した。多くの目で見守ることにより、住民の異変に対して、より速やかな発見及び対応が期待できる。

(3) 住民支え合いマップ（災害時助け合いマップ）策定事業

近年の災害では、高齢者や障がい者など避難に支援が必要な「要配慮者」が犠牲になることが多く、災害時に適切な支援を行うことが必要とされている。また、要配慮者は災害時だけでなく日常においても支援を必要としており、マップの作成目的を「災害時」から「日常の支え合い」へ広げ、まちづくり委員会が主体となり飯田市と飯田市社会福祉協議会が協働して、マップを中心とした地域での支え合いの推進に取り組んでいる。

2 保護司及び“社会を明るくする運動”

保護司は、保護司法に基づき、法務大臣から委嘱を受けた非常勤の国家公務員（実質的に民間のボランティア）であり、保護観察官と協力・連携して、保護観察、生活環境調整、犯罪予防活動などを行っている。令和 2 年 10 月 1 日現在、飯田地区では 44 名の保護司が活動している。また、飯田市更生保護女性会と飯伊地区更生保護協力事業主会が保護司の活動を支えている。

社会を明るくする運動飯田市推進委員会が、市内 9 団体（飯田市、飯田地区保護司会、飯田市更生保護女性会、飯伊地区更生保護協力事業主会、飯田市内各地区まちづくり委員会、飯田人権擁護委員協議会中部部会、飯田市校長会、飯田市 P T A 連合会、長野保護観察所飯田駐在官事務所）により構成され、毎年 7 月を強調月間として、犯罪・非行予防および更生保護への理解・協力を呼びかける“社会を明るくする運動～犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ～”を開催している。

第 69 回 “社会を明るくする運動” 飯田市推進委員会実施事業

(1) 公開ケース研究会 令和元年 7 月 4 日 (木)

会場：南信濃地域交流センター 参加人数：73 名

(2) 地区講演会 令和元年 7 月 7 日 (日)

会場：千代公民館 参加人数：77 名

(3) ミニ集会

7 月を中心に各地で全 99 回開催 参加人数：延べ 2,008 名

(4) 小中学生および家庭への啓発活動

◎市内の全中学生及び小学生全家庭に、非行・犯罪防止の啓発資料を配布

◎緑ヶ丘中学校で講話会を開催 令和元年 7 月 3 日 (水) 参加人数：670 名

(5) 作文コンテスト

“社会を明るくする運動” 長野県推進委員会が主催するコンテストに参加。

題 材：犯罪や非行の問題について考えたことや体験したこと

応募数：小学生 373 点、中学生 923 点

入選数：小学生 最優秀賞 0、優秀賞 1、入選 2

中学生 最優秀賞 0、優秀賞 1、入選 4

(6) 愛のはがき募金

募金総額 3,199,105 円

この浄財は“社会を明るくする運動”での事業費・広報啓発費、青少年健全育成事業及び各更生保護団体の活動運営費として活用されている。

3 海外引揚者援護事業

戦前から終戦間際まで満州開拓団として中国に渡り、その後、敗戦の混乱でやむなく中国に残ることになった人々を中国残留邦人（孤児、婦人）という。今日までに多くの残留邦人が帰国を果たし、飯田市にも定着した。

永住帰国を果たしても、文化の違いや言葉がわからないなど困難も多く、帰国者の高齢化による新たな問題も発生している。こうした背景から、平成 19 年 11 月に中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国の自立の支援に関する法律が改正され、次のとおり支援を行うこととなった。（市主体事業は以下の（2）及び（3））

(1) 老齢基礎年金の満額支給

(2) 生活支援金支給

(3) 地域社会における生活支援

ア 日本語教室事業

イ 交流事業

ウ 通訳派遣（医療・介護・学校等で通訳が必要な場合）

その他、中国残留邦人同士の交流会を開催している。

4 戦傷病者・戦没者遺族等援護事業

一定の要件を満たす戦没者等の遺族及び戦傷病者等の妻に対して、「恩給法」および「戦傷病者戦没者遺族等援護法」、「戦傷病者特別援護法」、「援護年金法」などの法令に基づき、弔慰金または給付金の支給に係る事務を行っている。

2-2 民生委員・児童委員、福祉委員

■概況

民生委員は、民生委員法（昭和23年7月29日施行）によって設けられ、児童福祉法により児童委員も兼ねている。生活保護法、児童福祉法をはじめとする福祉関係各法に基づき、社会福祉行政全般にわたる協力者であるとともに、担当地区全体の社会福祉を増進する任務をもった民間の奉仕者であり、我が国の社会福祉事業特有の極めて重要な存在である。この制度は、大正6年5月に濟世顧問制度が岡山県で創設され、翌大正7年10月に大阪府で方面委員制度が創設されたものが全国へ普及して、国における方面委員制度の制定となり、さらに民生委員法へと発展した。長野県では大正12年4月に方面委員制度が創設され、飯田市においては昭和2年に初めて方面委員が委嘱された。

飯田市の民生児童委員の定数は、国が定めた定数基準（人口10万人以上の市は170から360までの間のいずれかの数の世帯ごとに1人）に基づき、令和元年12月より235名となっている。また、平成6年1月1日からは、児童福祉に関する事項を専門的に担当する「主任児童委員」制度が創設され、令和元年12月現在では24名の委員が委嘱されている。

飯田市においては、昭和49年4月1日から民生委員を飯田市福祉委員として委嘱し、地域福祉の推進等に協力をいただいている。

■飯田市民生児童委員協議会

民生委員法の規定により、飯田市内20地区を単位に民生児童委員協議会を組織し、職務に関する連絡、研究、研修、必要な資料や情報の収集、関係機関との連絡等、積極的な活動を続けている。

1 令和2年度 飯田市民生児童委員協議会事業計画

(1) 事業方針

人口減少、少子高齢化、地域コミュニティーの衰退等、厳しい社会情勢を背景に、育児、介護、障がい、貧困、それらに同時に直面する家庭など、地域の福祉課題は多様化・複雑化しており、地域包括ケアシステムの構築が求められている。また、その他に災害時の要支援者への対応、消費者被害の増加も福祉課題としてあげられる。

こうした中、全国民生委員児童委員連合会では、民生委員制度創設100周年である平成29年に新たに活動強化方策として「支えあう 住みよい社会 地域から」を掲げた。また、長野県民生委員児童委員協議会連合会では、令和元年度目標として、「支えあう 住みよい社会 地域から～住民の笑顔、安全、安心のために～」を掲げている。

平成29年度を初年度とする「いいだ未来デザイン2028（飯田市総合計画）」及び「飯田市地域福祉計画・地域福祉活動計画」には、地域福祉の充実、推進が掲げられている。飯田市民生児童委員協議会では、これらを踏まえつつ重点事項を掲げ、誰もが住み慣れた地域で安心していきいきと暮らせる地域社会を築くために、関係機関・関係団体との連携・協働体制の強化を図り、日々の見守り・相談・援助活動の中で住民の福祉ニーズを的確に把握するとともに、地域住民が支え合う取り組みを充実させるための活動を積極的に進めていく。

(2) 重点事項

- ①委員活動の基本重視、資質向上及び健康管理
- ②民児協の組織強化
- ③関係機関との連携及びネットワークづくり
- ④個別援助活動の強化
- ⑤地域福祉推進への取り組み
- ⑥地域の防災力強化への協力
- ⑦生活援助方策による生活福祉資金の活用促進
- ⑧地域における子育て支援活動の推進及び青少年健全育成活動の推進

(3) 具体的な活動の進め方

- ①委員活動の基本重視、資質向上及び健康管理
 - ア 民生委員法第15条の守秘義務を遵守し、個人情報に配慮した活動と適切な取扱い
 - イ 人権尊重、権利擁護の視点に立ち、住民から信頼される委員活動
 - ウ 担当区域内を掌握、また住民の生活実態を把握し、相談、助言、援助、公助につなぐ役割
 - エ 知識や情報を習得し、日常活動を継続
 - オ 福祉台帳の点検・整備と活動記録の活用
 - カ 積極的に健診を受け、自らの健康管理
- ②民児協の組織強化
 - ア 会長会や地区民児協、ブロック民児協等での情報交換や福祉課題・施策等の学習・研修
 - イ 他の自治体の民児協等との情報交換
 - ウ 民生児童委員の負担軽減を考慮した組織運営の推進
 - エ 地区民児協間の連携及び情報交換を図るため、合同民児協の開催
- ③関係機関との連携及び在宅援助のためのネットワークづくり
 - ア 関係機関及び団体等との連携及び情報共有
 - イ 関連する団体等から協力依頼、出席要請のあった事業への積極的参加、協力
 - ウ 住民支え合いマップ（災害時助け合いマップ）作成・更新への協力
 - エ 福祉・保健・医療及び介護保険のネットワークづくりの推進
 - オ 要援護者を囲むネットワークづくりの推進
 - カ 「長野県地域見守り協定」、また、市・民間事業者との見守り協定に基づき、地域特性に応じて、地域社会での孤立・孤独をなくす運動の推進
- ④個別援助活動の強化
 - ア 介護者の実態とニーズの把握
 - イ 要援護者に対する個別ニーズの把握
 - ウ 要援護者処遇検討会議の充実
 - エ 相談及び助言と情報提供を含めた援助活動の強化

⑤地域福祉推進への取り組み

- ア 社会福祉協議会の組織強化及び地域福祉推進事業への協力
- イ 日常の支え合い活動推進への協力
- ウ 市民の地域福祉に対する理解と参加の呼びかけ

⑥地域の防災力強化への協力

- ア 平時より避難行動要支援者の情報を関係機関と共有、要配慮者に関する状況把握に協力
- イ 災害発生時、関係団体と連携し、支援協力体制を整備
- ウ 災害発生後、避難行動要支援者、要配慮者の避難支援及び安否確認に協力

⑦生活援助活動方策による生活福祉資金の活用促進

- ア 生活福祉資金の活用が自立更生に役立つと認められる世帯（者）に対して、貸付・償還方法を検討し積極的な援助指導
- イ 更生援助記録表を整備して、資金借受世帯（者）の更生援助をはかるための諸問題について、定例民児協において研究討議する等、資金活用の取り組みをはかり、社会福祉協議会等と密接な連携をとりながら、借受世帯の援助活動の強化

⑧子育て・子育てを支える環境づくりの推進及び青少年健全育成活動の推進

- ア 子どもや子育て家庭をめぐる課題の提起などの働きかけや主任児童委員の互いの活動の一層の推進を図るため、年4回の主任児童委員会を開催
- イ おめでとう赤ちゃん訪問活動事業を実施し、地域ぐるみで子育てを支援。
- ウ 地域の親や子ども達と接する立場にあるため、保育所や学校など関係機関との連携により、児童・生徒に対する児童虐待防止活動等の協力
- エ 青少年の健全育成に携わる諸団体との連携を図り、青少年が安心して成長することができる活動の推進
- オ 会長会において、主任児童委員会との連携を図り、当会全体として子どもや子育て家庭の支援のための課題共有と活動の一層の充実

(4) 随時事業

- ①地区民児協の定例開催、合同民児協の開催
- ②県社協・市社協、県民児協等他機関への協力
- ③独居老人友愛訪問事業への協力
- ④ブロック研修会の開催
- ⑤「民生委員児童委員の日」活動強化週間等、広報啓発活動の実施

2 令和2年度飯田市民生児童委員協議会役員（令和2年12月1日現在）

会 長 椎名 佑平（上久堅地区会長）

副会長 樋口 昭三（橋南地区会長）

〃 森山 文枝（千代地区会長）

〃 前島 三津江（上村地区会長）

（単位：人）

ブロック	地区	会長	民生児童委員数			うち主任児童委員数
			男性	女性	合計	
A	橋 北	秦 嘉雄	3	9	12	1
	橋 南	樋口 昭三	4	7	11	1
	羽 場	小川 茂美	2	10	12	1
	丸 山	熊谷 勇	4	5	9	1
	東 野	柳澤 竜太郎	3	6	9	1
B	山 本	田中 哲夫	1	9	10	1
	伊賀良	櫻井 光之	12	10	22	2
	鼎	多田 雅幸	10	13	23	2
C	松 尾	小澤 一仁	9	11	20	2
	下久堅	平岩 政弘	3	6	9	1
	上久堅	椎名 佑平	4	3	7	1
D	千 代	森山 文枝	2	6	8	1
	龍 江	林 宗吉	4	5	9	1
	竜 丘	羽場 弘光	5	7	12	1
	川 路	牧内 実琴	3	3	6	1
	三 穂	松下 新市	3	3	6	1
E	座光寺	椎谷 千津子	2	7	9	1
	上 郷	瀧浪 礼次	5	21	26	2
F	上 村	前島 三津江	2	3	5	1
	南信濃	鎌倉 崇	7	3	10	1
合計			88	147	235	24

2-3 障がい者福祉施策

1 概況

令和元年度末現在の障がい者数は、身体障害者手帳保持者数 5,045 人、療育手帳保持者数 920 人、精神障害者保健福祉手帳保持者数 746 人となっており、身体障害者手帳保持者は減少傾向、療育手帳保持者及び精神障害者保健福祉手帳保持者は増加傾向にある。また、それぞれの手帳保持者のうち 65 歳以上の割合は、身体障害者手帳 82%、療育手帳 10%、精神障害者保健福祉手帳 25%であり、特に身体障がい者の高齢化が進んでいる状況である。

2 主な事業

障がい者施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、国においては、平成 30 年 3 月、平成 30 年度から令和 4 年度までの概ね 5 年間に講ずべき障がい者施策の基本的方向について定めた第 4 次障害者基本計画が策定された。飯田市においては、「第 4 次障害者施策に関する長期行動計画」及び「第 5 期障がい福祉計画・第 1 期障がい児福祉計画」に基づき、障がい者自らが、自分の生き方を選択し、自立できる支援を進めており、「みんなちがって、みんないい。ともに暮らす結いのまちづくり」を目指している。

(1) 障がい者福祉制度の改革

■障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する法律の施行（平成 25 年 4 月 1 日）

平成 15 年 4 月から始まった「支援費制度」が障がい者福祉制度として多くの矛盾と問題を抱えて継続困難になった結果、平成 18 年 4 月に「障がい者が地域で安心して暮らせる社会の実現」を目指して、新しく「障害者自立支援法」が施行された。

その後、平成 23 年障害者基本法の一部を改正する法律（改正障害者基本法）のもと、障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて、地域社会における共生の実現に向けて、障がい福祉サービスの充実等、障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するため、平成 25 年 4 月 1 日に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する法律（障害者総合支援法）」が施行された。

また、国連の「障害者の権利に関する条約」の締結に向けた国内法制度の整備の一環として、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が平成 25 年 6 月に制定され、平成 28 年 4 月から施行された。

これにより、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現することを目指す。

■障害者総合支援法のポイント

障害者総合支援法に基づく日常生活・社会生活の支援が、障がい児・者への共生社会を実現するため、社会参加の機会の確保、地域社会における共生及び社会的障壁の除去に資するよう総合的かつ計画的に行われることを法律の基本理念とし、障害者自立支援法から次の点が改正された。

ア 「制度の谷間」を埋めるため、障害者の範囲に難病等を追加（平成 25 年 4 月～）

※国が定める対象疾病 H25.4.1：130 疾病、H27.1.1：151 疾病、H27.7.1：332 疾病、
H29.4.1：358 疾病、H30.4.1：359 疾病、R1.7.1：361 疾病

イ 障害支援区分の創設（平成 26 年 4 月～）

ウ 重度訪問介護の対象拡大（平成 26 年 4 月～）

- エ 共同生活介護（ケアホーム）の共同生活援助（グループホーム）への一元化（平成 26 年 4 月～）
- オ 地域移行支援の対象拡大（平成 26 年 4 月～）
- カ 地域生活支援事業の追加（平成 25 年 4 月～）
- キ サービス基盤の計画的整備（平成 25 年 4 月～）
- ク 共生型サービスの創設（平成 30 年 4 月～）

■その他の関係法律等の制定等

制定	施行	法律名称	内容
H24. 6	H25. 4	国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（障害者優先調達推進法）	<ul style="list-style-type: none"> ・国や地方公共団体等が率先して障がい者就労施設等からの物品等の調達を推進 ・調達方針の策定、実績の公表
H25. 6	H28. 4	障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）	<ul style="list-style-type: none"> ・障がいのある人への差別をなくすことで、障がいのある人もない人も共に生きる社会をつくることを目指す ・「不当な差別的取扱い」と「合理的配慮をしないこと」 ・障害者差別解消法第 10 条第 1 項の規定に基づき、飯田市職員が障がい者に対して理解を深め、障がい特性に応じた対応をすることで、障がいの有無に関わらず、共生社会の実現に貢献するため、国の基本方針に基づき職員対応要領を作成
H26. 1		障害者権利条約の批准	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい者の人権や基本的自由の享有を確保し、障がい者の固有の尊厳の尊重を促進するため、障がい者の権利を実現するための措置等を規定

(2) 相談支援事業

ア 一般的相談

障害者自立支援法において、相談支援事業は市町村が行う必須事項として位置づけられた。

飯伊圏域では、歴史的に障がい種別ごとに支援センターが開設されてきた経過があったため、平成 19 年 4 月に「飯伊圏域障がい者総合支援センター」が身体障がいと知的障がいを、「南信地域活動支援センター」が精神障がいを、「飯田市こども発達センターひまわり」が障がい児の相談支援事業を開始し、平成 29 年 4 月からは精神障がいの相談支援事業が「南信地域活動支援センター」から「飯伊圏域障がい者総合支援センター」に移行した。

障がい者の身近な存在として、相談業務や自立した地域生活を送るための支援活動に期待が寄せられている。

令和元年度相談件数（飯田市民）

（単位：延人数）

相談支援内容	飯伊圏域障がい者 総合支援センター	こども発達センター ひまわり
福祉サービスの利用等に関する事	2,485	18
障がいや病状の理解に関する事	858	294
健康・医療に関する事	1,081	2
不安の解消・情緒安定に関する事	410	61
保育・教育に関する事	32	2,523
家族関係・人間関係に関する事	307	39
家計・経済に関する事	450	0
生活技術に関する事	418	22
就労に関する事	144	1
社会参加・余暇活動に関する事	31	1
権利擁護に関する事	22	0
その他	104	18
計	6,342	2,963

イ 計画相談支援

平成24年4月から計画相談支援の充実が段階的に図られ、平成27年度から障がい福祉サービスや障がい児通所支援等を利用する全ての障がい児・者に対して、サービス等利用計画の作成及び支給決定後のモニタリングを行い、自立した生活を支え、抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けたケアマネジメントによりきめ細かな支援に取り組んでいる。

ウ 地域相談支援（地域移行支援・地域定着支援）

入所施設や精神科病院から退所または退院した方や地域生活が不安定な方などに、「見守り」としての支援を行うことで、障がいのある方の地域生活への移行に取り組んでいる。

（3）南信州広域連合地域自立支援協議会

障害者総合支援法の規定により実施する相談支援事業をはじめとする地域の障がい福祉に関するシステムづくりに関し、中核的な役割を果たす協議の場として設置されている。（南信州広域連合地域自立支援協議会設置要綱第2条）

- ① 中立及び公平性を確保する観点から行う委託相談支援事業者の運営評価等
- ② 困難事例への対応のあり方に関する協議及び調整
- ③ 地域の関係機関によるネットワーク構築等に向けた協議
- ④ 就労支援に関する協議及び調整
- ⑤ 市町村障害福祉計画等についての協議
- ⑥ その他必要な事項

3 主な障がい者福祉制度の概要

施策名	対象者	施策の説明	備考
特別児童扶養手当（県）	重度若しくは中度の身体障がい又は知的障がい、精神障がいがある 20 歳未満の児童を監護している者	月額 1 級 52,500 円、2 級 34,970 円 年 3 回（4 月、8 月、11 月）支給。 所得制限あり。	
特別障害者手当	日常生活において、常時特別の介護を必要とする 20 歳以上の在宅の重度障がい者	月額 27,350 円 年 4 回（5 月、8 月、11 月、2 月）支給。施設入所や病院又は診療所に継続して 3 カ月以上入院しているものを除く。 所得制限あり。	
障害児福祉手当	常時介護を要する在宅の重度障がい児（20 歳未満）	月額 14,880 円 施設入所した場合除く。 所得制限あり。	
重度心身障害児者医療給付	特別障害者手当の所得制限限度額内 ・身体障害者手帳 3 級以上該当者 ・療育手帳 A 1、A 2、B 1 該当者 ・自立支援医療（精神通院）該当者（精神通院分のみ対象） ・精神障害者保健福祉手帳 1 級該当者（医療費は外来分のみ対象）	医療機関等で保険診療を受けた場合、医療費の自己負担分について助成。	
総合支援介護給付事業	身体障がい児・者、知的障がい児・者、精神障がい児・者、難病患者等	居宅介護、行動援護、生活介護、同行援護、短期入所等のサービスを受けたときに支給。	原則 1 割負担。ただし負担上限や軽減あり。
総合支援訓練等給付事業	身体障がい児・者、知的障がい児・者、精神障がい児・者、難病患者等	自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、共同生活援助のサービスを受けたときに支給。	原則 1 割負担。ただし負担上限や軽減あり。
総合支援医療給付事業	身体障がい者、将来障がいを残すと認められる疾患がある児童 精神障がい者（県）	心身の障がいの状態の軽減を図り、自立した日常生活を営むために必要な医療を指定医療機関から受けたときに支給。	原則 1 割負担。ただし負担上限あり。
補装具給付事業	身体障がい者、難病患者等	身体機能を補完し、かつ長期間にわたり継続して使用されるもの等で、義肢、装具、車いす等の購入費用を支給。	原則 1 割負担。ただし負担上限や軽減あり。
地域生活支援事業	身体障がい児・者、知的障がい児・者、精神障がい児・者、難病患者等	コミュニケーション支援、移動支援、地域活動支援センター等のサービスを受けたときに支給。	原則 1 割負担。ただし負担上限や軽減あり。
日常生活用具給付事業	身体障がい児・者、難病患者等	日常生活上の困難を改善し、社会参加を促進するもの等で、排泄管理支援用具、歩行補助つえ等の購入費用を支給。	原則 1 割負担。ただし負担上限や軽減あり。
家庭介護者疲労回復事業（市単独）	常時介護を必要とする在宅の重度心身障がい児・者の介護者	家庭介護者の疲労回復のため針灸マッサージの治療費の一部、または飯田市内の入浴施設の利用料の一部を助成。（介護保険対象者との重複分を除く。）	

施策名	対象者	施策の説明	備考
心身障害児者タイムケア事業	在宅の障がい児・者	家族が障がい児・者の介護ができない時、近隣知人や市町村長が適当と認められた民間団体などが家族に代わり一時的預かり介護を行う。 利用時間 年間1人300時間	食費その他実費負担有り
障害児者タクシー利用料金助成事業（市単独）	障がい等級が3級以上の身体障がい者手帳保持者（ただし3級の外部障がい者は前年分所得税非課税者）、A1～B1の療育手帳保持者、精神保健福祉手帳1級手帳保持者	飯田下伊那地域内でタクシーを利用した場合乗車にかかる料金の一部を助成（年間15,000円分） ただし自動車税・軽自動車税の減免を受けている方は対象外。	
重度心身障害児通院費助成事業（市単独）	特別児童扶養手当1級該当児童	飯伊圏域外の医療機関等に通院、入院等している児童の介護者等の交通費等の一部を助成	交通費 1/2
手話通訳者等派遣事業	重度聴覚障がい者	聴覚障がい者等が社会生活上又は日常生活上必要不可欠な事項でコミュニケーションを円滑にするため、市長が適当と認めた場合、手話通訳者及び要約筆記者を派遣。	
代読奉仕員派遣事業	視覚障がい者	視覚障がい者が家庭生活又は社会生活において円滑な情報処理を行うため、市長が必要と認めた場合、代読奉仕員を派遣。	
地域リハビリ事業（市単独）	医療を終了した障がい者や要介護状態の方	障がい者や要介護状態の方を対象に、福祉課の理学療法士、作業療法士等による施設や在宅におけるリハビリを行う。	
療育リハビリ支援（市単独）	障がい児	学校、保育園、療育センターに理学療法士、作業療法士が出向いて生活リハビリ、訓練指導を行う。	
障害者にやさしい住宅改良促進事業	65歳未満で障がい等級が1～6級までの身体障がい者手帳保持者（ただし4～6級手帳保持者は独居者又は常時介護する者がいない者） 前年の所得税額が8万円以下の世帯	障がいの状況に応じ浴室、便所、台所、階段などの整備改善を図るときに補助基準額70万円を上限に補助。（原則1割負担）	
障害者余暇活動支援事業	在宅の障がい者	週末等に障がい者に余暇活動の場の提供や家族支援を行う。 社会福祉法人、NPO法人、非営利の福祉活動を行っている団体等への補助。	
自動車税及び軽自動車税の減免	手帳の種類・障がい者の年齢、等級、車の所有者名義、本人が運転できるか等による。	自動車税、自動車取得税又は軽自動車税が減免される。	

4 専門職の設置

職種	人数	主な業務
理学療法士	1名	<ul style="list-style-type: none"> ・在宅での機能訓練 ・飯田市こども発達センターひまわり、保育園、飯田養護学校での機能訓練の他、障がい児の早期発見・早期療育及び発達相談等 ・障がい者・高齢者施設での機能訓練
手話通訳者	1名	<ul style="list-style-type: none"> ・庁舎窓口での手話通訳 ・庁舎以外公的機関窓口での手話通訳 ・手話通訳者のコーディネート ・要約筆記奉仕員への依頼・通知 ・聴覚障がい者の緊急時対応

5 障害者虐待防止センターの設置

平成24年10月1日「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」の施行に伴い、福祉課障害福祉係に「障害者虐待防止センター」を設置した。

(1) 業務内容

- ・通報・届出の受理
- ・養護者による障がい者虐待の防止及び養護者による障がい者虐待を受けた障がい者の保護のため、障がい者及び養護者に対して相談及び指導並びに助言を行う
- ・障がい者虐待の防止及び養護者に対する支援に関する広報その他の啓発活動を行う

(2) 令和元年度障がい者虐待の状況

(単位：件)

		養護者による虐待	障がい者福祉施設従事者等による虐待	使用者による虐待
相談・通報・届出件数		2	2	0
事実確認調査件数		2	1	0
虐待と判断した件数		0	0	0
虐待の 類型	身体的虐待	0	0	0
	性的虐待	0	0	0
	心理的虐待	0	0	0
	放棄・放置	0	0	0
	経済的虐待	0	0	0

※虐待の類型は重複する場合がある。

6 国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律の施行

平成 25 年 4 月 1 日、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（障害者優先調達推進法）が施行された。これは、障がい者就労施設で就労する障がい者や在宅で就業する障がい者の経済的自立を進めるため、国や地方公共団体、独立行政法人などの公的機関が、物品やサービスを調達する際、障がい者就労施設等から優先的・積極的に購入することを推進することを目的として制定されたものである。

■飯田市障がい者就労施設等からの物品等調達推進方針

(単位：千円)

年度	目標額	実績額
H25	2,500	1,270
H26	2,500	2,105
H27	3,800	2,534
H28	3,800	3,665
H29	3,800	3,590
H30	3,800	3,866
R 1	3,800	3,801
R 2	3,800	

7 障がい者の統計

(1) 身体障がい者

① 障がい別等級別障がい者数

(R2. 3. 31 現在)

障がい		等級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	計	男	女	率
		(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(%)
視覚障がい			60	64	19	19	36	30	228	108	120	4.52
聴覚障がい			-	85	97	58	-	414	654	283	371	12.96
ろうあ			-	5	-	-	-	-	5	3	2	0.10
平衡機能障がい			-	-	1	-	1	-	2	1	1	0.04
音声・言語機能障がい			-	-	18	10	-	-	28	20	8	0.56
そしゃく機能障がい			-	-	2	7	-	-	9	4	5	0.18
肢体不自由	上肢	切断	1	2	20	20	10	5	58	40	18	1.15
		機能障がい	20	226	123	122	70	45	606	331	275	12.01
	下肢	切断	-	-	12	19	-	1	32	21	11	0.63
		機能障がい	46	84	466	762	203	71	1,632	496	1,136	32.35
体幹機能障がい			135	183	121	-	64	-	503	261	242	9.97
心臓機能障がい			554	-	114	60	-	-	728	381	347	14.43
腎臓機能障がい			276	-	21	0	-	-	297	199	98	5.89
呼吸器機能障がい			23	-	60	12	-	-	95	61	34	1.88
ぼうこう・直腸小腸機能障がい			2	-	17	141	-	-	160	87	73	3.17
小腸機能障がい			-	-	1	1	-	-	2	1	1	0.04
肝臓機能障がい			4	-	-	-	-	-	4	2	2	0.08
免疫機能障がい			1	0	0	1	-	-	2	2	0	0.04
計			1,122	649	1,092	1,232	384	566	5,045	2,301	2,744	100.00
率 (%)			22.24	12.86	21.65	24.42	7.61	11.22	100.0	45.61	54.61	100.00

②年齢別身体障がい者数

(R2. 3. 31 現在)

等級別	1級 (人)	2級 (人)	3級 (人)	4級 (人)	5級 (人)	6級 (人)	計 (人)	男 (人)	女 (人)	備考
0歳～5歳	5	1	8	3	0	0	17	7	10	19歳未満 80人 (1.5%)
6歳～14歳	14	9	7	2	1	3	36	19	17	
15歳～17歳	3	5	2	2	1	2	15	5	10	
18歳～19歳	56	0	5	0	0	1	12	8	4	
20歳～39歳	38	29	26	20	7	9	129	68	61	20～59歳 558人 (11.1%)
40歳～49歳	47	25	23	30	11	9	145	85	60	
50歳～59歳	70	52	57	51	32	22	284	161	123	
60歳～64歳	65	44	42	62	27	13	253	161	123	60歳以上 4,407人 (87.4%)
65歳～74歳	204	136	169	250	97	70	926	484	442	
75歳以上	670	348	753	812	208	437	3,228	1,316	1,912	
合計	1,122	649	1,092	1,232	384	566	5,045	2,301	2,744	

(2) 知的障がい者

療育手帳所持者数

(R2. 3. 31 現在)

区分	18歳未満			18歳以上			合計		
	男 (人)	女 (人)	計 (人)	男 (人)	女 (人)	計 (人)	男 (人)	女 (人)	計 (人)
A 1	34 (9)	17 (8)	51 (17)	133 (27)	88 (18)	221 (45)	167 (36)	105 (26)	272 (62)
A 2	-	1	1	4	10	14	4	11	15
B 1	25	13	38	107	88	195	132	101	233
B 2	69	49	118	184	98	282	253	147	400
計	128	80	208	428	284	712	556	364	920

* () の中には、重症心身障がい児・者を再掲

(3) 精神障がい者

精神障害者保健福祉手帳所持者数

(R2. 3. 31 現在)

	1級 (人)	2級 (人)	3級 (人)	合計 (人)
男	220	124	40	384
女	213	111	30	354
計	433	235	70	738

8 障がい者福祉施設等

(1) 自立支援介護給付・訓練等事業

(単位：人)

サービス名	延べ利用人員	R2. 3. 31 現在
居宅介護	775	65
同行援護	171	14
行動援護	174	15
ショートステイ	494	42
療養介護	107	9
生活介護	3,231	269
施設入所支援	1,604	134
自立訓練	136	11
グループホーム	1,900	158
就労移行支援	140	12
就労継続支援	3,205	267
計画相談	1,173	751
地域移行支援	0	0
地域定着支援	10	1
計	13,120	1,748

(2) 地域活動支援センター

(単位：人)

事業名	延べ利用人員	R2. 3. 31 現在
地域活動支援センターⅡ型	487	65
地域活動支援センターⅢ型	546	57
計	1,033	122

(3) 地域生活支援事業

(単位：人)

サービス名	延べ利用人員	R2. 3. 31 現在
移動支援	802	114
訪問入浴	89	10
日中一時支援	456	74
計	1,347	198

(4) 障がい児通所支援事業

(単位：人)

サービス名	延べ利用人員	R2. 3. 31 現在
児童発達支援	423	35
放課後等デイサービス	3,182	265
保育所等訪問支援	9	1
障がい児相談支援	644	324
計	4,258	625

2-4 生活保護関係

■生活保護の動向

飯田市における生活保護の動向をみると、昭和26年頃からはほぼ一貫して減少してきたが、平成4年頃から保護率は3%前後で横ばいとなった後、平成9年度からは再び減少に転じ、平成12年度には2.5%にまで減少した。その後、平成13年度には経済不況の影響から増加傾向に転じ、その後3.3%から3.5%で推移してきた。しかし、平成20年秋の世界同時不況後は上昇を続け、平成21年8月には3.81%と、近年にない高い保護率となった。その後、保護率は低下することなく緩やかに上昇し、令和2年3月末現在の被保護世帯は370世帯、被保護人員が439人、保護率は4.39%となっている。

世帯類型別に見ると、高齢者世帯が50.0%と全体の半数に上り、保護世帯の高齢化が顕著である。他では、母子世帯が4.6%、障がい者世帯が13.5%、傷病者世帯が15.5%、その他世帯が16.4%となっている。

令和元年度における生活相談件数は、延べ509件となっており、横ばいから増加に転じている。中でも、生活相談からそのまま生活保護申請に至るケースが多く見受けられる。

1 被生活保護世帯の推移及び扶助別支給額

(単位：世帯、人、千円、%)

区分		年度	S40年度 (1965)	S50年度 (1975)	S60年度 (1985)	H7年度 (1995)	H12年度 (2000)	H17年度 (2005)	H22年度 (2010)	H27年度 (2015)
被保護 世帯	実数		396	339	312	235	218	279	338	392
	指数		100	86	79	59	55	70	85	99
被保護 人員	実数		836	544	477	301	269	338	388	481
	指数		100	65	57	36	32	41	46	58
保護率 (%)	実数		10.5	6.8	5.9	2.9	2.5	3.2	3.7	4.6
	指数		100	65	56	28	24	30	35	44
保 護 費	生活 扶助	支出額	26,082	76,133	124,349	121,480	112,728	161,205	183,232	201,889
		構成比	29.9	26.4	25.1	24.3	24.8	27.5	25.1	30.5
	住宅 扶助	支出額	2,006	4,549	14,945	25,450	27,263	43,439	55,051	79,090
		構成比	2.3	1.6	3.0	5.1	6.0	7.4	7.5	12.0
	教育 扶助	支出額	2,743	2,797	4,892	2,438	1,082	660	881	2,493
		構成比	3.1	1.0	1.0	0.5	0.2	0.1	0.1	0.3
	医療 扶助	支出額	51,952	171,327	308,366	291,136	251,206	278,842	378,094	270,059
		構成比	59.5	59.5	62.3	58.3	55.2	47.7	51.7	40.9
	介護 扶助	支出額	-	-	-	-	1,147	17,005	19,064	7,691
		構成比	-	-	-	-	0.3	2.9	2.6	1.2
	出産 扶助	支出額	-	35	-	-	-	-	-	423
		構成比	-	0.0	-	-	-	-	-	0.1
	生業 扶助	支出額	334	66	60	-	31	-	113	937
		構成比	0.4	0.0	0.0	-	0.0	-	0.0	0.1
	葬祭 扶助	支出額	119	450	700	318	-	144	571	646
		構成比	0.1	0.2	0.1	0.1	-	0.0	0.1	0.1
	小計	支出額	83,236	255,357	453,312	440,822	393,457	501,295	637,006	563,228
		構成比	95.3	88.7	91.6	88.3	86.5	85.6	87.1	85.2
保護施設事務費 及び委託事務費	支出額	4,091	32,647	41,833	58,364	61,313	84,168	94,017	97,802	
	構成比	4.7	11.3	8.4	11.7	13.5	14.4	12.9	14.8	
合計	支出額	87,327	288,004	495,145	499,186	454,770	585,463	731,023	661,030	
	構成比	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	

2 飯田市保護率の状況（令和2年3月31日現在）

区分 地区	世帯数(A) (R2. 3. 31)	人口(B) (R2. 3. 31)	被保護世帯数 停止中を含む(C)	被保護人員 停止中を含む(D)	保護率(%) (D)／(B)×1,000
橋 北	1,435	2,918	21	22	7.54
橋 南	1,245	2,631	34	38	14.44
羽 場	1,946	4,705	50	52	11.05
丸 山	1,435	3,398	21	25	7.36
東 野	1,308	2,834	23	27	9.53
座光寺	1,586	4,337	8	9	2.08
松 尾	5,140	12,979	57	69	5.32
下久堅	970	2,789	3	3	1.08
上久堅	490	1,256	2	2	1.59
千 代	582	1,637	2	2	1.22
龍 江	1,018	2,740	3	3	1.09
竜 丘	2,591	6,839	4	5	0.73
川 路	775	2,013	4	6	2.98
三 穂	462	1,389	1	1	0.72
山 本	1,738	4,730	20	25	5.29
伊賀良	5,533	14,391	25	42	2.92
鼎	5,329	13,144	43	56	4.26
上 郷	5,521	13,601	39	42	3.09
上 村	188	384	2	2	5.21
南信濃	670	1,293	8	8	6.19
合 計	39,962	100,008	370	439	4.39

3 標準4人世帯保護基準額（3級地－1）

標準4人世帯：35才男、30才女、9才男、4才女

（単位：円）

年度 扶助別	S40 (1965)	S50 (1975)	S60 (1985)	H7 (1995)	H17 (2005)	H22 (2010)	H27 (2015)
生活扶助	14,921	60,880	127,670	167,010	171,770	171,960	173,659
住宅扶助	1,300	3,400	5,000	26,500	31,800	31,800	41,300
教育扶助	340	1,040	1,690	2,080	2,150	4,710	5,540
計	16,561	65,320	134,360	195,590	205,720	208,470	220,499
1人当たり平均	4,140	16,330	33,590	48,898	51,430	52,117	55,125
指 数	100	394	811	1,181	1,242	1,259	1,332

（注）生活扶助は、冬季加算額を含む。

4 被保護世帯分類（厚生労働省報告例による）

年月 世帯別	S40年7月 (1965)		S50年7月 (1975)		S60年7月 (1985)		H7年7月 (1995)		H12年7月 (2000)		H17年7月 (2005)		H22年7月 (2010)		H27年7月 (2015)	
	世帯数	割合	世帯数	割合	世帯数	割合	世帯数	割合	世帯数	割合	世帯数	割合	世帯数	割合	世帯数	割合
高齢者世帯	94	26.5	98	30.3	82	25.7	143	46.7	97	43.7	127	48.1	148	43.5	199	51.8
母子世帯	79	22.3	28	8.7	31	9.7	4	1.3	6	2.7	5	1.9	6	1.8	15	3.9
障がい者世帯	25	7.0	59	18.3	163		58	19.0	82	36.9	55	20.8	63	18.5	58	15.1
傷病者世帯	-	-	-	-			68	22.2	30	13.5	52	19.7	80	23.5	59	15.4
その他世帯	157	44.2	138	42.7	43	13.5	33	10.8	7	3.2	25	9.5	43	12.6	53	13.8
計	355	100.0	323	100.0	319	100.0	306	100.0	222	100.0	264	100.0	340	100.0	384	100.0

5 令和元年度保護申請・却下・開始・廃止状況（世帯数）

月 区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計	1ヶ月平均
申請	3	4	1	7	6	4	8	5	3	3	3	6	53	4.4
却下	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	1	0.1
取下げ	1	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	2	0.2
開始	4	2	3	5	6	4	7	7	3	1	3	6	51	4.3
廃止	14	2	9	5	6	4	3	6	4	5	3	6	67	5.6

6 保護の開始・廃止理由

(1) 保護開始

理由 年度	世帯主の疾病	世帯員の疾病	稼働者の死亡・離別・ 老齢による	稼働収入の減少	年金・仕送りの減少	貯金等の減少・喪失	その他（転入を含む）	合計
H2 (1990)	18	2	-	7	-	-	6	33
H12 (2000)	14	1	-	2	3	1	7	31
H17 (2005)	24	1	-	4	3	5	11	52
H22 (2010)	17	-	-	2	2	24	13	78
H27 (2015)	19	2	-	4	21	6	19	76

(2) 保護廃止

理由 年度	世帯主の疾病治癒	世帯員の疾病治癒	死亡・失踪	稼働開始収入増加	働き手の転入	年金・仕送りの増加	施設入所	医療費等其他法負担	親戚等の引き取り	その他（転出・辞退を含む）	合計
H2 (1990)	-	-	7	13	1	3	3	-	1	7	35
H12 (2000)	-	-	5	4	-	1	8	-	-	5	23
H17 (2005)	-	-	13	2	-	-	8	-	-	4	27
H22 (2010)	-	-	17	21	-	7	8	-	3	18	74
H27 (2015)	-	-	22	12	-	6	9	-	4	14	67

7 行旅病人・浮浪者等の援護状況

年度 項目	S 40 (1965)	S 50 (1975)	S 60 (1985)	H 2 (1990)	H 7 (1995)	H12 (2000)	H17 (2005)	H22 (2010)	H27 (2015)
来所者数	28	21	28	26	29	67	33	12	-
電車賃等支給件数	26	21	28	24	28	54	27	12	-
食費代支給件数	12	18	17	17	19	27	6	-	-
宿泊代支給件数	4	-	-	1	1	2	-	-	-
行旅死亡人	-	-	-	-	-	-	-	-	-

2-5 生活困窮者自立支援

1 自立相談支援事業

就労に関する問題を中心としながら、生活に困りごとや不安を抱えている方の相談を受け、どのような支援が必要かを相談者と共に考え、具体的な支援プランを作成し、寄り添いながら自立に向けた支援を行う。

令和元年度における相談支援実績は、下表のとおり。

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
新規相談受付件数	22	15	23	16	14	14	14	17	11	13	8	19	186
プラン作成件数	6	3	20	12	1	15	16	16	6	6	6	13	120
就労支援対象者数	4	2	16	6	1	11	13	12	3	3	4	9	84
就労者数（一般）	3	2	6	1	1	3	3	1	1	0	1	3	25

2 家計改善支援事業

家計状況の「見える化」と根本的な課題を把握し、相談者が自ら家計を管理できるように、状況に応じた支援計画の作成、相談支援、関係機関へのつなぎ、必要に応じて貸付のあっせん等を行い、早期の生活再生を支援する。飯田市が支援決定をする。

令和元年度の支援状況は、下表のとおり。

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
支援決定件数	1	1	2	2	1	2	3	3	1	3	0	0	19

■生活就労支援センター

平成 27 年 4 月 1 日の生活困窮者自立支援法の施行により、飯田市生活就労支援センター（まいさぼ飯田）を設置し、自立相談支援事業及び家計改善支援事業を飯田市社会福祉協議会へ業務委託しています。

飯田市生活就労支援センター まいさぼ飯田

所在地：飯田市高羽町 6 丁目 1 番地 3

電話：0265-49-8830 FAX：0265-49-8692

3 住居確保給付金

離職などにより住居を失った方、または失うおそれの高い方に対し、就職に向けた活動をするなどを条件に、一定期間、家賃相当額を支給。生活の土台となる住居を整えた上で、就職に向けた支援を行う。一定の資産収入等に関する要件を満たしている方を対象とし、飯田市が支給決定をする。

なお、令和元年度の飯田市の支援対象者はなかった。

4 一時生活支援事業

住居をもたない方、またはネットカフェ等の不安定な住居形態にある方に、一定期間、宿泊場所や衣食を提供。退所後の生活に向けて、就労支援などの自立支援も行う。一定の資産収入に関する要件を満たしている方を対象とし、飯田市が支援決定をする。

なお、令和元年度の飯田市の支援対象者はなかった。

5 就労準備支援事業

一般就労に向けた手厚い支援が必要な生活困窮者及び生活保護受給者に対して、就労の前段階として必要な生活習慣の形成、社会的能力の習得、就職活動のための技法等の習得、就労体験の提供等の支援を計画的かつ一貫して実施し、一般就労に向けた基礎的な能力を身につけることにより、安定的な就労につなぎ、経済的困窮から脱却を図ることを目的に実施する。企業組合労協ながのに業務委託し、飯田市が支援決定をする。

令和元年度の飯田市の利用者は、定員7名に対し、7名利用。(令和2年3月末日現在)

2-6 福祉企業センター

福祉企業センターは、社会福祉法第2条第2項第7号に規定する社会福祉事業の授産施設であり、身体に障がいをお持ちの方や精神上的理由、または、家庭の事情で就労などが困難な方に就労の場を提供し、将来的には一般就労を目指していただくことを目的としている。

市内には6箇所の福祉企業センターがある。

	今宮 福祉企業 センター	上久堅 福祉企業 センター	鼎 福祉企業 センター	上郷 福祉企業 センター	上村 福祉企業 センター	南信濃 福祉企業 センター
開設年月日	S37.4.1	S36.6.1	S29.12.1	S37.8.1	S38.10.12	S38.10.20
分場	—	—	—	—	程野(休所) 中郷	—
定員	30名	20名	30名	30名	15名	20名
利用者数	24名	15名	28名	25名	6名	19名
(内訳)						
身体障がい者	3名	3名	4名	3名	1名	2名
知的障がい者	6名	1名	8名	5名	1名	—名
精神障がい者	4名	—名	2名	3名	—名	1名
高齢者	4名	10名	9名	6名	4名	12名
その他	7名	1名	5名	8名	—名	4名
作業内容	菓子箱折・袋詰 電子部品仕切組立 茶箱折 瓶蓋シール 圧着 熊手制作 基板絶縁 自動車部品の検品 カレンダー 巻き箱詰め 正月飾りしめ縄組立	水引 正月飾り 木工 破魔矢・熊手制作 菓子詰 食品ポリ袋 シール貼り	抵抗器サシ作業 換気扇部品組立 スイッチケース組立 菓子・漬物箱詰・箱折 ごみ袋証紙貼り 圧力計プレス	菓子箱折・袋詰 自動車用ハーネス組立 水引・金封 瓦屋根軒先 部品組立 野球関連グッズ加工	縫製・菓子箱詰・箱折・反物の裁断	菓子箱詰・箱折 工芸品 凍み豆腐縛り 圧力計プレス
販売高(円)	5,388,927	2,737,099	13,209,150	6,267,761	2,294,688	5,830,304
工賃(円)	5,307,853	2,683,437	12,709,865	6,097,941	2,101,896	5,389,032
利用料(円)	0	187,417	10,649	227,977	153,911	517,055

※利用者数：令和元年度末現在の利用者数

※販売高：令和元年度受託事業収入

※工賃：令和元年度支払工賃総額

※利用料：令和元年度一般利用者利用料(10%)

3 子育て支援課

3-1 児童福祉関係

1 保育所等の数及び利用定員の推移

令和2年4月1日現在の認可保育所は33か所（施設数は35か所）、幼保連携型認定こども園は6園、地方裁量型認定こども園は1園、事業所内保育所は2園である。入所児童数は未満児、乳児保育の一般化により増加傾向にある。

さらに、就労形態の多様化、産休明けの職場復帰、景気不安による女性の求職・就労の増加により年度途中からの入所児童が増加しており、令和元年度途中入所児童は354人に及ぶ。

施設数及び利用定員

年度	公 立		私 立		計	
	施設数	定員(人)	施設数	定員(人)	施設数	定員(人)
H28	17	1,380	24	2,541	41	3,921
H29	16	1,345	25	2,611	41	3,956
H30	16	1,345	27	2,651	43	3,996
R 1	16	1,345	28	2,761	44	4,106
R 2	16	1,345	28	2,776	44	4,121

*施設数に分園を含む。

2 年齢別保育所・認定こども園入所状況

(令和2年4月1日現在)

園 名	飯田市入所児童							他市町村	自由契約	合計	利用定員
	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計				
丸山保育園				5	10	3	18	0	0	18	50
座光寺保育園	2	6	19	13	27	23	90	2	0	92	150
松尾東保育園		13	15	31	19	28	106	0	0	106	145
下久堅保育園		11	14	20	9	20	74	0	0	74	115
上久堅保育園				7	5	5	17	0	0	17	20
龍江保育園		6	6	15	13	22	62	0	0	62	90
竜丘保育園				18	16	19	53	0	0	53	75
川路保育園				12	12	16	40	0	0	40	45
三穂保育園		2	6	11	4	13	36	0	0	36	45
山本保育園		3	5	8	14	11	41	0	0	41	90
中村保育園		6	13	11	22	20	72	0	0	72	90
殿岡保育園		7	9	19	22	15	72	0	0	72	95
鼎みつば保育園	6	11	18	29	37	27	128	0	0	128	150
上郷西保育園		10	10	24	23	24	91	0	0	91	120
上村保育園	0	1	0	1	1	2	5	0	0	5	20
和田保育園	0	0	2	4	4	4	14	0	0	14	45
公立計	8	76	117	228	238	252	919	2	0	921	1,345
南部保育園	0	0	0	1	0	1	2			2	
山吹保育園	0	0	0	0	1	0	1			1	
大下條保育園	0	0	1	0	1	0	2			2	
あふち保育園	0	1	0	0	0	0	1			1	
喬木南保育園	0	0	0	0	0	1	1			1	

園名	飯田市入所児童							他市町村	自由契約	合計	利用定員
	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計				
喬木北保育園	0	0	1	1	0	1	3			3	
豊丘南保育園	0	0	2	0	0	0	2			2	
豊丘中央保育所	0	0	1	0	1	0	2			2	
市外公立委託計	0	1	5	2	3	3	14			14	
飯田仏教保育園	3	39	40	37	45	35	199	4	0	203	230
飯田中央保育園	4	20	19	22	25	16	106	1	0	107	150
飯田子供の園保育園	2	8	8	6	8	8	40	1	0	41	50
時又保育園	4	26	18	19	24	31	122	0	0	122	120
風越保育園	3	12	16	25	25	26	107	4	0	111	130
伊賀良保育園	6	20	23	27	39	38	153	0	0	153	150
育良保育園	2	11	16	22	25	20	96	0	0	96	140
慈光保育園	3	8	16	8	7	7	49	0	0	49	50
さくら保育園	2	6	12	15	18	10	63	0	0	63	60
さくら保育園久米分園		0	3	0	4	2	9	0	0	9	20
羽場保育園	0	9	10	18	14	18	69	0	0	69	70
明星保育園	7	15	22	27	20	30	121	0	0	121	120
高松保育園	0	5	9	10	16	17	57	0	0	57	60
あすなる保育園	3	9	13	6			31	0	0	31	30
千代保育園	0	7	11	9	4	4	35	0	0	35	45
千代保育園千栄分園				0	2	5	7	0	0	7	15
慈光松尾保育園	12	23	36	52	47	55	225	1	0	226	250
上郷なかよし保育園	4	34	30	31	37	27	163	7	0	170	190
鼎あかり保育園	8	19	27	27	36	29	146	1	0	147	150
私立保育園計	63	271	329	361	396	378	1,798	19	0	1,817	2,030
慈光幼稚園	0	16	20	47	55	54	192	8	0	200	180
飯田ルーテル幼稚園			5	12	10	15	42	5	0	47	66
聖クララ幼稚園		9	22	40	31	38	140	1	0	141	120
入舟幼稚園・入舟保育園	0	8	17	29	28	45	127	6	0	133	115
勅使河原学園	0	9	17	29	30	29	114	15	0	129	145
ビバ・チャイルド	4	2	6	9	9	7	37	1	0	38	45
野あそび保育みつけ		2	3	2	7	7	21	4	0	25	25
私立認定こども園計	4	44	87	166	163	188	673	40	0	713	696
保育室コッコロ	0	2	2				4	1	0	5	10
輝山会記念病院事業所内保育所 八重のさくら保育園	1	8	2				11	3	0	14	40
私立事業所内保育所計	1	10	4				15	4	0	19	50
市内私立計	68	327	423	529	566	573	2,486	63	0	2,549	2,776
市外私立委託計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
市内施設合計	76	403	540	757	804	825	3,405	65	0	3,470	4,121
認可計	76	404	545	759	807	828	3,419	65	0	3,484	

3 幼児教育・保育の無償化

生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の重要性や、子育てや教育にかかる費用負担の軽減を図る少子化対策の観点などから、3歳児クラスから5歳児クラスの子ども及び住民税非課税世帯の0歳児クラスから2歳児クラスの子どもを対象に、令和元年10月1日から保育園・認定こども園等の利用料が無償化されました。

	認可保育園・認定こども園・地域型保育事業等	認定こども園		認可外保育施設等
		1号認定	預かり保育	
			2号・3号認定	新2号・新3号
3～5歳児クラス	無償化	無償化	上限月額 11,300円	上限月額 37,000円
満3歳児	—	無償化	上限月額 16,300円 (非課税世帯のみ)	—
住民税非課税世帯 0～2歳児クラス	無償化	—		上限月額 42,000円

※新2号・新3号：保育の必要性の認定が必要。

※認可外保育施設等：届出済認可保育施設、一時預かり保育、ファミリーサポートセンター、病児保育

4 副食費の免除

給食費のうち、おかず・おやつなどの副食費は、保育料に含まれている額(認定こども園1号認定以外)でしたが、保育料無償化に合わせて、実費負担となりました。

低所得世帯への配慮として、市民税所得割額が一定額未満の世帯の副食費は免除となります。市独自の取り組みとして、18歳未満の兄・姉が2人以上いる1号認定・2号認定の子どもについて世帯の市民税所得割額に関係なく副食費が免除となります。

1号認定(満3歳以上・教育区分)

世帯	18歳未満の兄・姉から数えて		
	第1子	第2子	第3子以降
市民税所得割額 77,101円未満世帯	副食費免除		
市民税所得割額 77,101円以上世帯	実費徴収		

2号認定(4月1日時点で満3歳以上・保育区分)

世帯	18歳未満の兄・姉から数えて		
	第1子	第2子	第3子以降
市民税所得割額 57,700円未満世帯 (ひとり親・障がい世帯については77,101円未満)	副食費免除		
市民税所得割額 57,700円以上世帯	実費徴収		

3-2 児童手当関係

1 児童手当の目的

次代の社会を担う児童の健やかな育ちを社会全体で応援することを目的とする。

2 支給対象

中学校を卒業するまでの児童（15歳到達後、最初の3月31日までの間にある児童）を養育している方。（平成24年6月以降 所得制限あり）

3 支給額（月額）

- 3歳未満 15,000円
- 3歳から小学生の第1子、第2子 10,000円（第3子以降 15,000円）
- 中学生 10,000円
- 所得制限を超過している方 児童1人につき 5,000円

4 支給時期

毎年2月、6月、10月にそれぞれの前月分までを支給

5 児童手当の支給状況

令和2年6月支給実績	
令和2年2月～5月分	
支給件数	支給額（円）
6,685	519,620,000

3-3 ひとり親関係

1 児童扶養手当の支給

離婚または死別等によるひとり親（または配偶者が重度の障害である）家庭で、18歳まで（児童が中程度以上の障害を有する場合は20歳まで）の児童を養育しているひとり親や、親に代わって児童と同居し養育している保護者に手当を支給する国の制度。

平成22年8月から父子家庭も対象となる。

(1) 手当の額（令和2年4月から）

区分	月額	児童加算額	
		第2子	第3子以降1人につき
全部支給の場合	43,160円	10,190円	6,110円
一部支給の場合	所得額に応じ 43,150円～10,180円	所得額に応じ 10,180円～5,100円	所得額に応じ 6,100円～3,060円

※一部支給は所得に応じて月額43,150円から10,180円まで10円きざみの額。

$$(\text{計算式}) \text{ 手当額} = 43,150 - \underbrace{(\text{受給者の所得額} - \text{全部支給の場合の所得制限限度額}) \times 0.0230559}_{10 \text{ 円未満四捨五入}}$$

(2) 支給方法

年6回 奇数月

(3) 認定状況（毎年5月末現在の認定者数）

平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
986人	997人	1,034人	1,020人	1,017人	985人	946人

2 高等職業訓練促進給付金の支給

(1) 事業内容

母子家庭の母または父子家庭の父が就業に必要な高等資格（看護師、介護福祉士等）を取得するために長期間養成機関に通う間の生活の不安や負担を軽減するため、修学の期間、促進給付金と修了支援給付金を支給する。対象者は児童扶養手当を受けているか、児童扶養手当を受けていないが、同程度の所得水準にある母子家庭の母または父子家庭の父。

(2) 給付金支給者

1名（令和2年5月末現在）

(3) 高等職業訓練促進給付金の額

市町村民税非課税 月額100,000円、課税世帯 月額70,500円、最終学年 月40,000円増

3 母子・父子自立支援員

母子・父子自立支援員は、母子・父子及び寡婦を対象に、その自立に必要な情報を提供、相談指導等支援を行うとともに、職業能力の向上及び求職活動に関する支援を行う。

4 飯田市ひとり親家庭福祉会

(1) 会員数の推移

平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
170人	130人	100人	90人	110人	100人	90人

(2) 実施事業（県母寡連・市・母子会・社協補助事業）（令和2年度）

ア 親と子のいきいき講座事業：8月8日 ブルーベリー狩り

参加者：大人20人、子ども18人

イ 親と子の集い事業：新型コロナウイルスの影響により実施できず

5 母子・父子家庭等に対する援助対策

事業名	実施主体	金額
死別母子父子家庭慰謝激励見舞金	飯田市	30,000円
交通災害遺児見舞金	長野県社会福祉協議会	150,000円

6 母子生活支援施設 平成31年4月1日廃止

3-4 地域子育て支援関係

1 家庭児童相談

こども家庭応援センターが家庭児童相談を行っている。多様な職能スタッフ（保健師、発達臨床心理士、臨床心理士、作業療法士、言語聴覚士、保育士、教員OB、ケースワーカー）によって、総合的専門的な相談に応じる。電話または面談による相談業務のほか、養育支援家庭訪問（養育支援に関する技術的援助）を実施する。

(1) 相談受付経路別件数

経路	都道府県			市町村				学校等										計					
	児童相談所	福祉事務所	その他	福祉事務所	保健センター	その他	保育所	児童福祉施設	指定医療機関	認定こども園	警察等	保健所	医療機関	幼稚園	学校	教育委員会等	里親		児童委員	家族・親戚	近隣・知人	児童本人	その他
R1 相談件数	51	0	0	20	270	7	77	4	0	12	0	0	24	0	34	7	0	1	80	2	0	5	594
R1 虐待相談 件数	2	0	0	2	11	1	6	3	0	5	0	0	3	0	10	1	0	0	11	1	0	0	56

(2) 年齢別相談種類別受付件数

	養護相談		保健相談	障害相談						非行相談		育成相談				その他の相談	計	
	児童虐待相談	その他の相談		肢体不自由 相談	視聴覚障害 相談	言語発達障害 等相談	重症心身障害 相談	知的障害 相談	発達障害 相談	ぐ犯行為等 相談	触法行為等 相談	性格行動 相談	不登校 相談	適性 相談	育児・しつけ 相談			
0歳	8	47	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	3	65
1歳	1	14	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	0	0	37	1	57	
2歳	2	14	0	0	0	0	0	0	0	0	0	7	0	0	109	0	132	
3歳	10	13	0	0	0	0	0	0	2	0	0	12	0	0	53	4	94	
4歳	5	16	0	0	0	0	0	0	0	0	0	10	0	0	15	1	47	
5歳	2	11	0	0	0	0	0	0	0	0	0	8	0	0	8	2	31	
6歳	2	5	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	4	2	14	
7歳	5	11	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	3	0	1	1	23	
8歳	3	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0	0	1	3	15	
9歳	3	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	9	
10歳	3	7	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	12	
11歳	5	5	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	1	0	0	4	17	
12歳	0	5	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0	1	8	
13歳	0	5	0	0	0	0	0	0	1	0	0	2	4	0	0	3	15	
14歳	4	7	1	0	0	0	0	0	0	1	1	0	1	0	0	1	16	
15歳	1	3	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	1	0	0	3	10	
16歳	1	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	1	8	
17歳	1	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	
18歳以上	0	17	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	17	
計	56	198	4	0	0	0	0	1	6	3	1	49	13	0	232	31	594	

(3) 要保護児童の年齢別新規件数

年齢	1歳未満	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳	小学生	中学生	高校生以上	計
H27	51	11	14	17	15	16	8	36	8	42	218
受付	23.4%	5.0%	6.4%	7.8%	6.9%	7.3%	3.7%	16.5%	3.7%	19.3%	100.0%
H28	20	14	12	16	11	8	14	32	6	57	190
受付	10.5%	7.4%	6.3%	8.4%	5.8%	4.2%	7.4%	16.8%	3.2%	30%	100.0%
H29	3	2	3	9	5	0	4	12	3	1	42
受付	7.1%	4.7%	7.1%	21.4%	11.9%	0%	9.5%	28.6%	7.1%	2.3%	100.0%
H30	2	6	6	7	8	11	3	28	9	0	80
受付	2.5%	7.5%	7.5%	8.8%	10.0%	13.8%	3.8%	35.0%	11.2%	0%	100.0%
R 1	8	1	2	10	5	2	2	19	5	2	56
受付	14.3%	1.8%	3.6%	17.9%	8.9%	3.6%	3.6%	33.9%	8.9%	3.6%	100.0%

(4) 被虐待者の年代・虐待種別件数

	身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	保護の怠慢・拒否	計
0～3歳	7	0	5	9	21
4～6歳	5	0	3	1	9
小学生	12	0	5	2	19
中学生	2	0	3	0	5
高校生・その他	0	1	0	1	2
計	26	1	16	13	56

(5) 虐待相談の主な虐待者

	実父	実父以外の父親	実母	実母以外の母親	その他	計
虐待相談件数	16	4	35	0	1	56

2 保育所・認定こども園巡回訪問相談

巡回訪問スタッフ（保育士1、臨床心理士1、作業療法士2、言語聴覚士1、理学療法士1）の巡回訪問によって、発達支援ニーズのある親子に対し、保護者－保育所・認定こども園－専門機関の三者間連携が機能していくよう技術的支援を行う。

また、市内保育所・認定こども園での個別の指導計画作成により保育士・保育教諭の資質向上を図り、保護者－保育所・認定こども園－小学校が協働して継続性のある発達支援を行う。

<巡回相談件数および個別指導計画作成実施件数>

(人)

	年長	年中	年少	未満	全体
巡回相談ケース実数	39	36	52	23	150
個別指導計画作成実施児童数	54	51	60	69	234

3 短期親子支援グループ『ゆいっこ』・入園前発達支援学級

(1) 短期親子支援グループ『ゆいっこ』

乳幼児健診（1歳6か月～2歳）における要フォロー児童と家庭を対象とし、子どもの支援ニーズをアセスメントするとともに、子どもと家庭に合った子育てを保護者が見つけていけるよう伴走し、早期支援体制を重層化する。

実施回数 40回 利用件数 34人（1グループにつき隔週3回実施。各回3～4組参加）

(2) 入園前発達支援学級

次年度、保育所・認定こども園に入る予定の、発達に心配のある子どもや支援を必要とする親子を対象とするグループ。それぞれの子どもの発達に応じた活動場面設定と個別配慮により、子どもの集団参加意欲や、認知・情緒、運動機能、コミュニケーションスキル、集団活動の中で必要となる生活スキルの習得等を促す。

また『親子の居場所づくり』的機能を有し、それぞれの家庭に合った養育相談や保育園・認定こども園入園に向けてのつなぎ支援を実施。

実施回数 38回 延べ利用人数 309人（週1回実施）

4 飯田市子育て支援ネットワーク協議会

児童福祉法第25条に基づく要保護児童対策地域協議会（平成17年10月14日設置）。次に掲げる要保護児童や要支援児童、特定妊婦を発見したときは、速やかに調整機関へ情報を集約する。調整機関では必要に応じて個別ケース会議を開くなど情報の共有化を図るとともに、それぞれの機関が行う支援の内容を決定し実行する。

- (1) 虐待されている児童
- (2) 虐待が疑われる児童
- (3) 放置すると虐待に至るリスクの高い児童
- (4) 保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童
- (5) 保護者に監護させることが不相当であると認められる児童及びその保護者
- (6) 出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦

【要保護児童対策地域協議会構成機関】

- | | | |
|-----------------------|---------------------------|----------------|
| ・飯田医師会 | ・飯田下伊那歯科医師会 | ・長野県看護協会飯田支部 |
| ・長野県助産師会飯下地区 | ・飯田市民生児童委員協議会 | ・長野県飯田保健所 |
| ・長野県飯田児童相談所 | ・飯田警察署 | ・飯田広域消防本部 |
| ・市内保育所 | ・市内認定こども園 | ・市内の小学校及び中学校 |
| ・市内の児童館、児童センター及び児童クラブ | | ・こども発達センターひまわり |
| ・市内の児童養護施設、乳児院 | ・飯田市地域子育て支援拠点つどいの広場 | |
| ・長野県飯田養護学校 | ・飯伊圏域障がい者総合支援センター | |
| ・放課後等デイサービス事業所 | ・飯田市ファミリーサポートセンター | |
| ・飯田市教育委員会 | ・飯田市健康福祉部（保健課・福祉課・子育て支援課） | |
- （調整機関）飯田市健康福祉部子育て支援課

5 養育支援訪問等

養育支援家庭訪問事業は、児童虐待防止を目的とし、支援が必要な家庭に対し、集中的に家庭訪問を行う。訪問スタッフは、保育士資格保有者や通年研修により養成された養育支援訪問登録員があたり、育児モデルとなって家庭を支援する。

虐待防止のための専門的支援は、こども家庭応援センターの職員が保護者に対して家庭訪問や面接等で直接的に実施する支援である。

・養育支援訪問登録員：令和元年度 31人

・養育支援訪問等件数

年度	養育支援家庭訪問事業		虐待防止のための専門的支援	
	家庭数	延件数	家庭数	延件数
H29	20	399	391	1,805
H30	10	199	424	1,751
R 1	6	60	337	2,244

6 こども家庭応援センター「ゆいきっず」

(1) ゆいきっず広場

就学前の親子が寄り集まれる場として市役所りんご庁舎 こども家庭応援センター内「キッズルーム」に簡易な遊具を置きスタッフを常時配置する。親子で一緒に遊びながら利用者親子が交流できる。平成 27 年 6 月 1 日プレオープンから令和元年度末までに合計 1,439 回広場を開催し、延 21,993 組の親子にご利用いただいた。令和元年度の利用親子組数の 1 日平均は 15.3 組となっている。

(2) こども・子育て・教育に関わる相談

市内在住の 18 歳未満のこども・子育ての相談／来入学と小中学校在学中の就学相談・教育相談／虐待の心配を早期に予防する相談など広く子育ての悩みに対応した相談を扱う。相談内容に応じて、さらに専門相談を予約・利用できる。受理した相談は必要に応じて関係機関との連携により適切に支援につなげる。

・ゆいきっず相談（新規相談・継続相談・合計）

年度	新規ケース数	継続ケース数	計
H29	544	600	1,144
H30	564	657	1,221
R 1	494	659	1,153

・令和元年度ゆいきっず相談（相談種別概要）

児童養護相談 (児童虐待)	児童養護相談 (その他)	保健相談	障害相談	非行相談	育成相談 (性格・行動・不 登校・育児・躾)	その他の 相談	計
166	369	4	14	4	543	53	1,153

7 地域子育て支援拠点

就園前の子育て中の親子が利用し交流や講習会、子育てに関する情報提供、相談を行っている。特定のデイリープログラムを持たず自由に出入りできる。

令和元年度	実施曜日	実施時間	年間実施日数	年間利用延べ数			1日平均 利用人数
				おとな	子ども	合計	
座光寺つどいの広場	月～金	9:30～15:30	223	2,478	2,956	5,434	24
わいわいひろば	月～金	9:30～14:30	234	4,737	5,408	10,145	43
おしゃべりサラダ	月～金	10:00～15:00	231	1,741	1,962	3,703	16
アイキッズスクエアいくら	火～金	9:30～14:30	153	1,515	1,823	3,338	22
ひだまりサロン	火～木	10:00～15:00	154	850	1,162	2,012	13
くまさんのおうち	月水金	10:00～15:00	154	728	828	1,556	10
なかよし広場ぞうさん	火～金	9:30～14:30	186	583	616	1,199	6
おしゃべりポトフ	火	9:30～14:30	43	161	182	343	8
親子であそぼ♪森っこ	火～土	10:00～15:00	238	3,283	3,573	6,856	29
ゆるり飯沼	火～金	10:00～15:00	234	784	861	1,645	7
KanKan リトルジャイアント	月火木	10:00～15:00	160	608	661	1,269	8
KanKan リトルスキッパー	水	10:00～15:00	51	180	206	386	8
計			2,061	17,648	20,238	37,886	18

平成17年度： 民営型1か所、公営型2か所 計3か所設置

平成18年度： 既存3か所の開設時間の拡大

新たに民営型2か所増設（ひだまりサロン・くまさんのおうち）

平成19年度： 新たに民営型1か所増設（アイキッズスクエアいくら）

平成20年度： 新たに民営型2か所増設（カンガルークラブ、なかよし広場ぞうさん）

平成21年度： 既存施設の開設日数の拡大（くまさんのおうち）

平成22年度： 新たに民営型1か所増設（わいわいひろば）公営型1か所廃止

平成23年度： 機能拡充型として隔週1日開所の出張ひろば1ヶ所設置（おしゃべりポトフ）

平成24年度： 民営型1か所廃止（カンガルークラブ）

平成25年度： 民営型1か所増設（親子であそぼ♪森っこ）

平成26年度： 民営型2か所増設（ゆるり飯沼、KanKanリトルジャイアント）

平成28年度： 出張型1か所増設（KanKanリトルスキッパー）

3-5 こども発達センターひまわりの現況

(令和2年3月31日)

1 児童発達センター事業のあらまし

家庭から通園する就学前の障がいや発達の遅れ・つまずきのある子ども一人ひとりに合わせた発達支援を実施するとともに、保護者の相談に乗り家庭と協力して心身の成長発達を援助していく。

(1) 通園事業

ア 児童数 定員 36 名
登録児童数 53 名 (途中入退所含む)

イ 療育日数及び延べ利用数

月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	合計
日数	17	20	22	23	18	20	22	20	21	20	19	22	244
延べ利用数	596	733	750	832	551	657	773	671	668	671	566	432	7,900

ウ 出身地別登録児童数

飯田市	松川町	高森町	喬木村	阿智村	飯島町	中川村	合計
32	4	5	2	2	1	1	47

エ 年齢別登録児童数

	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
男	0	0	5	12	13	6	39
女	0	0	5	0	4	32	14
合計	0	0	10	12	17	8	47

オ 児童の転園・卒園状況 (14名)

保育園・認定こども園	16
家居	—
小学校	1
特別支援学校	9

カ 他機関からの受け入れ

- ① 実習生・職場体験受け入れ 延べ 102名
 ② ボランティア受け入れ 年間 9回
 ③ 他機関からの見学及び視察 年間 6回 83名

(2) 相談支援事業

特定相談・障害児相談支援

利用計画作成	63件	継続支援計画作成	102件
--------	-----	----------	------

2 療育相談事業のあらまし

長野県から「障がい児等療育支援事業」、南信州広域連合から「障害者相談支援事業」の委託を受けて、飯田下伊那福祉圏域（14市町村）を対象に、在宅の障がい児（者）の外来・訪問による相談・訓練・療育グループ活動等を、関係機関との連携をとりながら行い、障がい児の福祉の向上を図る。

(1) 在宅児のグループ

らっこ、ぺんぎん、こあら、ひよこ 計4グループ

実施回数 76回 延べ利用人数 458名

(2) 地域グループへの支援

		飯田市
回数		13
延べ人数		106

(3) 療育相談、発達検査（外来相談）

利用者数 573名 延べ利用者数 4,223名

(4) 保育園、認定こども園、学校、施設等訪問 149回

3 重症心身障害児通園事業のあらまし

在宅の重症心身障がい児一人ひとりの状態に応じた通園形態で、楽しみ作りをしながら心身の発達を促していく。

(1) 児童数

定員 一日5人程度

登録児童数 6名（途中入退所含む）

(2) 療育日数及び延べ利用数

月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	合計
日数	17	20	22	23	18	20	22	20	21	20	19	22	244
延べ利用数	19	27	38	40	26	35	34	38	33	36	29	2	357

(3) 出身地別登録児童数

飯田市	松川町	高森町	合計
3	2	1	6

(4) 年齢別登録児童数

	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
男	-		-	1	1	1	3
女	-	-	-	1	1	1	3
合計	-		-	2	2	2	6

3-6 令和元年度子育て応援プランの進捗状況

☆基本目標1 子育て・子育てを応援する制度の充実 ～家庭の子育て・子育てを応援するまちづくり～

①相談・支援体制の拡充

事業名	事業内容	現状 (平成25年度)	目標値 (令和元年度)	令和元年度		
				実施状況	進捗率 評価	
【次世代育成】 子育て相談・支援体制整備事業	子育て相談・情報・支援の一体的な提供、切れ目ない支援を進めるため、市役所の組織見直しに努めます。福祉、保健、医療、学校教育、生涯学習、公民館、労働・農林商工業、男女共同参画、危機管理・交通安全・建設などの各分野が、市民と協働して取り組む子育て・子育て支援をさらに進めます。 また、家庭の相談、支援を切れ目なく一元的に行うため「飯田市子ども家庭応援センター」を設置します。	○子育て支援ネットワーク協議会(児童虐待防止ネットワーク)において、庁内関係部署及び外部関係機関との連携・協働を行っている。 ○発達支援事業において、一貫した包括的な支援のため、庁内関係部署及び外部関係機関との連携・協働を行っている。 ○家庭児童相談室設置 ○発達支援巡回指導機能の充実 ○(仮称)子ども家庭応援センターについては、本庁舎の建設に伴うりんご庁舎の体制整備に併せて平成28年度開設を目指して検討中	○飯田市子ども家庭応援センターの設置による、市役所庁内及び関係機関との連携・協働体制の強化、相談・支援体制の整備	○子育てに関する総合的支援の中核施設として、飯田市子ども家庭応援センターを運営し、子育てが家庭が孤立せず安心して暮らし子育てができるよう関係機関との連携を図った。相談後は専門職や各機関へつなげることにより社会全体で寄り添いながら応援する体制づくりに努めた。 ○児童虐待防止に係わる子育て支援ネットワーク協議会は、代表者・実務者・個別会議により体制強化と個別ケースの進行管理を実施した。実務者会議は十分議論ができるよう種別分類し各機関との情報共有を図った。 ○特別な教育的配慮が必要な子どもに対する教育環境整備や保護者等を対象とした就学相談説明会を3回実施し飯田市の教育支援について説明し、保育園と小学校の違いや各機関との連携について周知を行った。 ○母子保健コーディネーターを配置し、妊娠から産後の面談を行い、安心して出産子育てができるよう相談体制を整えた。また保健課乳幼児健診時に(1歳6か月、2歳、3歳)心理専門職を派遣、健診会場において心理相談を実施した。 ○保育所、認定子ども園に専門職が巡回訪問し、発達支援のコンサルタントを引き続き実施した。 ○子ども家庭応援センターに教育相談員(就学相談担当)を配置し、幼保から小学校への連携を強化している。	—	○
	さらに市民参加の子育て・子育て活動を地域に広げるため、計画の実現に向けた事業を、市民・行政が協働して取り組みます。	○次世代育成支援ワーキンググループ「みんなで子育て応援サポーター会議」設置	○継続実施	○みんなで子育て応援サポーター会議により、子育て応援情報誌「みんなで子育てナビ」「いっだババナビ」のほか、新たに「まごナビ」を発行し母子健康手帳交付時に配布した。	—	○
	また、日本語の理解が不十分な外国籍児童・保護者に対し、必要に応じて文書の翻訳や通訳者の派遣などの支援をします。	○外国籍児童共生支援員(サポーター)5人 ○外国人相談窓口を開設し、子育て等に係る相談に対応するとともに、必要に応じて乳幼児健診時や保育園入園時に通訳を派遣している。また、重要文書の翻訳も実施している。	○外国籍児童共生支援員(サポーター)5人 ○外国人相談窓口での対応とともに、必要に応じて通訳派遣や翻訳を実施する。	○外国籍児童共生支援員5人(中国語2、ポルトガル語1、タガログ語1、日本語支援1) ○外国人相談窓口を開設し、子育て等に係る相談に対応するとともに、必要に応じて乳幼児健診時や保育園・認定子ども園での説明など、意思疎通困難時に通訳を派遣した。また、子育て施策に関する重要文書も多言語で翻訳し、配布した。 ○医療通訳試行制度に基づき、外国籍児童・保護者が医療機関を受診する際、必要に応じて通訳を派遣した。	100%	○
	結婚を希望する方が温かな家庭を築けるように支援します。	○社会福祉協議会へ結婚支援アドバイザーを設置 結婚相談登録241名、イベント34回開催 延べ548名参加(地区開催含む) カップル成立96組 結婚成立17名	○カップル成立60組 結婚成立15名	○社会福祉協議会へ結婚支援アドバイザーを設置 結婚相談登録190名、イベント26回開催 延べ441名参加(地区開催含む) ○カップル成立88組 結婚成立13名	100%	○

【次世代育成】 子育て支援ネットワーク事業	児童虐待防止、要保護児童等支援のため、要保護児童対策地域協議会に参画する、保健・福祉・医療・教育・警察など地域の子育て支援関係機関が協働して支援に取り組みます。	○飯田市子育て支援ネットワーク協議会(児童虐待ネットワーク)設置		○継続実施		○子育て支援ネットワーク協議会の調整機関として、相談内容に沿った対応により迅速に支援体制を整え、児童虐待の防止及び抑止につなげることに努めた。 ○新規相談受付件数 594 件、虐待受付件数 56 件	—	○
【次世代育成】 幼保小連携事業	集団生活になじめない子どもや不登校児童対策として幼保小が連携して、早い段階から子どもの状況把握や予防対応などに取り組みます。発達が気になることに対し、保育園・幼稚園から小学校へと途切れのない支援がされることを目指します。	○学区を中心にした連絡会の開催、情報交換 ○幼保小の連携に関わる実践研究を3園5校で実施		○継続実施		○幼保小連携推進委員会の開催により、共通認識により途切れのない発達支援などについての検討会を実施 ○幼保小の連携に関わる実践研究を2園2校で実施	—	○
事業名	事業内容	現状 (平成 25 年度)	区分	30 年度	元年度 (見込み)	実施状況	進捗率	評価
【子ども・子育て】 利用者支援事業	「飯田市子ども家庭応援センター」では、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施します。	—	量的指標	1カ所	1カ所	○子ども家庭応援センターでは子育て支援事業の情報提供及び相談等を行い各機関との連携を図りニーズに沿った支援に努めた。児童養育相談及び子育て・発達・教育相談の対応総数は、新規 594 件、継続 659 件で増加傾向となった。 ○子育て広場「ゆいきず広場」では、相談ニーズの早期対応及び専門職による相談体制を併存させ、多様な相談に対応可能な体制とした。 ○4月から母子保健コーディネーター(保健師)を配置し、妊娠期から様々な相談や状況把握を行い、サービス等の情報提供や全妊婦の支援プランを策定し利用者支援の体制を整えた。	100%	○

②在宅育児支援サービスの継続

事業名	事業内容	現状 (平成 25 年度)	区分	目標値 (令和元年度)		令和元年度		
				30 年度	元年度 (見込み)	実施状況	進捗率	評価
【次世代育成】 ファミリーサポートセンター事業	ファミリーサポートセンターの利用料金については、利用しやすい単価の設定や利用料金の負担軽減策を検討し、利便性を高めます。また、協力会員の資質向上に努めます。	○ファミリーサポートセンター会員数 634 人活動件数 1,731 件(高齢者・障害者生活支援分を除く) ○負担軽減策については、継続的に検討している。		○低所得世帯に対する負担軽減の検討		○飯田市ファミリーサポートセンターの会員数 656 人(依頼会員 343 人、協力会員 267 人、依頼協力会員 18 人)活動件数 831 件。子どもの預かりや送迎を行った ○ファミリー・サポート事業を利用するひとり親家庭を対象に、利用料の半額(上限、月額 1 万円)を補助し利用者の負担軽減策へつなげた。	—	○
事業名	事業内容	現状 (平成 25 年度)	区分	30 年度	元年度 (見込み)	実施状況	進捗率	評価
以下3事業の量的指標(合計)				1,928 人年	2,391 人年			
【子ども・子育て】 ファミリーサポートセンター事業	協力会員の拡大、市民の認知を広げるなど充実を図り、市民同士がお互いに助け合う「地域の子育て力」を高めます。	1,731 人	量的指標	831 人	1,635 人	○子育てをしながら、安心して働くことのできる環境づくりのために、依頼会員・協力会員相互の援助活動が行われ子育てを地域で助け合う一助になっている。会員の増加に向け、ポスターやチラシを制作し子育てが集う施設等に配布し周知に努めた。	—	○
【子ども・子育て】 一時預かり事業(在園児除く)	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、保育所や認定子ども園で一時的に預かり、必要な保護を行います。	773 人	量的指標	741 人	755 人	○公立保育園 16 園、私立保育園 17 園、認定子ども園6園、事業所内保育所2園の飯田市認可保育園・認定子ども園・事業所内保育所全園において、園に在籍していない又は通っていない乳幼児を対象として、一時的に家庭での保育が困難となった場合に児童を一時的に預かり、必要な保護を行った。	98.1%	○
【子ども・子育て】 子育て短期支援事業(トワイライトステイ)	仕事等の理由により、夜間に保護者がいない場合、児童養護施設等で児童の養護・保護を行います。	0 人	量的指標	4 人	1 人	○市内の乳児院 1 か所及び児童養護施設3カ所において継続実施した。 (利用実績 R1:8件 H30:0件 H29:2件 H28:0件 H27:0件)	—	○

【子ども・子育て】 養育支援家庭訪問事業	子育てに不安を感じている家庭、養育が困難な家庭に対し、面接相談・訪問援助・子どもの発達指導などを実施して、子育てが安定してできるよう支援します。これにより、家庭の育児不安を緩和し、育児の行き詰まり防止に取り組めます。	104人	量的指標	60人	140人	○子育て支援ネットワーク協議会が調整機関となり、養育が困難な家庭に対し面接相談・訪問援助・子どもの発達指導などを実施して、安定した子育てができるよう支援し相談内容に沿った対応を心掛けることで不安や孤立化の防止に努めた。 ○養育支援に関する専門は保健師、臨床心理士、家庭児童相談員(教員OB)。 ○養育家事援助スタッフは保育士、子育てOB等が養育支援家庭訪問登録員研修を受講し登録員として活動した。(訪問登録員33人)	—	○
【子ども・子育て】 一時預かり事業(在園児対象)	保護者が保育所等による一時預かり事業を積極的に利用していただけるよう、乳幼児健診・広報活動等で周知を行います。これにより、保護者の育児の行き詰まりを解消し、新たな気持ちで家庭での育児ができるよう支援します。また、保育所が行事日程などにより一時預りできない日でも、他の保育所等へ行けば一時預かりが受けられるようにします。	20,726人日	量的指標	42,026人日	47,803人日	○認定こども園6園全園において実施。 ○教育標準時間4時間をこえて園に在園している園児について一時預かりを実施。当地域の特性により教育標準時間が6時間ないし6時間30分で設定されてきた経過があり、4時間で帰宅する園児はほとんどいないため、一時預かりの実績数は多い。 ○実績数値は1号認定の園児数に左右されるが、利用希望者は100%受入れができています。	87.9%	○

③子育ての経済的負担の軽減

事業名	事業内容	現状 (平成25年度)	目標値 (令和元年度)	令和元年度		
				実施状況	進捗率	評価
【次世代育成】 保育園・認定子ども園の保育料軽減事業	子育て世代の負担軽減のため、保育所等保育料の軽減を継続して行います。	○保育料軽減率 34.26%(保育料基準額の引き下げと多子軽減の拡充) ○幼稚園授業料に対し、保育所保育料とほぼ同額になるよう補助を継続	○保育料軽減率 約30%	○令和元年度保育料軽減率:35.40% ○昨年度に引き続き、2・3号認定に対する階層拡大及び多子世帯軽減、1号認定に対する国基準5階層から市基準9階層への階層拡大を行った。10月の保育料無償化以降実費徴収となった3歳以上児の副食費についても、市独自の取り組みとして、多子世帯の免除を行った。	118%	○
【次世代育成】 児童手当支給事業	子育て世代の負担軽減として児童手当を支給します。	○児童手当支給延べ数:165,404人 児童手当支給金額:1,851,020千円	○継続実施	○中学生までの子供を持つ方に児童手当を年3回支給した。 児童手当支給延べ数:146,794人 児童手当支給金額:1,630,380千円	—	○
【次世代育成】 就学援助事業	経済的理由によって、就学困難と認められる児童生徒の保護者に対して、学用品・学校給食費等の一部を援助します。	○対象者 843人/年	○継続実施	○対象者 1,022人/年	100%	○
【次世代育成】 奨学金貸与事業	経済的理由により進学が困難な若者に奨学金を貸与して、教育の機会均等を確保します。また、当地域へのUターンを促進するため、償還期間となった者が飯田市に就職等により居住した場合には、償還金の一部を免除します。	○奨学金貸与者 60人	○継続実施	○奨学金貸与者 68人	100%	○

④地域子育て支援拠点の充実

事業名	事業内容	現状 (平成 25 年度)	区分	30 年度	31 年度 (見込み)	令和元年度				
						実施状況	進捗率	評価		
【子ども・子育て】 地域子育て支援拠点事業	公共施設の空きスペースなどのほか、市民から提供していたく建物等を有効利用し、子育てアドバイザーが常駐して家庭・地域での子育て・親育ちを支援します。人の子育てを見聞きし、相互に助け合いながら協働して子育てする中で「社会からの孤立感」を解消し「家庭・地域での育児の喜び」を実感できる環境をつくります。家庭での子育てを密室型から地域子育て型に転換し、子育ての行き詰まりの防止につなげます。落ち着けない子どもなどの生活習慣の確立や、人と交わることによる子どもの育ちを支援するための場も提供します。	34,215 人回	量的指標	37,535 人	45,190 人	○地域の子育て拠点として12カ所(常設型10、出張型2)で運営し目標は達成。各施設では子育てに関すること、家庭に関する相談業務のほか講習会の実施や多様な世代との交流などが行われた。 ○ひろば運営に係わる子育てアドバイザー情報交換会を月1回定期開催した。また講師を招聘しての研修会開催やテーマ設定した自主研修も実施しスキルアップに努めた。 ○地域子育て支援拠点事業 (1)週5日型 5カ所 座光寺、わいわいひろば、親子であそぼ♪森っこ、ゆるり飯沼 おしゃべりサラダ (2)週3~4日型 5カ所 くまさんのおうち、なかよし広場ぞうさん、ひだまりサロン、アイキッズスクエアいくら、KanKan リトルジャイアント (3)出張型 2カ所、おしゃべりポトフ、KanKan リトルスキッパー	—	○		
			量的指標	常設型 10 出張型 2	常設型 10 出張型 1	109%	○			
事業名	事業内容	現状 (平成 25 年度)	目標値 (令和元年度)		令和元年度					
					実施状況	進捗率	評価			
【次世代育成】 地域子育て支援拠点事業	つどいの広場の開所日を増やすことについて、検討します。	○休日開所日の増、開所時間の見直しについて、検討している	○休日開所日の増		○ゆいぎっず広場は土曜日、日曜日に開所している。他のつどいの広場は不定期ではあるが休日開所4カ所としている。お知らせ版等で周知している。	—	○			
【次世代育成】 乳幼児学級及び乳幼児教育支援事業	保護者の子育て学習の場として、乳幼児学級をすべての地区で実施します。乳幼児をもつ保護者や、転入したばかりの家庭などが「孤独な子育て」に陥らないよう、保健師の家庭訪問や公民館広報などで周知を行い、乳幼児学級の機会を通じて、地元の子育て家庭同士の交流を深めます。	○全 20 地区で実施地区の実態に合わせて対象や内容を決め実施している。	○20 地区で継続実施		20 地区において公民館が主催となり乳幼児学級を開催した。 対象となる親子の数により、0~3歳児までの学級をそれぞれ設けたり、又は合同で行うなど、地区ごと年齢にあった内容に工夫して取り組んだ。 ○乳幼児学級を 20 地区で実施 実施回数 512 回、登録親子 889 組、のべ参加者数 5,016 人	100%	○			
			○すべての地区で0歳児の親子の参加促進を図り、「基本的な育児学習」や「地域の子育て支援サービスを知る」と同時に「相談できる専門スタッフが地元にいる安心感」「育児の楽しさ」を実感できる場としていきます。					○20 地区で継続実施		○20 地区で0歳児からを対象とした学級を実施した。
			○すべての地区で0歳児の親子の参加促進を図り、「基本的な育児学習」や「地域の子育て支援サービスを知る」と同時に「相談できる専門スタッフが地元にいる安心感」「育児の楽しさ」を実感できる場としていきます。					○20 地区で継続実施		
保健師、公民館、幼稚園・保育所等が連携をとり、それぞれの地区の実情に合わせた学級内容を展開します。また、子育てサークルやネットワークの活動に対する支援を行います。	○乳幼児学級等公民館での講座を実施 参加延数 20 地区 計 17,573 人	○継続実施		○20 地区において公民館が主催となり、保健師や保育園と連携を図り、地区の実情に合わせた学級を開催した。 ○飯田市公民館では、子育てサークルの交流会や子育て講座等を開催した。 参加延人数 9,145 人	100%	○				

⑤教育・保育事業の充実

事業名	事業内容	令和元年度		
		実施状況	進捗率	評価
【子ども・子育て】 教育・保育事業	幼児期における質の高い学校教育・保育の総合的な提供や保育の量的確保を行います。これらの需要と、地域・施設とのバランスを踏まえる中で検討を行います。	○1号認定(3歳以上教育ニーズ)の児童については、希望する認定こども園に入所できている。 ○2号認定(3歳以上保育ニーズ)の児童については、希望する住所地の保育所等に入所できている。 ○3号認定(3歳未満保育ニーズ)の児童については入所できているが、第1希望の施設に入所できない場合がある。	100%	○
【子ども・子育て】 家庭的保育等事業(地域型保育事業)	幼児期における質の高い学校教育・保育の総合的な提供や保育の量的確保のため、需要と、地域・施設とのバランスを踏まえる中で未満児を対象とする保育の拡大について検討します。 ①家庭的保育 5人以下の少人数で保育を行う事業 ②小規模保育 6人～19人までの保育を行う事業 ③事業所内保育 事業所内の施設で、従業員や地域の子どもと一緒に保育する事業 ④居宅訪問型保育 個別ケアが必要な場合など、保護者の自宅へ訪問しマンツーマンで保育する事業	○4月1日事業所内保育所認可 輝山会記念病院事業所内保育施設「八重のさくら」(定員40人、うち地域枠10人)の3号認定(3歳未満児)保育ニーズの拡大を行った。	—	○

☆基本目標2 子どもの発達と親子の健康の確保及び増進
～子どもの発達と親子の健康を支えるまちづくり～

①一貫した発達支援体制の整備

事業名	事業内容	現状 (平成25年度)	目標値 (令和元年度)	令和元年度		
				実施状況	進捗率	評価
【次世代育成】 途切れない発達支援体制整備事業	発達に何らかの心配があり、配慮が必要な子どもに対し、乳幼児期から18歳まで、一人ひとりの特性に合わせた途切れない発達支援を行うため、保健・医療・福祉・教育各分野による協働体制をより充実させていきます。	○平成22年度より継続して地域健康ケア計画を推進。 ○保育所・幼稚園において「個別の指導計画作成」を81件実施 ○(仮称)こども家庭応援センターの設置に向けた準備	○飯田市こども家庭応援センターの設置により、地域の関係機関や庁内関係部課との協働体制をさらに充実させ、より一貫した発達支援を目指す	○地域リハビリ担当による発達障害児支援の実施 保育士及び園児対象とした未満児保育支援41回実施 保護者の子供の発達に関する心配ごと等への相談支援 随時対応 ○2歳児相談46回 3歳児健診47回においてこども家庭応援センター専門相談の実施。 健診・相談会場での専門相談 204人実施。 ○こども家庭応援センターに教育相談員(就学相談担当)を配置し、幼少期から発達に心配される子どもの情報を収集し、就学相談につなげるなど、幼保小の一環した支援を行った。	100%	○
		○乳幼児健診・あそびの広場は、内容・体制を整え、継続実施	○乳幼児健診、あそびの広場事業の実施	○乳幼児健診 140回 乳幼児相談 142回 2歳児相談・3歳児健診においてこども家庭応援センター専門相談を実施。健診・相談会場での専門相談 204人に実施 ○あそびの広場 11回実施。	—	○
		○児童福祉法 ・福祉型児童発達支援利用児童 52人 ・放課後等デイサービス利用児童 155人 ・計画相談利用児童 184人 ・サービス事業所(児童発達支援6事業所、放課後等デイサービス12事業所、計画相談8事業所)	○サービスを利用する障害児の割合 70%	○児童福祉法 ・福祉型児童発達支援利用児童 51人 ・放課後等デイサービス利用児童 291人 ・計画相談利用児童 324人 ・サービス事業所(児童発達支援 6事業所、放課後等デイサービス 18事業所、計画相談 13事業所) ○サービス給付を受けている障がい児数/全障がい児数 76.06%	100%	○

【次世代育成】 安心して出産できる体制づくり事業	引き続き産科問題懇談会を中心に安心して出産できる体制づくりに努力していきます。	○分娩は市立病院を含め2施設で、妊婦健診は地域内の産婦人科診療所も行うなど、連携協力して安心して出産できる環境を維持。 ○市立病院に産科病棟・分娩部・NICU(新生児特定集中治療室)など、新たな周産期センターを整備し運用を開始。	○継続して安心して子どもが産める体制を整える。	○里帰り出産を含むすべての分娩は、飯田市立病院で受け入れられている。妊婦健診は、地域内の産婦人科診療所に対応することができ、連携協力して安心して出産できる環境を維持している。 ○母子保健コーディネーター(保健師)を配置し、妊娠届時に全妊婦の面接と相談を行っている。全妊婦に「赤ちゃんを迎えるための準備」(支援プラン)を作成している。また、周産期センターとも連携し、安心して出産が迎えられよう相談体制を整えている。 ○産婦健診についても、地域内の産婦人科診療所や助産院と連携協力して、安心して育児できる環境づくりに努め、継続して安心して子どもが産める体制を整えている。	—	○	
	産前産後ケアとしての助産師による相談体制の検討	—	○産後ケアの体制づくりの研究	○産後の乳房ケア・授乳・育児・心身の健康について助産師へ相談しやすい環境を整えた。(授乳・育児相談 426件、委託先11箇所) ○出産されたお母さんと赤ちゃんがスムーズに新生活をスタートできるように、医療機関や助産院に宿泊して、心身のケアや育児のサポートが受けられる産後ケア事業を実施している。(宿泊型4件、委託先4箇所) ○出産後間もない時期の産婦の産後うつ予防や新生児への虐待予防等を図るため、産婦健診を実施している。(産婦健診)	—	○	
【次世代育成】 新生児～2か月児訪問及び乳幼児健診等事業	生後2か月頃を目安に、全乳児を対象に保健師が訪問指導を実施、乳児の発育状況を把握し母親の育児不安の軽減をします。乳幼児の健やかな発育・発達の確認と、疾病、発達の遅れ・偏りなどの早期発見とその相談のため、各種の乳幼児健診等について、健診スタッフ、内容を充実させ、相談しやすい環境づくりをすることで一層高い受診率を目指します。また、健診の未受診者に対しては、必ず保健師の個別訪問や電話相談などにより、すべての乳幼児の健康管理を行います。さらに、健診日以外でも、普段から地区保健師に気軽に相談できるような信頼関係づくりに努めます。	○生後2か月児全戸訪問を実施 対象者873人中862人訪問実施率98.7%	○生後2か月児全戸訪問の実施 目標実施率100% ○乳幼児健診の実施 目標受診率95% 未受診者の把握	○生後2か月児全戸訪問の実施 対象733人中718人訪問 訪問実施率98.0% 把握率100%	98%	○	
				○乳幼児健診・乳幼児相談の実施 乳幼児健診・乳幼児相談 受診率96.0% 未受診者の全数把握の実施	96%	○	
【子ども・子育て】 新生児～2か月児訪問事業(乳児家庭全戸訪問事業)	同上	量的指標	718人	825人	○生後2か月児全戸訪問の実施 対象733人中718人訪問 ・実施体制：各地区担当保健師による訪問を実施 ・実施機関：飯田市保健課 ・実施時期：4/1～3/31	100%	○
事業名	事業内容	現状(平成25年度)	目標値(令和元年度)		実施状況	進捗率	評価
【次世代育成】 就学相談・支援事業	障がいのある児童生徒の将来を見通し、その子の教育的ニーズに応じた計画的かつ適切な指導、必要な支援を行うことなど特別支援教育の質的向上を図ります。	○就学相談委員 19人	○飯田市子ども家庭応援センターに移行し、継続実施		○飯田市子ども家庭応援センターを設置し継続実施、飯田市教育委員会の諮問を受け、就学相談委員会を運営。 ○就学相談委員 20人 ○就学相談件数 152件 ○判断数 就学児 58人、在学児 94人	—	○
	①「就学相談委員会」	○就学相談件数 240件 ○判断数 来乳児 68人 在学児 172人	○飯田市子ども家庭応援センターに移行し、継続実施				
	②「特別支援教育支援員の配置および研修会」	○小中学校特別支援教育支援員数 42人	○小中学校特別支援教育支援員数 42人		○小中学校特別支援教育支援員数 43人	100%	○
③「特別支援教育コーディネーター連絡会議」	○コーディネーター 28人 ○会議 3回/年	○コーディネーター 28人 ○会議 3回/年		○コーディネーター 28人 ○会議 1回/年	33%	○	

事業名	事業内容	現状 (平成25年度)	区分	30年度	元年度 (見込み)	実施状況	進捗率	評価
【子ども・子育て】 妊婦健診事業	受診券方式により、厚生労働大臣の定める基準に従って、妊婦健康診査の受診を推進します。	○延べ受診者数 10,930人	量的指標	9,234人回	10,672人回	○9,234人回実施 継続実施 実施場所：県内相互乗入契約医療機関、県外個別契約医療機関、(契約外医療機関は償還払) 検査項目(補助内容)：一般14枚、超音波4枚、追加検査5枚に記載する検査項目 実施時期：4/1～3/31	100%	○
事業名	事業内容	現状 (平成25年度)		目標値 (令和元年度)		実施状況	進捗率	評価
【次世代育成】 母子健康手帳交付	妊産婦及び乳幼児の健康の保持増進のため、妊娠期から乳幼児期の健康に関する情報を管理する母子健康手帳を交付します。また、妊娠届の週数や妊娠・出産に関する不安や悩みを把握し、相談支援を行うとともに、妊婦健診やパパママ教室の受講を促進します。	○現在母子健康手帳の交付は市民課、自治振興センター窓口で行っており、保健師が対応して交付している方は少数である。		○母子健康手帳交付場所及び交付時の支援について検討		○母子保健コーディネーター(保健師)により、子育て応援アンケートを用いて妊娠届時に全妊婦の面接相談を実施し、より細やかに妊婦の不安や悩みを聞き取り、支援ニーズに繋げている。また、全妊婦に「赤ちゃんを迎えるための準備」(支援プラン)を作成したほか、子育て支援課、周産期センターと連携して安心して出産が迎えられるような相談体制を整えている。	100%	○

②食育活動の推進

事業名	事業内容	現状 (平成25年度)	目標値 (令和元年度)	実施状況	進捗率	評価
【次世代育成】 食育活動推進事業	第2次飯田市食育推進計画に基づき、家族と共に(みんな)で食事をする「共食」を推進していきます。地元食材の利用や郷土料理などを取り入れた親子料理教室の開催、学校や幼稚園・保育所等における食農体験や給食を通じた食育、幼児を対象とした五感を働かせ体験しながら食の大切さを学ぶ活動を積極的に推進します。また、咀嚼機能の発達や味覚形成の重要な時期である乳児期における離乳食講座を充実します。	○共食の割合 朝食 60.2% 夕食 63.7% ○食育推進大会 ○キッズキッチン開催(3園4回) ○食育協力店の認定(H25年度末17店舗) ○ホームページ更新 ○3歳児学級にてミニキャロットの種配布 ○親子料理教室の開催	○共食の増加 朝食 65%、夕食 75% ○親子料理教室 年2回 ○キッズキッチン開催 4園4回	○共食の割合 朝食 56.4% 夕食 62.6% ○キッズキッチン開催 5園 5回 ○城産域消の食育店新規認定1店舗(令和元年度22店舗) ○ホームページ随時更新 ○親子料理教室 開催1回	朝食 87% 夕食 83%	—
		○学校給食の地元農産物利用率 52.2%(学校教育課) ○公立保育所・幼稚園の地元農産物利用率 過去4年間の平均 56.6%(子育て支援課)	○保育所、小中学校における食農体験の推進(農業課) ○学校給食の地元農産物利用率 35%(学校教育課) ○公立保育所・幼稚園の地元農産物利用率 60%(子育て支援課)	○学校給食の地元農産物利用率(主要野菜10品目) 54.1% ○地域の農家、関係団体と連携した保育所、小中学校における食農体験の推進及び支援を行った。 ○公立保育園地元農産物利用率 61.1%(5～11月計画時設定期間)年間を通しての利用率は 50.8%	155% (学校)	○
		○わが家の結いタイムポスターコンクール実施 応募数 81点 三行詩コンクール実施 応募数 2,468点 PTA 結いタイム担当者研修会開催 2回	○継続実施	○わが家の結いタイム継続実施 ポスターコンクール実施 応募数 98点 三行詩コンクール実施 応募数 1,974点	—	○
		○離乳食講座 前期実施回数 12回、参加組数 200組 後期実施回数 10回、参加組数 152組	○参加組数 前期240組 後期160組	○離乳食講座 4か月健診個別人数 326人 前期:11回 119組参加 7か月 相談個別人数 331人 後期:11回 82組	前期 91% 後期 83%	—

③子ども医療費助成の拡充

事業名	事業内容	現状 (平成25年度)	目標値 (令和元年度)	実施状況	進捗率	評価
【次世代育成】 子ども医療費 給付事業	子どもたち誰もが安心して医療が受けられるよう、医療機関に支払った自己負担額を助成します。	○受給対象児童: 中学3年生まで	○受給対象児童: 高校3年生まで	○受給対象児童を高校3年生まで拡大し、さらに福祉医療費の償還払いを令和元年8月から現物給付化した。	100%	○
【次世代育成】 妊婦健診費助 成事業	母体の健康確保と胎児期からの子育て支援のため、妊婦健診費を助成します。	○受診券基本健診14枚 追加検査5枚 超音波検査4枚交付 利用者数 1,402人	○継続実施	○継続して実施した。利用者数 1,081人	—	○
【次世代育成】 不妊治療費助 成事業	不妊治療に掛かる高額な治療費の一部助成を行い、不妊に悩む夫婦を支援します。制度については、市民への周知を図ります。	○助成件数 98件/年	○継続実施 ○対象者の検討	○継続して実施した。助成件数 127件/年 ○不妊・不育相談日を開催した。令和元年度開設日数 16日	—	○

④子育ての学び合いの推進

事業名	事業内容	現状 (平成25年度)	目標値 (令和元年度)	実施状況	進捗率	評価
【次世代育成】 パパママ教室 事業	妊婦の不安を軽減し安心して出産育児を迎えられるように、パパママ教室を開催します。また、妊婦とその家族が協力して子育てを行えるよう夫の参加を促進します。特にパパママ教室は、広報活動により対象者への周知を図るとともに、受講しやすい時間での開催や、魅力ある内容づくりに配慮します。また、夫をはじめ家族の協力により支え合う子育てを実現するため、家族の健康教育に取り組みます。	○パパママ教室 17回、参加延人数 212人 (妊婦 154人、夫 58人)	○パパママ教室への、夫の参加者拡大	○パパママ教室の実施 夫が教室に参加できるよう毎月(年14回)日曜日に開催実施した。(感染症の影響により3月2回中止) 参加延数 318人 (参加実人員妊婦 199人 夫 95人) 教室1回平均 22.7人	—	○
【次世代育成】 乳幼児学級及 び乳幼児教育 支援事業		基本目標1に掲載		基本目標1に掲載		
【次世代育成】 乳幼児ふれあ い体験事業	乳幼児健診の際には地元高校生と乳児とのふれあい体験を実施し、母子保健学習や、子どもと関わる喜びなどを体験する機会をつくります。また、小中学生のうちから、小さな子どもとの接し方を自然な形で学べる機会を拡大していくよう、関係機関をつなぐ支援をします。	○高校3校、中学1校 参加生徒数 65人	○乳幼児ふれあい体験 全高校で実施	○高等学校4校(飯田風越、OIDE長姫、下農、飯田女子)で乳幼児ふれあい体験を10回実施した。参加生徒延べ数 99人 ○中学校(1校)において、いのちを大切にす る授業と乳幼児ふれあい体験を行った。 ○全ての中学校において、乳幼児ふれあい体 験活動などを実施	—	○
	自分の成長や家族・家庭、幼児の発達と生活について関心と理解を深め、家庭生活をよりよくしようとする態度や自分の役割を果たそうとする意欲を育みます。学童期から「家庭生活は夫婦が協力して行う」という自覚を育て、この地域で家庭を持つ希望を育みます。	○学校においては、キャリア教育や家庭科等の学習活動の中で取り組まれている。	○各校で実施		—	○

事業名	事業内容	現状 (平成 25 年度)	目標値 (令和元年度)	実施状況	進捗率	評価
【次世代育成】 地域子育て支援拠点事業	落ち着けない子どもなどの生活習慣の確立や、人と交わることによる子どもの育ちを支援するための場も提供します。	基本項目1に記載			—	—
【次世代育成】 食育活動推進事業	地元食材の利用や郷土料理などを取り入れた親子料理教室の開催、学校や幼稚園・保育所等における食農体験や給食を通しての食育、幼児を対象として五感を働かせ体験しながら食の大切さを学ぶ活動を積極的に推進します。また、咀嚼機能の発達や味覚形成の重要な時期である乳児期における離乳食講座を充実します。	○学校給食の地元農産物利用率 52.2%(学校教育課) ○公立保育所・幼稚園の地元農産物利用率 過去4年間の平均 56.6%(子育て支援課)	○保育所、小中学校における食農体験の推進(農業課) ○学校給食の地元農産物利用率 35%(学校教育課) ○公立保育所・幼稚園の地元農産物利用率 60%(子育て支援課)	○地域の農家、関係団体と連携した保育所、小中学校における食農体験の推進及び支援を行った。 ○学校給食の地元農産物利用率(主要野菜10品目)54.1% ○保育所における食農体験は、地元のかたとの畑、田んぼなどの活動や、保育園での野菜栽培を通して、食べるものへの興味や、身近な野菜の変化気づくことができ野菜への興味、関心、食べることへの喜び、楽しく味わうことができた。 ○公立保育園での地元農産物の利用率は50.8%となりましたが、生産者、納入業者に働きかけ、旬の時期には100%使用になるよう努める。 (公立保育園地元農産物利用率61.1%(5~11月計画時設定期間) (年間を通しての利用率は50.8%)	155% (学校)	食農体験 100% 地元農産物の利用率 85%
【次世代育成】 地育力向上連携システム推進事業		【基本目標3に記載】			—	—
【次世代育成】 家庭教育支援事業及び家庭教育啓発推進事業		【基本目標5に記載】			—	—

☆基本目標3 子どもが健やかに成長するための環境整備 ～子どもの育ちを支える教育・健全育成のまちづくり～

①放課後子どもプラン推進事業の拡充

事業名	事業内容	現状 (平成 25 年度)	目標値 (令和元年度)	実施状況	進捗率	評価
【次世代育成】 放課後子どもプラン推進事業(放課後子ども教室設置運営事業)	また「地域で子どもが健やかに育つ」ことを願い、その実現のため、学校開放の取り組みや学校施設等の有効利用と合わせて、地域と行政が協働して「放課後子ども教室設置運営事業」を拡充します。放課後子ども教室の運営に関しては、地域の人たちがお互いに協力し合う中で、自分の持っている知識や技術を子どもたちに伝えることにより、地域で子どもたちを育くむ活動への参加を促進します。そのため、地域でのコーディネーターや支援者を養成します。	○丸山、竜丘、下久堅、追手町、座光寺の5カ所で実施。	○6カ所の開設	○小学生を対象とした放課後の子どもたちの居場所づくりとして、放課後子ども教室を追手町、丸山、座光寺、下久堅、竜丘の各小学校及び公民館で実施した。 地域のボランティアスタッフが中心となって運営を行っている。	83%	○

②子どもたちの居場所づくりの推進

事業名	事業内容	現状 (平成 25 年度)	目標値 (令和元年度)	実施状況	進捗率	評価
【次世代育成】 子どもたちが自らしようとする活動、居場所づくり事業	学習・体験・遊びの場など、子どもたちの地域の居場所について意見を聞き、子どもたちが自ら企画・運営できる活動や居場所づくりを実現できるよう応援します。	○モデル事業「冒険遊び場」の実施	○公民館など地域の拠点における子どもたちの居場所づくりの検討	○夏休みや春休みといった長期休業の子どもたちの居場所と学習支援として、公民館を利用した事業を行った。 ○科学実験教室など子どもの探求心を育む事業等を関係者と連携し公民館で実施した。	—	○

【次世代育成】 乳幼児ふれあい 体験事業	基本目標2に記載	基本目標2に掲載	—	—
----------------------------	----------	----------	---	---

③地育力による子育ての応援の推進

【次世代育成】 地育力向上連 携システム推 進事業	『地育力』とは「飯田の資源を活かして、飯田の価値と独自性に自信と誇りを持つ人を育む力」のことです。地域の子どもたちを健やかに育むため、地域ぐるみで連携して子育てを支援していきます。 ① 体験活動 飯田の自然・歴史・文化などを活かし、感動をもたらすようなほんものの体験を通じて「生きる力」や「社会をつくり、運営し、より良く作り変えていく資質や能力」を高めます。 ② キャリア教育	○校長会での説明や直接学校への働きかけを実施。H26 三穂小で実施。 ○体験活動実施校 小学校 5校 131人 中学校 1校 87人 高等学校 1校 40人 募集型農業宿泊体験 9人 ○指導計画策定済み キャリア教育実施校 小学校 11校 中学校 9校(保育園・幼稚園での職場体験学習を含む)	○農業宿泊体験実施校 11校	○農業宿泊体験実施校 小学校:5校 120人 中学校:1校 65人 川路地区では、住民や保護者、教師等が連携し、地域ぐるみで子どもを育てる通学合宿を実施した。 三穂地区では、子どもたちの生きる力を育むことを目的に、保護者や公民館等が協働して1day 子どもキャンプを実施した。	55%	—
			○28校で実施	○仲間との共通体験や活動の中で自身の生き方を考える機会として、高校生を対象としたカンボジアスタディツアーを実施した。(新型コロナウイルスの影響により海外検知研修、振り返り学習は休止) ○地域理解を深め、地域での生き方を考え、地域愛を育み、地域において活動できる人材の育成を目的とした飯田 OIDE 長姫高校の地域人教育を支援した。 ○28校で実施	100%	○

☆基本目標4 仕事と家庭生活の両立の推進 ～子育てと仕事の両立を支えるまちづくり～

①親の働きやすい環境づくりの推進

事業名	事業内容	現状 (平成25年度)	区分	30年度	元年度 (見込み)	実施状況	進捗率	評価
【子ども・子育て】 病児・病後児 保育事業	近隣に親族がいない家庭が増加しており、保護者が急にまたは何日も休暇を取得できないとき、病気の子どもを個別に保育するため、医療機関と連携して病児・病後児保育を実施します。	717人年	量的指標	729	546人	○社会医療法人健和会へ委託し、月曜日から金曜日までの平日の午前8時から午後6時まで受け入れを行った。年間237日開所し、延べ822人(うち下伊那町村93人)の受け入れを行った。 ○平成22年度の開所以来、地域に浸透されてきたことから、年間700～800人の利用受け入れを想定。	100%	○
【子ども・子育て】 子育て短期支 援事業 (ショートステイ)	保護者の疾病その他の理由により家庭において児童を養育することが一時的に困難となった場合や、経済的な理由により緊急一時的に児童を保護することが必要な場合等に、児童養護施設等で一定期間、養育・保護を行います。	89人年	量的指標	54人	126人	○市内の乳児院、児童養護施設の3カ所において継続実施 ○養育をすることが困難になり、一時的に保護を必要とする18歳未満の児童に対し実施。保護者の疲労等によりきょうだいのお預かりするケース、緊急のため当日お預かりするケースがあり施設側の職員体制の苦慮も見られた。 延べ日数138日(2歳児未満32日、2歳児以上106日) 利用者数54名(2歳児未満9名、2歳児以上43名)	—	○
【子ども・子育て】 時間外保育事 業	通常保育の保育時間は午前8時から午後4時です。一般的な長時間保育実施園では午前7時30分から午後7時まで実施しており、時間を延長した保育も実施しています。今後も保護者の勤務の都合などによるニーズに応えていきます。	553人年	量的指標	1,787	673人	○公立保育園10園、私立保育園17園、認定こども園6園、事業所内保育所2園で延長保育を実施。園により延長時間の違いはあるが、保育標準時間(11時間保育)、保育短時間(8時間保育)ともに、朝・夕長保を実施。 ○延長保育の希望園児数により実績数値が左右されるが、希望者の保育ニーズには対応できている。また、10月から幼児教育・保育の無償化制度の運用にあわせて、地域との協働により、公立保育園4園(川路、上久堅、丸山、三穂)で延長保育を実施。	100%	○
【子ども・子育て】 子育て短期支 援事業(トワイ トステイ)	仕事等の理由により、夜間に保護者がいない場合、児童養護施設等で児童の養護・保護を行います。	0人	量的指標	4人	1人	○市内の乳児院1カ所及び児童養護施設3カ所において継続実施した。 (利用実績 R1:8件 H30:0件 H29:2件 H28:0件 H27:0件)	100%	○

【子ども・子育て】 教育・保育事業	基本目標1に記載			基本目標1に記載		
【子ども・子育て】 家庭的保育等事業(地域型保育事業)	基本目標1に記載			基本目標1に記載		
【子ども・子育て】 放課後子どもプラン推進事業(児童クラブ設置運営事業)	基本目標3に記載			基本目標3に記載		
【子ども・子育て】 【次世代育成】 ファミリーサポートセンター事業	基本目標1に記載			基本目標1に記載		
事業名	事業内容	現状 (平成25年度)	目標値 (令和元年度)	実施状況	進捗率	評価
【次世代育成】 通常保育と保育所・認定子ども園の施設整備事業	老朽化及び耐震改修等が必要な施設の改修を行います。	○施設改修・改築施設6か所	○継続実施	○保育園・認定こども園の施設改修の要望を確認し改築の支援を行った、3園。 ○施設の老朽化による改修要望があるため、引き続きそれぞれの園の状況を確認し、優先順位を検討し整備計画を進め改修・支援を行う。	—	○
【次世代育成】 休日保育事業	現在実施している休日保育の利用児童は、概ね年間20人程度であることから、現在の事業を維持しつつ、休日保育事業を広く周知する広報活動を積極的に進めます。	○実利用者数22人(延べ利用者数93人)	○実施園1か所	○休日保育を実施している飯田中央保育園の令和元年度の実績は、実利用者数19人、延べ利用者数342人。今年度より八重のさくら保育園が休日保育を実施し実利用者21人延べ利用者349人。2か所 ○引き続き事業の継続を維持しつつ、休日保育事業の周知に努めた。	100%	○
【次世代育成】 ひとり親自立支援事業	ひとり親家庭は増加傾向にあり、子育ての面でも困難が伴うため、就業支援や手当の支給により自立に向けた支援を実施していきます。	○H26.3 末現在の受給者数 母子家庭800世帯、父子家庭71世帯、その他2世帯	○登録者1,000人	○離婚前から児童扶養手当の制度の説明をし、適切に児童扶養手当が受給できるように対応しました。 ○R2.3 現在の児童扶養手当資格者数942人 内受給者数785人	—	○
	①児童扶養手当の支給					
	②母子家庭自立支援給付金事業	○なし	○継続実施	○申請者はいなかった。	—	○
	③高等技能訓練促進事業	○支給人数3人	○継続実施	○資格取得(保育士、看護師等)のため、高等教育機関に修学しているひとり親家庭の母に高等技能訓練促進費を支給した。該当者2名	—	○
④母子寡婦福祉資金の貸付	○8件 1,388,000円	○継続実施	○ひとり親家庭の母または父に県の母子寡婦福祉資金の貸し付けを受け付け、県の審査会へ意見をつけて提出した。 ○今年度貸し付けは4人、5件 9,114,400円	—	○	

②仕事と家庭生活の調和を図る「ワーク・ライフ・バランス」事業の推進

事業名	事業内容	現状 (平成25年度)	目標値 (令和元年度)	実施状況	進捗率	評価
【次世代育成】 「ワーク・ライフ・バランス」 推進事業	子育て世代の生活を見直し、仕事と家庭生活の調和を図る「ワーク・ライフ・バランス」を普及するため、事業所や労働者への啓発活動に努めます。また、従業員が100人に満たない事業所にも特定事業主行動計画の策定を促進し、事業所が育児支援に取り組めるよう、事業所への支援活動に取り組みます。	○ワーク・ライフ・バランスの重要性は、事業者側としても認識。一般事業主行動計画は100人以下の事業所は、任意提出のため提出のない事業所が多い ○「市民つどい」を開催、実践モデル事業所取組報告を実施。「市民つどい」参加者 450名 ○南信労政事務所と連携して企業訪問4社 市単独訪問7社実施 ○広報、ホームページ、オフトーク、いいだエフエム等の媒体を利用し啓発実施	○ワーク・ライフ・バランスを推進するため、事業者向けに、改正育児・介護休業法、次世代育成支援対策推進法の広報啓発を進める。 ○経営者・人事担当者などを対象としたセミナー等を開催する	○ワーク・ライフ・バランスセミナーを、経営者向け及び従業員・一般向けに開催し啓発を行った。第1回は10月3日開催で59名、第2回は11月17日開催で60名の参加を得た。職場でも家庭でもすぐに活かせるコーチングについての話で、コミュニケーションの改善により、生産性向上につながる話であった。 ○働き方改革推進の具体的な取組みに対して困惑している中小企業が多いことを踏まえ、企業訪問活動から判明した成功例を水平展開することで、地域全体の底上げにつなげていくことを目的に、「働く人も会社も地域も三方良しの会社づくりセミナー」を2月20日に開催し、登壇者含め42名の参加を得た。 ○「第25回市民のつどい『いま輝いて人とひと』～みんなで紡ぐすてきな“飯田”～」の3月1日開催に向け、実行委員会を開催するなど準備を重ねたが、新型コロナウイルス感染症対策のため中止となった。	—	○
		○男女共同参画推進事業者等表彰制度は、ワーク・ライフ・バランスの取組に限らず、広く職域拡大や労働環境の整備について取組を進めている事業所を表彰。	○地域の中で、ワーク・ライフ・バランスに取り組んでいる事業者を1社でも多く表彰するように、取組を進める。 ○毎年1事業所以上を表彰	○飯田市男女共同参画推進事業者等表彰において、2事業者を表彰した。 ○市内でワーク・ライフ・バランスに取り組んでいる事業所を1者、女性の起業支援をしている団体を1者表彰。	—	○
		○101人以上の事業所: 34事業所、100人以下の事業所: 24事業所	○計画策定についての周知・啓発の実施	○次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画策定状況 101人以上の事業所 33事業所、100人以下の事業所 29事業所 ○昨年度訪問した227事業所に対し働き方全般に関するアンケートを実施し、返信のあった事業所及びそれ以外も含め38事業所を訪問した。そのうち、4事業所で個別支援事業を実施した。	—	○
		○従業員が仕事と子育ての両立ができるような「働きやすい職場環境づくり」に取り組む事業所: 県が登録を推進する「社員の子育て応援宣言」登録企業9社 ○実践モデル事業所1社を依頼し、講師を派遣。事業所内で実践活動を行い、市民のつどいのなかで、取り組んでいる中間発表を実施し、市民周知を実施	○「社員の子育て応援宣言」についての周知・啓発の実施	○飯田市男女共同参画推進事業者等表彰において、2事業者を表彰した。	—	○
		○教育委員会と協働し、お父さん応援講座を開催	○労働者を対象としたワークライフバランス推進講座を開催	○4事業所合同での女性対象研修会を2月19日に開催し、39名の職員、従業員が参加した。	—	○

☆基本目標5 地域のみんで支え合う子育て・子育ての推進
～子どもや子育て家庭にやさしいまちづくり～

①地域のみんで支え合う子育て・子育ての推進

事業名	事業内容	現状 (平成 25 年度)	目標値 (令和元年度)	実施状況	進捗率	評価
【次世代育成】 親・市民・地 域・事業者等 が自ら子育て 子育てを応援 しようとする (むとす)事業	地域ぐるみで親・市民・事業者等が、自ら子育て・子育てを応援しようとする(むとす)活動を支えます。そのひとつとして、地域の様々な主体による、子どもの居場所づくりなどを応援します。	○市民公募により構成する「みんなで子育て応援サポーター」により、地域子育て応援情報冊子「みんなで子育てナビ」を編集・発行	○「みんなで子育てナビ」発行継続 ○モデル事業の実施	○ナビの編集時に、掲載を希望する子育てサークルの取りまとめを行った。 ○みんなで子育て応援サポーター会議により、子育て応援情報誌「みんなで子育てナビ」「いいだパパナビ」のほかに、新たに「まごナビ」を発行し母子健康手帳交付時に配布した。	—	○
		○不登校支援について「NPO 法人 フリーウイング」による事業を継続実施。	○不登校支援について「NPO 法人 フリーウイング」による事業を継続実施。	○NPO法人フリーウイングによる児童生徒の居場所づくりや自立活動の支援	—	○
【次世代育成】 家庭教育支援 事業及び家庭 教育啓発推進 事業	学校・PTA・育成会等の関係機関と連携し、子どもの教育の課題を地域ぐるみで解決するため、家庭教育に関する学級・講座・講演会等を実施します。また、子どもの養育環境の向上のため、親の意識啓発を促し、子どもの生活習慣の定着を図るキャンペーン活動「わが家の結いタイム」を、学校・家庭・地域をあげて行います。	○家庭教育関連講座への延参加者数 5,946 人 ○基本的な生活習慣が習得できている小学生の割合 57.5%	○家庭教育関連講座への延参加者数 6,000 人 ○基本的な生活習慣が習得できている小学生の割合 70%	親子を対象とした地域資源を活用した体験講座やPTAとの合同による講演会等を実施した。 延参加人数 6,085 人	101.4% (参加人数)	○
		○わが家の結いタイムポスターコンクール実施 応募数 81 点 三行詩コンクール実施 応募数 2,468 点 PTA 結いタイム担当者研修会開催 2 回 ○みんなで子育てパワーアップ講座実施 全 6 回参加数 310 人	○継続実施	○わが家の結いタイムポスターコンクール実施 応募数 98 点 三行詩コンクール実施 応募数 1,974 点 みんなで子育てパワーアップ講座を平成26年度から平成28年度まで、飯田市民館では「子育てカレッジ」として飯田女子短期大学等と連携実施した。 この取組内容が各地区に広がり所期の目的が達成されたため当該事業を取りやめましたが、現在も各地区において継続実施されている。	—	○
事業名	事業内容	現状 (平成 25 年度)	目標値 (令和元年度)	実施状況	進捗率	評価
【次世代育成】 地域の子育て 応援情報発信 事業	地域の事業者や子育て中の親などと協働し、子育て応援情報を収集し、ホームページや地域情報誌などを使って情報発信します。	○「南信州みんなで子育てマップ」システム維持継続	○「南信州みんなで子育てマップ」システム維持継続	○継続実施。ホームページ運営者のシステム変更により不都合が生じているため維持継続について検討が必要	—	○
		○専門サイト「子育てネット」による情報発信 62 回	○専門サイト「子育てネット」等による情報発信の継続	○子育てネットがスマートフォンで閲覧できるよう改良を行った。子育て応援サポーターや子育て世帯のアンケート結果を基に検討を重ね、わかりやすい情報発信を心掛け継続実施した。	—	○
【次世代育成】 ながの子育て 家庭優待パス ポート事業	県全体で取り組む「ながの子育て家庭優待バスポート事業」に参加し、子育て家庭の生活を地域全体で支える機運を高めます。	○協賛事業者:198 店 ○カード交付枚数:19,688 枚	○協賛店舗数 200 店以上	○協賛店舗 248 店(元年度末時点) ○親子で丘の上を散歩しながら一部のバスポート協賛店を訪問するスタンプラリー事業を実施を予定していたが、新型コロナウイルスの影響で次年度へ延期となった。 参加予定店舗 60 店舗	124%	○
【次世代育成】 地域振興住宅 整備事業	民間借家が少ない地域へ住宅を供給し、地域との協働で子育て世代等に入居してもらい、地域の維持、活性化を図ります。	○中山間地域への住宅供給	○新築住宅 総計 55 棟	○中山間地域へ1棟の地域振興住宅を新築した。(年度計画2棟) 令和元年度末45 棟	82%	○
【次世代育成】 やさしいまち づくり事業	子ども連れの親子の外出を支援するため、ベビーカー付きの多目的トイレやベビーカーでの利用がしやすいよう歩道の整備・施設の段差の解消などの整備を進めます。	○H25 中央公園(吾妻)園路整備 L≒60m ○中心市街地の歩道整備(段差解消等) L≒520m	○継続実施	○対象の事業について、すべて整備を終えた。	100%	○

②地域の連携による子育て応援の推進

事業名	事業内容	現状 (平成 25 年度)	目標値 (令和元年度)	実施状況	進捗率	評価
【次世代育成】 地育力向上連携システム推進事業		基本目標3に記載		基本目標3に記載	—	—
【子ども・子育て】 【次世代育成】放課後子どもプラン推進事業		基本目標3に記載		基本目標3に記載	—	—

③安心安全のまちづくりの推進

事業名	事業内容	現状 (平成 25 年度)	目標値 (令和元年度)	実施状況	進捗率	評価
【次世代育成】 青少年育成センター運営事業	地育力による人づくり、青少年の健全育成、青少年保護活動等を行うため青少年育成センターを運営します。また飯田市の青少年健全育成基本方針に基づき、青少年の健全育成に関する活動を担うため、センターに青少年育成推進委員を置きます。青少年育成推進委員はセンター事務局と共に、地域団体、関係機関等との連携による啓発・巡視などの青少年健全育成活動を行い、青少年が健全に育つ環境整備に努めます。	○各地区、団体等との巡回巡視活動回数 3回 ○情報共有のための全体会開催回数2回 ○有害な地域環境実態調査箇所 55 箇所 ○各地区、団体等との情報交換会実施回数2回 ○推進委員のための研修会実施回数 2 回 ○青少年健全育成月間(わが家の結いタイム推進月間)情報発信1回	○継続実施	○各地区、団体等との巡回巡視活動回数 2 回 ○情報共有のため全体会開催回数 2 回 ○有害な地域環境実態調査箇所 35 箇所 ○各地区、団体等との情報交換会実施回数 4 回 ○推進委員のための研修会実施回数 2 回 ○青少年健全育成月間(わが家の結いタイム推進月間)情報発信 3 回	—	○
【次世代育成】 おめでとう赤ちゃん訪問活動事業	生まれてきた子どもを地域で尊び、地域で子育てを応援していくため、生後4ヶ月ころに訪問します。必要に応じて、育児に不安のある家庭の発見と支援も行います。	○更生保護女性会・市社会福祉協議会の用意したプレゼント等を持参して、民生児童委員さんが訪問	○継続実施	○継続実施 ○民生児童員・主任児童委員により、4カ月児のいる家庭に対し家庭訪問を希望する家庭に対して家庭訪問を実施。 家庭訪問数 600 件	—	○
【次世代育成】 地域での子どもの見守り活動推進事業	地域では、まちづくり委員会生活安全委員会、飯田地区防犯協会連合会などが中心となって、犯罪や事故のない安全・安心なまちづくりを目標に、市、警察、福祉・教育関係機関やPTA、安心子どもの家、子ども見守り隊などの各種防犯ボランティアが連携し、防犯活動に取り組んでいます。今後、さらに、子どもたちが安心して地域で過ごせる環境づくりに向けて、子どもたちの見守りボランティア活動を地域へ拡大していくための普及啓発について、関係機関が協働して取り組んでいきます。そして、警察・学校等の安心メールなどの活用により、地域での不審者情報等を共有し、犯罪等が起きないように、地域全体で見守り活動を行っていきます。	○飯田警察署生活安全課と連絡調整を取りながら青パト講習を実施している。 ○ホワイトエンジェルスは現在 33 名で活動(見守りパトロール)実施している。 ○飯田市安全大会開催 1回 ○小中学校の安心メール登録 10,449 世帯 ○保育所・幼稚園の安心メール登録 2,606 世帯(H26.3.31 現在)	○声掛け事案の発生や他県では授業時のみならず学校のイベント時へ不審者の侵入事案が後を絶たないため、継続実施する ○継続実施	○飯田警察署生活安全課員による市職員に対する青パト講習会の実施。 ○飯田市安全大会の開催。 ○季別地域安全運動における防犯啓発活動(年 4 回) ○警察で把握した不審者情報の共有。 ○長期休暇前の防犯教室の開催。 ○小中学校の安心メール登録者数 11,506 名 ○市内の全公立保育園及び希望している私立保育園・認定こども園、計 31 園で利用。令和2年3月末 2,892 世帯が登録。	95%	○
					—	○

4 長寿支援課

4-1 要介護（要支援）認定者数

		(月末集計)											
		31年4月	元年5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	2年1月	2月	3月
要支援1	第1号被保険者	631	629	644	635	646	645	654	653	654	655	651	648
	第2号被保険者	6	8	8	8	9	9	8	8	8	8	8	6
	計	637	637	652	643	655	654	662	661	662	663	659	654
要支援2	第1号被保険者	758	757	756	759	746	747	737	734	736	738	743	734
	第2号被保険者	16	15	15	15	14	14	14	13	13	13	13	13
	計	774	772	771	774	760	761	751	747	749	751	756	747
要介護1	第1号被保険者	1,352	1,359	1,361	1,373	1,385	1,386	1,399	1,407	1,423	1,416	1,402	1,373
	第2号被保険者	26	25	25	24	22	22	24	22	22	19	20	19
	計	1,378	1,384	1,386	1,397	1,407	1,408	1,423	1,429	1,445	1,435	1,422	1,392
要介護2	第1号被保険者	1,079	1,072	1,074	1,061	1,049	1,035	1,029	1,043	1,044	1,036	1,052	1,039
	第2号被保険者	13	13	13	13	13	14	16	18	17	18	18	17
	計	1,092	1,085	1,087	1,074	1,062	1,049	1,045	1,061	1,061	1,054	1,070	1,056
要介護3	第1号被保険者	817	832	844	855	862	868	871	872	858	847	847	870
	第2号被保険者	8	10	10	9	9	8	7	7	7	8	8	10
	計	825	842	854	864	871	876	878	879	865	855	855	880
要介護4	第1号被保険者	912	892	906	882	870	861	847	842	839	838	837	836
	第2号被保険者	4	4	4	5	6	4	4	5	5	5	6	7
	計	916	896	910	887	876	865	851	847	844	843	843	843
要介護5	第1号被保険者	695	688	696	706	713	721	723	713	695	694	695	706
	第2号被保険者	19	18	18	18	19	20	19	18	17	15	15	15
	計	714	706	714	724	732	741	742	731	712	709	710	721
合計	第1号被保険者(A)	6,244	6,229	6,281	6,271	6,271	6,263	6,260	6,264	6,249	6,224	6,227	6,206
	第2号被保険者	92	93	93	92	92	91	92	91	89	86	88	87
	計	6,336	6,322	6,374	6,363	6,363	6,354	6,352	6,355	6,338	6,310	6,315	6,293
第1号被保険者数(B)		32,384	32,359	32,368	32,354	32,363	32,352	32,366	32,378	32,384	32,383	32,404	32,423
認定者割合(A)／(B)		19.28%	19.25%	19.40%	19.38%	19.38%	19.36%	19.34%	19.35%	19.30%	19.22%	19.22%	19.14%

4-2 介護保険料

(1) 65歳以上の方の保険料の額

介護保険料は、3年間(平成30～令和2年度)の介護保険事業計画に基づき事業開始年度にサービス費用の見込額等を勘案し、設定しており、原則として保険料の所得段階は3年間同一となります。当市では低所得者の負担軽減を図り、保険料の所得段階は、標準の9段階に対して、より細分化した12段階制を導入しています。この所得段階の多段階化により、被保険者の負担能力に応じた保険料設定を行っています。

さらに、所得段階が第1～3段階の年額保険料については、令和元年10月からの消費税率10%への引き上げに伴い、財源として公費を投入することにより、低所得者の介護保険料の更なる軽減強化を目的とした改定を行っています。

所得段階	対象となる方	算定方法	年額保険料
第1段階	生活保護を受けている方、または、世帯全員が市民税非課税で老齢福祉年金を受給している方	基準額×0.3	21,912円
	世帯員全員が市民税非課税で、前年中の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の方		
第2段階	世帯員全員が市民税非課税で、前年中の合計所得金額+課税年金収入額が80万円を超え120万円以下の方	基準額×0.5	36,528円
第3段階	世帯員全員が市民税非課税で、前年中の合計所得金額+課税年金収入額が120万円を超える方	基準額×0.7	51,132円
第4段階	本人が市民税非課税で、同居の世帯員の中に市民税課税者がいるが、前年中の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の方	基準額×0.90	65,748円
第5段階	本人が市民税非課税で、同居の世帯員の中に市民税課税者がいる方	基準額	73,056円
第6段階	本人が市民税課税で、前年中の合計所得金額が120万円未満の方	基準額×1.20	87,660円
第7段階	本人が市民税課税で、前年中の合計所得金額が120万円以上200万円未満の方	基準額×1.40	102,276円
第8段階	本人が市民税課税で、前年中の合計所得金額が200万円以上300万円未満の方	基準額×1.60	116,880円
第9段階	本人が市民税課税で、前年中の合計所得金額が300万円以上400万円未満の方	基準額×1.85	135,144円
第10段階	本人が市民税課税で、前年中の合計所得金額が400万円以上600万円未満の方	基準額×1.95	142,452円
第11段階	本人が市民税課税で、前年中の合計所得金額が600万円以上700万円未満の方	基準額×2.05	149,760円
第12段階	本人が市民税課税で、前年中の合計所得金額が700万円以上の方	基準額×2.20	160,716円

(2) 令和元年度介護保険料の収納状況

現年度賦課延べ人数と調定額

所得段階	特別徴収者数	普通徴収者数	併徴者数※1	調定額(円)
第1段階	2,785	371	306	77,507,979
第2段階	2,502	73	94	104,072,580
第3段階	2,502	68	76	135,818,901
第4段階	3,371	275	259	243,892,206
第5段階	6,682	71	123	493,268,024
第6段階	5,204	337	329	498,420,150
第7段階	3,490	251	256	390,609,090
第8段階	1,744	178	196	234,558,680
第9段階	745	68	50	111,820,398
第10段階	504	50	41	81,304,479
第11段階	116	16	15	20,816,640
第12段階	346	69	43	69,844,495

※1 特別徴収者、普通徴収者に含まず

※2 滞納繰越分(過年度賦課分)を含まない

徴収方法別調定額と収納率

区分	調定額(円)	収入額(円)	収納率
特別徴収	2,311,424,948	2,311,424,948	100.00%
普通徴収	155,732,606	152,872,528	98.16%
滞納繰越分	5,894,342	4,581,201	77.72%
合計	2,473,051,896	2,468,878,677	99.83%

4-3 介護保険給付決定状況

(1) 介護給付費・予防給付費

(令和元年度分)(単位:円)

サービスの種類	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	計
費用額								
訪問サービス	8,041,140	15,344,200	184,482,277	207,089,672	198,013,487	232,980,160	292,147,477	1,138,098,413
通所サービス	11,843,881	53,510,267	470,103,821	490,269,323	394,523,342	259,964,358	182,782,490	1,862,997,482
短期入所サービス	567,090	3,866,624	73,818,780	136,471,450	196,874,840	153,349,219	134,153,940	699,101,943
福祉用具・住宅改修サービス	22,684,002	42,316,181	75,917,052	114,545,475	86,036,600	88,486,518	78,138,051	508,123,879
特定施設入居者生活介護	2,023,170	1,854,770	21,794,295	31,541,674	56,015,344	70,307,335	33,454,013	216,990,601
介護予防支援・居宅介護支援	13,609,361	23,947,220	172,811,689	127,349,331	99,528,065	66,843,540	50,842,337	554,931,543
地域密着型(介護予防)サービス	4,481,480	4,854,510	342,877,390	437,799,832	432,099,080	341,548,140	221,567,850	1,785,228,282
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	-	-	-	-	-	-	-	-
夜間対応型訪問介護	-	-	-	-	-	-	-	-
地域密着型通所介護	-	-	201,822,190	191,380,062	122,819,450	56,808,020	24,145,370	596,975,092
認知症対応型通所介護	443,920	-	24,454,940	36,201,050	43,738,250	30,501,550	31,375,840	166,715,550
小規模多機能型居宅介護	4,037,560	4,854,510	40,700,880	52,918,950	71,228,720	79,276,710	41,529,200	294,546,530
認知症対応型共同生活介護	-	-	71,984,820	141,993,340	138,879,810	94,321,010	47,647,350	494,826,330
地域密着型特定施設入居者生活介護	-	-	2,218,370	6,154,640	7,956,310	12,520,180	22,198,260	51,047,760
地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護	-	-	1,696,190	9,151,790	47,476,540	68,120,670	54,671,830	181,117,020
複合型サービス	-	-	-	-	-	-	-	-
施設介護サービス	-	-	200,183,840	353,285,585	793,961,811	1,591,150,497	1,606,136,731	4,544,718,464
介護老人福祉施設	-	-	30,486,200	60,223,904	409,897,006	971,568,528	1,013,536,650	2,485,712,288
介護老人保健施設	-	-	161,998,540	277,986,201	371,585,575	489,569,269	242,805,159	1,543,944,744
介護療養型医療施設	-	-	7,699,100	15,075,480	12,479,230	126,834,090	340,395,690	502,483,590
介護医療院	-	-	-	-	-	3,178,610	9,399,232	12,577,842
合 計	63,250,124	145,693,772	1,541,989,144	1,898,352,342	2,257,052,569	2,804,629,767	2,599,222,889	11,310,190,607
支給額								
訪問サービス	7,126,107	13,753,208	163,746,970	183,955,737	176,317,403	206,543,975	260,218,173	1,011,661,573
通所サービス	10,509,931	47,489,126	418,855,614	437,161,437	351,881,368	231,366,952	162,590,702	1,659,855,130
短期入所サービス	510,381	3,460,315	65,101,435	121,695,703	175,608,633	136,532,745	119,454,061	622,363,273
福祉用具・住宅改修サービス	20,129,867	37,685,049	67,687,398	101,779,502	76,357,404	78,777,784	69,548,908	451,965,912
特定施設入居者生活介護	1,745,646	1,669,293	19,614,864	28,080,291	49,724,399	63,276,595	30,015,640	194,126,728
介護予防支援・居宅介護支援	13,609,361	23,947,220	172,811,689	127,349,331	99,528,065	66,843,540	50,842,337	554,931,543
地域密着型(介護予防)サービス	3,876,510	4,369,059	305,599,653	391,848,332	384,269,998	305,307,701	195,966,301	1,591,237,554
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	-	-	-	-	-	-	-	-
夜間対応型訪問介護	-	-	-	-	-	-	-	-
地域密着型通所介護	-	-	180,115,017	171,485,026	109,530,388	50,461,325	21,727,504	533,319,260
認知症対応型通所介護	399,528	-	21,928,013	32,117,450	38,316,811	27,346,989	28,221,136	148,329,927
小規模多機能型居宅介護	3,476,982	4,369,059	36,353,056	47,353,463	62,658,188	71,349,039	36,449,144	262,008,931
認知症対応型共同生活介護	-	-	64,115,805	127,243,556	123,875,046	84,329,455	42,882,615	442,446,477
地域密着型特定施設入居者生活介護	-	-	1,561,191	5,412,226	7,160,679	11,247,117	19,702,365	45,083,578
地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護	-	-	1,526,571	8,236,611	42,728,886	60,573,776	46,983,537	160,049,381
複合型サービス	-	-	-	-	-	-	-	-
施設介護サービス	-	-	179,465,392	315,217,939	706,862,303	1,415,312,864	1,434,572,079	4,051,430,577
介護老人福祉施設	-	-	27,437,580	53,564,789	365,564,998	865,923,069	905,264,751	2,217,755,187
介護老人保健施設	-	-	145,283,877	248,150,652	330,467,636	432,811,426	216,174,657	1,372,888,248
介護療養型医療施設	-	-	6,743,935	13,502,498	10,829,669	113,717,620	304,673,369	449,467,091
介護医療院	-	-	-	-	-	2,860,749	8,459,302	11,320,051
合 計	57,507,803	132,373,270	1,392,883,015	1,707,088,272	2,020,549,573	2,503,962,156	2,323,208,201	10,137,572,290

※サービスの内訳

訪問サービス:訪問介護・訪問入浴介護・訪問看護・訪問リハビリテーション・居宅療養管理指導
 通所サービス:通所介護・通所リハビリテーション
 福祉用具・住宅改修サービス:福祉用具貸与・福祉用具購入費・住宅改修費

(2)-1高額介護サービス等費

区 分	件 数	給付額(円)	利用料の基準金額
①生活保護の被保護者及び市民税非課税世帯の老齢福祉年金受給者	世帯合算有	-	-
	世帯合算無	318	3,920,794
②市民税非課税世帯で、合計所得金額と課税年金収入の合計が80万円以下の方	世帯合算有	399	4,156,720
	世帯合算無	8,990	113,963,768
③市民税非課税世帯で①か②に該当しない方	世帯合算有	500	5,309,641
	世帯合算無	5,162	29,748,184
④市民税課税世帯	世帯合算有	1,363	12,407,458
	世帯合算無	1,541	38,881,359
合 計	18,273	208,387,924	

(2)-2高額介護サービス等費(年間上限)

区 分	件 数	給付額(円)
世帯合算有	64	1,859,423
世帯合算無	18	640,446
合 計	82	2,499,869

(3)高額合算医療・介護サービス等費

区 分	件 数	給付額(円)
高額合算医療・介護サービス等費	1,005	30,348,084
高額合算医療・介護予防サービス等費	9	14,144
合 計	1,014	30,362,228

(4)特定入所者介護サービス等費

区分	件 数	給付額(円)
食費	9,499	200,462,735
居住費	8,504	133,291,180
合計	18,003	333,753,915

(5)審査支払手数料

件数	単価(円)	手数料(円)
173,019	58	10,035,102

4-4 介護予防・日常生活支援総合事業の状況

1 介護予防・生活支援サービス事業

(1) 指定事業者によるサービス (令和元年度)

サービスの種類	件数	支給額(円)
訪問型サービス (従前相当)	2,903	51,441,484
訪問型サービスA (緩和した基準による)	527	3,461,046
通所型サービス (従前相当)	6,217	125,186,870
通所型サービスA (緩和した基準による)	5,019	30,752,260
介護予防ケアマネジメント	9,805	27,294,960

(2) 委託事業者による通所型サービス (令和元年度)

サービスの種類	会場数	内容
通所型サービスB	14	集会施設等を利用した住民主体の介護予防教室
認知機能向上通所型サービス	4	音楽療法士による認知機能向上プログラム
運動器機能向上通所型サービス	2	生活機能訓練と全員参加型の食事づくり等
短期集中通所型サービスC	1	専門職による短期集中(12週間)の生活機能等改善プログラム

(3) 高額介護予防サービス費相当事業費

件数	支給額(円)
254	525,294

(4) 高額医療合算介護予防サービス費相当事業費

件数	支給額(円)
6	74,345

2 一般介護予防事業

(令和元年度)

	回数	参加数	内容
はつらつ運動塾 (65歳以上対象)	3教室 各12回	実人数 53人	筋力向上やバランスを中心とした運動教室
はつらつ塾料理編 (65歳以上の男性対象)	1教室 6回	実人員 13人	基本的な料理ができるための教室
初心者マレットゴルフ教室 (65歳以上対象)	2教室 5回	実人員 53人	マレットゴルフを通しての健康づくり教室

4-5 介護サービス利用料の軽減制度

介護サービスを利用する場合、費用の 10%、20%又は 30%が利用料として本人負担となります。その支払いが困難な方のために次の減額制度があります。

制度の種類	対象となる方	減額の内容
<p>社会福祉法人等による利用負担軽減制度</p> <p>社会福祉法人などが提供するサービスに対して、その利用料の一部を減額</p>	<p>世帯全員が市民税非課税であって、次の要件を全て満たす方のうち、その方の収入や世帯の状況、利用料負担等を総合的に勘案し、生計が困難であると市長が認めた方。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○年間収入が単身世帯で 150 万円、世帯員が 1 人増えるごとに 50 万円を加算した額以下であること。 ○預貯金等の額が単身世帯で 350 万円、世帯員が 1 人増えるごとに 100 万円を加算した額以下であること。 ○日常生活に供する資産以外に活用できる資産がないこと。 ○負担能力のある親族等に扶養されていないこと。 ○介護保険料を滞納していないこと。 	<p>サービスの利用料の 25%・食費及び居住費（滞在費）について 25%を減額（注 1）</p>
<p><対象となる社会福祉法人等が提供する主なサービス及び事業所></p> <ul style="list-style-type: none"> ●訪問介護、総合事業訪問型サービス（ホームヘルプ） 市社協、ホームヘルプかみさと、ほけっと、ジェイエー長野会、一陽会、萱垣会、ゆいの里 ●短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護（ショートステイ） 飯田下伊那に所在する介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）での全てのショートステイ ●通所介護、総合事業通所型サービス（認知症対応型、地域密着型を含む） <ul style="list-style-type: none"> いいだデイサービスセンター デイサービスセンターおよりて 上郷デイサービスセンター 北方デイサービスセンター 北部デイサービスセンター 千代デイサービスセンター かなえデイサービスセンター 南信濃デイサービスセンター かわじデイサービスセンター デイサービスセンターあぐりかなえ 竜東デイサービスセンター デイサービスセンターあぐり山本 西部デイサービスセンター デイサービスセンター杜のおんがっかい 中部デイサービスセンター デイサービスセンター四季 ●小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護 ことぶき庵 北方の空 小規模多機能型居宅介護施設あぐりかなえ ●介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）への入所 飯田下伊那に所在する介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）のすべて 		

（注 1） 老齢福祉年金受給者は 50%を減額。生活保護受給者は、特養（入所・短期入所）の個室の居住費のみ 100%を減額。

制度の種類	対象となる方		減額等の内容	
介護保険通所系サービス食事代負担軽減事業 通所系サービス利用の際の食事代負担軽減	○世帯全員が市民税非課税で老齢福祉年金を受給している方 ○世帯全員が市民税非課税で、合計所得金額及び課税年金収入額の合計額が80万円以下の方		通所系サービス利用の際の食事提供を受けた日1回につき100円を支給	
<p style="text-align: center;">＜対象となる通所系サービス＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ●通所介護・介護予防通所介護 ●通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション ●認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護 				
高額介護（介護予防）サービス費支給制度、高額介護予防サービス費相当事業費支給制度 介護保険サービスの利用者の定率の負担額が、世帯合計で1ヶ月の基準額を超えた金額を申請により支給します。総合事業の利用者負担はサービスの種類により原則1割負担又は定額料金となっておりますが、同一世帯で1ヶ月の利用者負担額が基準額を超えた場合に申請により支給します。	・生活保護の受給者 ・老齢福祉年金受給者で世帯全員が市民税非課税	基準額 15,000円	1ヶ月の利用料が基準額を超えた部分を支給 (注1)	
	・世帯全員が市民税非課税で、課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下	基準額 15,000円		
	・世帯全員が市民税非課税で、課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円超	基準額 24,600円		
	・一般（上記及び下記以外） （平成29年8月から3年間の緩和措置につき、年間上限額446,400円を設定）	基準額 37,200円（～H29.7） 44,400円（H29.8～）		
	・現役並み所得者（同一世帯内に課税所得145万円以上の65歳以上の方がいる場合）	基準額 44,400円		
高額医療合算介護（介護予防）サービス費支給制度、高額医療合算介護予防サービス費相当事業費支給制度 介護保険及び総合事業の利用者負担額と医療保険の一部負担金等の合計額が高額となったとき申請により支給します。	○70歳未満の方がいる世帯		1年間の介護保険、総合事業、医療保険の負担額を合算し、所得区分に応じた限度額を超えた分を支給 (注1)	
	国民健康保険被保険者（基礎控除後の総所得金額）	被用者保険被保険者（月の標準報酬月額等）		限度額
	901万円超	83万円以上		212万円
	600万円超901万円以下	53万円～79万円		141万円
	210万円超600万円以下	28万円～50万円		67万円
	210万円以下	26万円以下		60万円
	市民税非課税世帯	市民税非課税者等		34万円
	○70歳～74歳の方 ○後期高齢者医療被保険者			
	所得区分	平成30年7月までの限度額		平成30年8月からの限度額
	課税所得690万円以上	67万円		212万円
	課税所得380万円以上	67万円		141万円
	課税所得145万円以上	67万円		67万円
	一般	56万円		56万円
低所得者Ⅱ	31万円	31万円		
低所得者Ⅰ	19万円	19万円		

(注1) 介護保険サービスでは介護給付費、総合事業では従前相当サービス及びA型サービスのみが対象になります。

制度の種類	対象となる方				減額の内容
介護保険負担限度額認定制度	以下の①～③すべてに該当する方 ①世帯全体の方が市民税非課税 ②配偶者と世帯を別にする場合は、配偶者が市民税非課税 ③被保険者および配偶者の預貯金等の合計が2,000万円以下。配偶者がいない場合は1,000万円以下。				限度額を超えた部分を給付
介護保険施設入所（入所及び短期入所）者の食費、居住費の軽減	要件	部屋の種類	居住費限度額（注1）	食費限度額（注1）	
・生活保護受給者 ・高齢福祉年金受給者で世帯全員が市民税非課税	多床室（相部屋）	0円	300円		
	従来型個室（特養等）（注2）	320円			
	従来型個室（老健、療養等）（注3）	490円			
	ユニット型準個室	490円			
	ユニット型個室	820円			
・世帯全員が市民税非課税で、合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金収入額の合計が80万円以下	多床室（相部屋）	370円	390円		
	従来型個室（特養等）	420円			
	従来型個室（老健、療養等）	490円			
	ユニット型準個室	490円			
	ユニット型個室	820円			
・世帯全員が市民税非課税で、合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金収入額の合計が80万円超	多床室（相部屋）	370円	650円		
	従来型個室（特養等）	820円			
	従来型個室（老健、療養等）	1,310円			
	ユニット型準個室	1,310円			
	ユニット型個室	1,310円			

（注1）限度額は1日あたりの金額。

（注2）「特養等」とは、特別養護老人ホーム、短期入所生活介護。

（注3）「老健、療養等」とは、老人保健施設、介護療養型医療施設、短期入所療養介護。

4-6 高齢者等の在宅福祉サービス

(令和2年4月現在)

1 介護者疲労回復事業

対象者	重度要介護者（要介護3・4・5）、重度心身障がい者（障害支援区分4・5・6）、重度心身障がい児（特別児童扶養手当1級で通所サービス又は障害福祉サービス受給者）の介護者
内容	介護者がはり・灸・マッサージの施療を受ける場合に助成券を支給します。 1回につき1,500円分、年2回まで利用できます。 （免許を有する飯田市又は下伊那郡区域の業者を利用できます。） または、飯田市内の入浴施設を利用する場合に助成券を支給します。 1回につき500円分、年5回まで利用できます。 ただし、はり・灸・マッサージか、入浴か、どちらかを選んでいただきます。
利用者負担	治療1回につき1,500円を超えた分、または入浴1回につき500円を超えた分
元年度実績	マッサージ利用者数：35人 利用回数：63回 入浴利用者数：216人 利用回数：851回

2 寝具洗濯乾燥事業

対象者	重度要介護者（要介護3・4・5）、重度心身障がい者（特別障害者手当受給者で障害支援区分4・5・6）、重度心身障がい児（特別児童扶養手当1級で通所サービス又は障害福祉サービス受給者）
内容	寝たきりの状態の重度要介護者等の寝具（敷布団）を洗濯し乾燥消毒します。 年2枚まで利用できます。
利用者負担	なし
元年度実績	利用実人数：121人 利用回数：206回

3 訪問理美容サービス事業

対象者	重度要介護者（要介護3・4・5）、重度心身障がい者（特別障害者手当受給者で障害支援区分4・5・6）、重度心身障がい児（特別児童扶養手当1級で通所サービス又は障害福祉サービス受給者）
内容	重度要介護者等が自宅で理美容サービスを受けたとき、業者の出張訪問にかかる費用を助成します。 1回につき1,000円、年6回まで利用できます。 長野県知事が出張業務の承認をした飯田市又は下伊那郡区域の業者を利用できます。
利用者負担	理美容代実費
元年度実績	利用実人数：60人 利用回数：167回

4 介護者慰労短期入所事業

対 象 者	重度要介護者（要介護3・4・5）の介護者
内 容	在宅で重度要介護者等を介護している介護者の心身の疲れを癒し、元気回復を図る機会を確保するため、重度要介護者が施設等に短期入所した場合、介護者に助成金を交付します。（該当施設等：介護老人保健施設、介護老人福祉施設、短期入所生活介護事業所、療養型医療施設） 利用1回につき3,000円の助成。 ただし、施設への送迎方法がタクシー及び有償運送の場合は5,000円の助成。 1人当たり、1回につき7日以内の利用日数とし、年6回まで利用できます。 本事業利用後、利用施設の入所証明を受けて請求します。
利用者負担	介護保険による短期入所の負担金と同様（食事、実費等含む）
元年度実績	利用者数：231人 利用回数：969回

5 緊急宿泊支援事業

対 象 者	要支援・要介護認定者、障がい者の介護者で緊急事由等により、介護が一時的に困難となる世帯
内 容	要支援・要介護認定者、障がい者が、日々利用している宅老所等に介護者の緊急事由等により宿泊した場合の宿泊1泊（1回分）の費用（5,000円以上）の一部を助成します。ただし、食事代、入浴費用、送迎費用を除く。（上限額4,000円） 1人当たり年4泊（4回分）まで利用できます。 対象者は助成を受ける前に本事業の利用登録をし、利用後、利用施設の領収書の写しを添えて請求します。
利用者負担	実費：1泊（1回分）の費用
元年度実績	利用実人数：5人 利用回数：15回

6 在宅介護支援金支給事業

対 象 者	市民税非課税世帯に属す重度要介護者（要介護3・4・5）、重度心身障がい者（障害支援区分4・5・6）、重度心身障がい児（特別児童扶養手当1級で通所サービス又は障害福祉サービス受給者）の介護者
内 容	6か月以上、市内に住所を有し、基準日前1年間に180日以上、在宅で介護した場合に、9万円を支給します。（基準日9月1日）
元年度実績	受給者数：（高齢者）153人、（重度心身障がい児者）24人

7 介護用品購入券支給事業

対 象 者	市民税非課税世帯に属す要介護4・5の在宅高齢者で、生活保護受給あるいは介護保険利用料の社会福祉法人利用者負担減免基準に該当する方及び、中国残留邦人等に対する支援給付を受給している方の介護者
内 容	介護者の経済負担軽減、在宅生活の継続、向上のため、介護用品（紙おむつ、尿取りパッド）が購入できる購入券を支給します。 年に3回、5,000円の購入券を4枚ずつ支給します。
利用者負担	なし
元年度実績	対象者数：21人

8 高齢者及び障害者にやさしい住宅改良促進事業

対 象 者	住宅改修をしなければ在宅生活の継続が困難と認められる方で、65 歳以上の要支援・要介護認定者、身障 1～3 級の方、65 歳未満の身障 1～6 級の方（4～6 級の者は独居等）、その他支援が必要な方のいる世帯で所得税合計が 8 万円以下の、経済状況等の条件が認められた世帯
内 容	63 万円を上限に補助します。
利用者負担	自己負担 1 割（7 万円を上限とする）
元年度実績	該当件数：0 件

9 高年齢者等住宅リフォーム補助事業

対 象 者	飯田市内に 1 年以上居住している、介護保険の認定を受けていない 50 歳以上の高年齢者等
内 容	自宅のバリアフリー化、転倒事故防止、介護予防につながる工事を対象とし、改修費用の 30%で、10 万円を上限に経費を補助します。 1 戸の住宅で補助は 1 回のみとします。 施工業者は飯田市内に本社のある法人又は個人とします。
利用者負担	事業費の内、補助金額を超えた分
元年度実績	助成件数：92 件

10 介護保険通所系サービス食事代負担軽減事業

対 象 者	市民税非課税世帯で、前年の公的年金等の収入金額及び所得額の合計額が 80 万円以下の要支援・要介護認定者で介護保険の通所介護、通所リハビリテーションを利用する方（生活保護受給者を除く）
内 容	食事の提供を受けた日 1 日につき 100 円の扶助
利用者負担	食事の提供を受けた日 1 日につき 100 円を超えた分
元年度実績	利用数：36,854 回

11 自立支援短期入所事業

対 象 者	事業対象者等。一時的に入所養護が必要な方
内 容	家族等の事情により一時的に独居となり養護が必要な場合に、養護老人ホームハートヒル川路に短期間宿泊できます。原則年 7 日以内。
利用者負担	利用 1 日につき 1,730 円（3 食分の食費等を含む）
元年度実績	延利用者数：2 人 利用日数：15 日

12 成年後見制度等利用支援事業

対 象 者	判断能力・意思能力の低下した高齢者等
内 容	判断能力等の低下により財産管理・契約行為に支障をきたす高齢者等、成年後見制度の利用が必要な方に申し立ての支援をします。
利用者負担	申し立てに必要な実費
元年度実績	申立件数：0 件

13 介護通訳派遣事業

対 象 者	中国帰国者または外国人で、居宅介護が必要な高齢者又は障がい者で、居宅介護サービス・支援費サービス等を利用する方のうち、通訳の必要な方又はその方を担当する居宅介護サービス・支援費サービス等を行う事業者
内 容	通訳の派遣が必要な対象者に介護通訳を派遣します。
利用者負担	なし
元年度実績	派遣時間：40 時間

14 緊急通報システム運営事業

対 象 者	独居高齢者、身障 1・2 級の独居、要支援・要介護者のいる高齢者世帯（選定は地区民協）
内 容	独居高齢者等の急病や災害等の緊急時にボタンを押すと、いったん専門の受信センターで受信して、あらかじめ指定した協力員等に通報し、対応を依頼します。救急車等が必要と判断したときは、消防署に出動を要請します。
利用者負担	市民税課税世帯：月 500 円 市民税非課税世帯：300 円 生保世帯：0 円
元年度実績	新規設置：27 台 廃止：32 台 元年度 3 月末設置数：219 台

15 火災警報器設置事業

対 象 者	市民税非課税の高齢者世帯で、独居又は要支援・要介護者のいる世帯等（選定は地区民協）
内 容	独居高齢者等の防火面での安全対策として、住宅用防災警報器等を取付けます。 ※警報器（煙感知式）を家屋内に、警報ブザーを外に設置します。
利用者負担	なし
元年度実績	新設：2 台 累計（平成元年から）：668 台

16 介護保険外短期入所特別拡大事業

対 象 者	要介護高齢者で認知症があり、独居又は高齢者世帯の方
内 容	暖房等が利用できずに凍死する恐れがある、あるいは認知症のため失火の危険がある等、冬季間在宅生活が困難な方に、特養へ介護保険の利用枠を超えて連続して 100 日間の短期入所を認めています。（12 月～3 月の間に限定）
利用者負担	介護保険による短期入所の負担金と同様
元年度実績	利用者数：1 人 利用日数：3 日

17 認知症高齢者見守り事業

対 象 者	要支援・要介護の認定を受けた認知症高齢者及び認知症高齢者と同居している家族
内 容	介護保険の訪問介護では対応できない、家族不在時の認知症高齢者や独居の認知症高齢者の見守りをする有償ヘルパーの利用料を一部補助します。 (家族不在時の見守り 1時間につき 1,000 円、独居の見守り 45 分未満 1,710 円)
利用者負担	家族不在時 交通費を含む必要経費から補助金を除いた額 独居 介護保険同様の 1,900 円の 1 割
元年度実績	利用者数：1 人 利用時間：28 時間

18 徘徊高齢者家族支援サービス事業

対 象 者	徘徊のある認知症高齢者の介護者
内 容	認知症高齢者が徘徊したときに、位置情報を提供するサービス。 情報提供は専門業者に委託。 初期費用分 7,000 円と、交換用バッテリー代 2,100 円を支援します。
利用者負担	機器の利用料として月 540 円 徘徊があったときに情報取得料等がかかります。
元年度実績	利用者数：3 人

19 独居高齢者世帯配食サービス事業

対 象 者	事業対象者等で炊事に困難を感じている方
内 容	栄養改善の必要がある事業対象者等で炊事に困難を感じている方に食事を届け、配食時に利用者の安否確認を行います。
利用者負担	食費実費 (500 円～680 円)
元年度実績	利用者数：6 人 配食数：1,038 食 認定利用者数：66 人 配食数：10,596 食

20 生きがいデイサービス事業

対 象 者	概ね 65 歳以上の独居・日中独居の高齢者又は高齢者世帯 介護保険非該当者で、放置すれば要介護状態となる恐れのある方
内 容	デイサービスセンター 健康チェック、日常動作訓練、レクリエーション、入浴など、介護保険のデイサービスとほぼ同様のサービスを行います。 デイサービスセンター以外 健康チェックや日常動作訓練を日課の中に組み込みながら、無理のない日課の中で利用者のペースで 1 日を過ごします。 いずれも必要な方は送迎します。
実施施設	デイサービス : 南信濃 宅老所 : ひだまり 老人福祉センター : 山本、南信濃 ふれあいセンター : 上村
利用者負担	利用 1 回につき 生きがいデイ利用分 400 円 生活保護世帯 0 円 昼食等 : 実費 (全員)
元年度実績	利用者数：40 人 利用回数：660 回

21 介護者リフレッシュ事業

対 象 者	重度要介護者（要介護3・4・5）、 重度心身障がい児者（身体1・2級、及び療育A・精神1級）の介護者、認知症高齢者の介護者
内 容	地区ごとに、高齢者等を介護している介護者を、温泉や食事会等に招待し1日休養してもらおうとともに、介護についての様々な相談を受けます。 また、認知症高齢者の介護者に対して介護者の会を開催します。地区ごとに、高齢者等を介護している介護者を、温泉や食事会等に招待し1日休養してもらおうとともに、介護についての様々な相談を受けます。 また、認知症高齢者の介護者に対して介護者の会を開催します。
利用者負担	なし
元年度実績	参加人数：日帰りふれあい相談事業 373 人

22 敬老祝賀事業

対 象 者	長年にわたり社会の発展に寄与されてきた高齢者に対し、その長寿をお祝いして、敬老祝金品を贈呈します。												
内 容	<table border="0"> <tr> <td>88 歳</td> <td>(市)あいさつ状、5 千円</td> <td>(社協) 祝品、敬老新聞</td> </tr> <tr> <td>100 歳</td> <td>(市)あいさつ状、1 万円、市長訪問</td> <td>(社協) 祝品、敬老新聞</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(県) 祝状、紙筒</td> <td>(国) 祝状、銀杯、紙筒</td> </tr> <tr> <td>最高齢者(3名)</td> <td>(市)あいさつ状、5 千円</td> <td>(社協) 祝品、敬老新聞</td> </tr> </table>	88 歳	(市)あいさつ状、5 千円	(社協) 祝品、敬老新聞	100 歳	(市)あいさつ状、1 万円、市長訪問	(社協) 祝品、敬老新聞		(県) 祝状、紙筒	(国) 祝状、銀杯、紙筒	最高齢者(3名)	(市)あいさつ状、5 千円	(社協) 祝品、敬老新聞
88 歳	(市)あいさつ状、5 千円	(社協) 祝品、敬老新聞											
100 歳	(市)あいさつ状、1 万円、市長訪問	(社協) 祝品、敬老新聞											
	(県) 祝状、紙筒	(国) 祝状、銀杯、紙筒											
最高齢者(3名)	(市)あいさつ状、5 千円	(社協) 祝品、敬老新聞											
元年度実績	訪問者数：813 人												

4-7 地域包括支援センター

1 地域包括支援センターの業務内容

飯田市には、地域に5カ所の地域包括支援センターが設置されています。それぞれ地域を分担して、保健師、主任介護支援専門員及び社会福祉士等が高齢者に関する介護予防計画の作成や保健福祉サービスの利用についての相談にお応えしています。

<市の委託事業>

- (1) 介護に関する相談や、健康や福祉、医療に関すること、生活に関すること等、高齢者の様々な相談に応じています。相談は無料です。
- (2) 要支援の方や、介護予防・日常生活支援総合事業の事業対象者の方のための、介護予防サービスを利用するために必要な計画づくりをします。
- (3) 要介護、要支援になるおそれのある方の相談に応じ、介護予防サービスを受けるための調整を行います。
- (4) 高齢者への虐待の早期発見や把握に努め、関係機関との連絡、調整を行います。
- (5) 成年後見制度や日常生活自立支援事業への手続きの支援を行います。
- (6) 地域のケアマネジャーが、円滑に業務を行えるように支援、指導を行います。また、高齢者が安心して暮らせるために様々な関係機関とのネットワークづくりを行います。

2 地域包括支援センターと担当地区

飯田市いいだ地域包括支援センター	銀座 3-7 銀座堀端ビル 2階	Tel 0265-56-1595
担当地区：橋北・橋南・羽場・丸山・東野・座光寺・上郷		Fax 0265-56-5505
飯田市いがら地域包括支援センター	三日市場 406-31	Tel 0265-28-2361
担当地区：山本・伊賀良		Fax 0265-28-2362
飯田市かわじ地域包括支援センター	川路 3467-2	Tel 0265-27-6052
担当地区：松尾・下久堅・上久堅・千代・龍江・竜丘・川路・三穂		Fax 0265-27-5023
飯田市南信濃地域包括支援センター	南信濃和田 1550	Tel 0260-34-1066
担当地区：上村・南信濃		Fax 0260-34-2102
飯田市かなえ地域包括支援センター	鼎一色 551	Tel 0265-53-9411
担当地区：鼎		Fax 0265-49-0850

4-8 いいだシニアクラブと生きがい対策

1 いいだシニアクラブ連絡会の現況（令和2年4月1日現在）

地区名	会員数別高齢者クラブ数										会員数
	30人未満	30～39人	40～49人	50～59人	60～69人	70～79人	80～89人	90～99人	100人以上	合計	
丸山	—	—	—	—	1	—	—	—	—	1	60
座光寺	—	1	—	—	—	—	—	—	—	1	32
松尾	—	—	—	—	2	—	—	—	1	3	289
下久堅	—	—	—	—	1	—	1	2	—	4	335
千代	—	—	—	1	—	—	—	—	—	1	54
竜丘	—	—	1	2	2	—	—	—	—	5	286
鼎	—	—	—	2	1	—	1	1	—	5	350
上郷	—	—	—	2	—	—	—	—	—	2	104
上村	—	—	—	2	—	—	—	—	—	2	105
南信濃	2	1	2	1	—	—	—	—	—	6	203
計	2	2	3	10	7	0	2	3	1	30	1,818

2 いいだシニアクラブ連絡会の主な事業（令和元年度）

事業	内容	
県老人クラブ連合会 南信ブロック研修会	6月6日	たつのパークホテルにて 9名参加 活動事例発表 健康づくり指導講習「いきいきタオル体操」
グラウンドゴルフ実技 講習会	6月26日	飯田市総合運動場にて 25名参加 グラウンドゴルフ実技講習会
県老人クラブ連合会 女性指導者研修会	7月3日	飯田合同庁舎にて 女性会員 50名参加 講演「ボールを使った簡単な体操」 いいだシニアクラブ連絡会についての活動事例発表 実技講習「紙ひもとペットボトルキャップで作る麦わら帽子」
県老人クラブ連合会 大会及び視察研修	10月31日～ 11月1日	長野市ホクト文化ホールにて 各種表彰、主張発表 講演「私の歩んだ、ドン・キホーテのような旅」 台風19号被害により中止となった。
いきいき活動研修会	11月27日	鼎公民館及び鼎体育館にて 各クラブ役員等 72名参加 講演「100歳まで元気で長生きする方法」 囲碁ボール実技講習
高齢者クラブが行う スポーツ・健康づくり 事業	通年	グラウンドゴルフ、マレットゴルフなど各地区の会場で各種スポーツ大会、ニュースポーツ講習、健康ウォーキングの推進、健康教室等を開催
在宅福祉を支える友愛 活動	通年	敬老祝賀の時期に伴い、高齢者クラブが中心となり、独居や高齢者世帯などを訪問。
その他		組織強化・活性化の取り組み 認知症など健康に関する理解を深める取り組み 特殊詐欺等被害防止のための取り組み 地域の奉仕活動や子ども登下校時の安全見守り 地域での交通安全や火災予防に関する取り組み 地域での福祉施設等の訪問

3 生きがい対策

○ 生きがい教室の開催

高齢者に様々な学習や健康づくり、仲間づくりのきっかけの場「生きがい教室」を提供している。シルバーコーラス、エンジョイビデオクラブ、書道教室、かるた会、シルバーパソコン教室を開催している。

4-9 統計資料

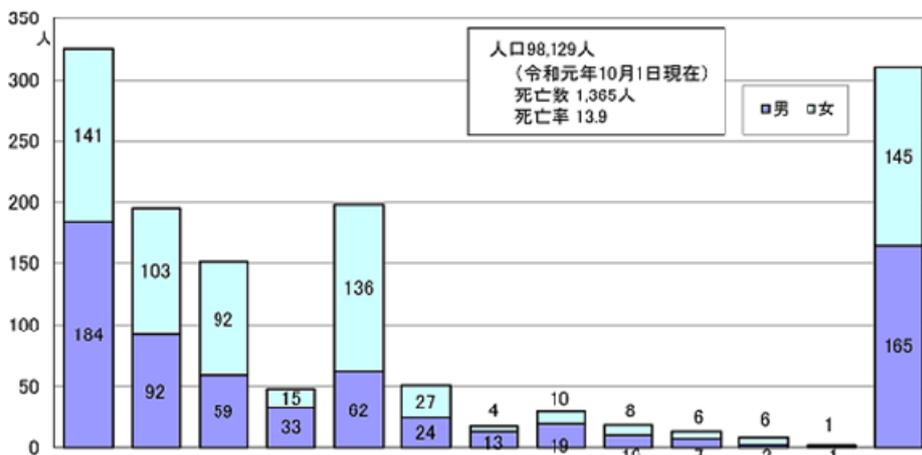
		市内高齢者人口				R2.4.1現在			
地区	総人口	60歳以上	総人口比	65歳以上	総人口比	75歳以上	総人口比	高齢化順位	
1	橋北	2,918	1,382	47.4%	1,195	41.0%	747	25.6%	5
2	橋南	2,631	1,196	45.5%	1,029	39.1%	607	23.1%	7
3	羽場	4,705	1,791	38.1%	1,505	32.0%	827	17.6%	15
4	丸山	3,398	1,342	39.5%	1,125	33.1%	639	18.8%	14
5	東野	2,834	1,210	42.7%	1,001	35.3%	601	21.2%	11
6	座光寺	4,337	1,733	40.0%	1,464	33.8%	760	17.5%	13
7	松尾	12,979	4,152	32.0%	3,365	25.9%	1,853	14.3%	20
8	下久堅	2,789	1,243	44.6%	1,042	37.4%	579	20.8%	10
9	上久堅	1,256	670	53.3%	585	46.6%	330	26.3%	3
10	千代	1,637	833	50.9%	702	42.9%	441	26.9%	4
11	龍江	2,740	1,303	47.6%	1,104	40.3%	668	24.4%	6
12	竜丘	6,839	2,438	35.6%	1,970	28.8%	1,065	15.6%	18
13	川路	2,013	911	45.3%	768	38.2%	470	23.3%	8
14	三穂	1,389	631	45.4%	523	37.7%	285	20.5%	9
15	山本	4,730	1,955	41.3%	1,659	35.1%	841	17.8%	12
16	伊賀良	14,391	4,881	33.9%	4,073	28.3%	2,127	14.8%	19
17	鼎	13,144	4,793	36.5%	4,017	30.6%	2,264	17.2%	17
18	上郷	13,601	5,027	37.0%	4,214	31.0%	2,404	17.7%	16
19	上村	384	245	63.8%	217	56.5%	153	39.8%	2
20	南信濃	1,293	856	66.2%	778	60.2%	506	39.1%	1
	全市	100,008	38,592	38.6%	32,336	32.3%	18,167	18.2%	
	飯田市	101,111	38,718	38.3%	32,247	31.9%	18,073	17.9%	H31.4.1
	飯田市	100,791	38,666	38.4%	32,258	32.0%	18,152	18.0%	R1.10.1
	長野県	2,049,653	775,914	37.9%	647,787	31.6%	352,906	17.2%	R1.10.1
	全国	126,167,000	43,408,000	34.4%	35,885,000	28.4%	18,490,000	14.7%	R1.10.1

5 保健課

5-1 人口動態

年	人口	出生				合計特殊 出生率	死亡				自然 増加	備 考
		男	女	計	率		男	女	計	率		
H16	106,835	537	476	1,013	9.5	1.62	559	462	1,021	9.6	△ 8	人口 10.1 現在
H17	108,624	506	449	955	8.8	1.52	579	539	1,118	10.3	△163	〃
H18	107,845	500	480	980	9.1	1.63	565	516	1,081	10.0	△101	〃
H19	107,259	479	519	998	9.3	1.70	617	508	1,125	10.5	△127	〃
H20	106,630	513	452	965	9.0	1.70	615	577	1,192	11.2	△227	〃
H21	105,691	451	468	919	8.7	1.69	625	576	1,201	11.4	△282	〃
H22	105,335	443	455	898	8.5	1.70	630	615	1,245	11.8	△347	〃
H23	104,728	461	417	878	8.4	1.63	669	613	1,282	12.2	△404	〃
H24	103,947	445	425	870	8.4	1.68	640	608	1,248	12.0	△378	〃
H25	103,105	450	408	858	8.3	1.73	619	630	1,249	12.1	△391	〃
H26	102,446	439	407	846	8.3	1.76	600	643	1,243	12.1	△397	〃
H27	101,743	422	406	828	8.1	1.77	639	637	1,276	12.5	△448	〃
H28	100,957	422	388	805	8.0	1.75	633	629	1,262	12.5	△457	〃
H29	100,077	421	366	787	7.9	1.76	686	641	1,327	13.3	△540	〃
H30	99,157	408	331	739	7.5	1.72	654	689	1,343	13.5	△604	〃
R 1	98,129	364	362	726	7.4	1.75	671	694	1,365	13.9	△639	〃

◎死因別死亡統計(令和元年)



	悪性 新生物	心疾患	脳血管 疾患	肺炎	老衰	不慮の 事故	自殺	腎不全	糖尿病	肝疾患	高血圧 性疾患	結核	その他
死亡数	325	195	151	48	198	51	17	29	18	13	8	2	310
死因別死亡率 (人口10万別)	331.2	198.7	153.9	48.9	201.8	52.0	17.3	29.6	18.3	13.2	8.2	2.0	315.9
死亡割合(%)	23.8%	14.3%	11.1%	3.5%	14.5%	3.7%	1.2%	2.1%	1.3%	1.0%	0.6%	0.1%	22.7%

引用: 長野県「毎月人口変動調査」
厚生労働省「人口動態調査」

5-2 母子保健

1 令和元年度 妊娠届出数の年齢別内訳

	届出総数	20歳未満	20歳以上 25歳未満	25歳以上 30歳未満	30歳以上 35歳未満	35歳以上 40歳未満	40歳以上
初妊婦数	371	7	65	144	108	38	9
経産婦数	409	0	17	93	161	114	24
総届出数	780	7	82	237	269	152	33

2 パパママ教室の受講状況

年度	実施回数	妊婦の受講		夫の受講		妊婦内訳（再掲）	
		実人員	延人員	実人員	延人員	第1子	第2子以上
H26	20	76	164	60	60	62	14
H27	20	83	198	67	76	74	9
H28	18	67	136	62	70	61	6
H29	12	115	178	105	159	114	1
H30	12	118	191	110	173	114	4
R1	14	109	166	95	152	104	5

3 令和元年度 授乳・育児相談助成事業

	産婦内訳		何回目		時期（産後）			内容（複数実施あり）		
	初産婦	経産婦	1回目	2回目	1か月未満	1か月～ 6か月未満	6か月～ 12か月未満	乳房ケア	授乳相談・ 育児相談	産後の健康 相談
実施数 延426 (309)	225	201	280	146	158	177	91	359	349	192

4 令和元年度 乳幼児訪問

	①未熟児		②新生児 (①を除く)		③乳児 (①②を除く)		幼児		母子相談 電話・面接
	実人員	延人員	実人員	延人員	実人員	延人員	実人員	延人員	延人員
実施数	12	15	3	3	720	779	71	90	1,420

5 先天性股関節脱臼検診状況

年度		H28	H29	H30	R1※
受診数（人）		男 428 女 384	男 404 女 376	男 420 女 325	男 329 女 326
受診率（％）		99.3	97.5	97.3	89.0
要治療者	男（人）	-	-	-	-
	女（人）	-	2	2	3

※令和元年度は、新型コロナウイルス感染症のため3月の検診は中止とした。

6 令和元年度 乳幼児健診

	回数	該当児数	受診児数	受診率	他機関紹介数(率)	フォロー児数(率)
4か月児健診	48	727	699	96.1	3 (0.4)	30 (4.3)
7か月児相談	48	739	709	95.9	7 (1.0)	39 (5.5)
12か月児相談	48	731	707	96.7	10 (1.4)	45 (6.4)
1歳6か月児健診	45	773	751	97.2	14 (1.9)	78 (10.4)
2歳児相談	46	807	751	93.1	41 (5.5)	126 (16.8)
3歳児健診	47	806	783	97.1	29 (3.7)	15 (1.9)

7 遊びの広場

年度	参加人数	延人数	令和元年度参加者の主訴
H27	48 (継続 11、新規 37)	129	・発達の遅れ 33
H28	38 (継続 15、新規 23)	100	・母乳相談・離乳食・体重増加 1
H29	32 (継続 6、新規 26)	86	・母親の育児不安、接し方 2
H30	31 (継続 12、新規 19)	117	
R 1	36 (継続 9、新規 27)	100	

8 令和元年度 高校生乳児ふれあい体験学習

	内 容	スタッフ
事前学習	乳幼児健診についてや、乳幼児の発育・発達についての学習。赤ちゃん人形を使用した、抱っこ・着替えの体験。妊婦ジャケットを使用した、妊婦体験。	学校教諭
体験学習	7か月児相談・12か月児相談に参加し、お母さんの話を聞いたり、実際に赤ちゃんの抱っこや着替え、離乳食の試食の介助等を体験する。 実施期間：R元年5月からR元年10月 実施会場：松尾公民館・伊賀良公民館・鼎保健センター 実施校5校（下農、OIDE長姫、風越、飯田女子）8回99名 *新型コロナウイルス感染症の影響で2回実施なし。	保健師 栄養士 学校教諭
まとめの学習	体験学習をもとに感想文をまとめる	学校教諭

9 乳幼児学級（令和元年度）

地区	学級名	対象年齢	実施回数	参加実組数	参加延組数
橋 北 橋 南 東 野 (3館合同)	0歳児学級	0歳	11	16	86
	1歳児学級	1歳	17	16	160
	2歳児学級	2歳	16	17	107
	3歳児学級	3歳	16	18	136
羽 場	0、1歳児学級	0～1歳	19	13	160
	2、3歳児学級	2～3歳	17	4	46
丸 山	すくすく学級	0～1歳	14	23	108
	2・3歳児学級	2～3歳	8	12	46

地区	学級名	対象年齢	実施回数	参加実組数	参加延組数
伊賀良	0歳児学級	0歳	17	51	211
	1歳児学級	1歳	14	24	94
	2歳児学級	2歳	18	19	206
	3歳児学級	3歳	20	17	199
山本	おたまっこ学級	0～3歳	20	24	132
三穂	みほなかよし学級	0～3歳	10	13	69
鼎	0歳児学級	0歳	6	32	147
	1歳児学級(りんご学級)	1歳	10	15	89
	1歳児学級(いちご学級)	1歳	10	25	164
	2歳児学級(たんぼぼ学級)	2歳	15	31	209
	つくし学級	3歳	20	29	273
竜丘	0歳児学級	0歳	4	15	30
	1歳児学級	1歳	10	39	162
	2・3歳児学級	2～3歳	10	33	151
川路	すくすく学級	0～3歳	11	29	211
松尾	0歳児学級	0歳(4～9月生)	4	25	61
	1歳児学級Aチーム	1歳(4～9月生)	8	30	91
	1歳児学級Bチーム	1歳(10～3月生)	8	37	148
	いちごクラブ	2歳	8	14	37
	いちごクラブ	2歳	8	20	79
	どんぐりクラブ	3歳	8	30	110
上久堅	わくわくキッズ	0～3歳	14	5	55
下久堅	ぽっかぽかいちご	0～1歳	10	11	86
	ぽっかぽかあひる	2～3歳	10	13	128
千代	ちよっ子クラブ	0～3歳	19	11	128
龍江	乳幼児学級	0～3歳	19	15	114
座光寺	ぴよぴよ教室	0～1歳	16	27	172
	2・3歳児学級	2～3歳	13	18	103
上郷	0歳児学級	0歳	4	36	64
	1歳児学級	1歳	15	41	304
	2歳児学級	2歳	10	22	90
	3歳児学級	3歳	9	10	41
上村	ひよこちゃんの日	0～3歳	8	5	29
南信濃	すこやか学級	0～3歳	9	4	12
合計	R元年度		512	889	5,016
	H30年度		582	996	6,010
	H29年度		577	1,071	6,394
	H28年度		653	1,144	7,322
	H27年度		693	1,198	8,048

スタッフ・講師：保育士・保健師・公民館

栄養士・歯科衛生士・医師・助産師・図書館司書・ボランティア・運動指導士等

5-3 成人保健

1 健康診査

各種がん検診等受診者数の推移

検診種別	H27	H28	H29	H30	R 1
胃がん検診	4,007	4,038	3,681	3,616	3,572
子宮頸がん検診	1,636	1,670	1,945	2,048	2,802
乳がん検診	4,450	4,879	4,940	4,934	4,949
肺がん検診	7,920	8,217	7,945	7,919	7,908
大腸がん検診	9,196	9,031	8,614	8,472	8,586

*27年度の子宮頸がん検診、乳がん検診、大腸がん検診は、がん検診推進事業を含む。

(1) 子宮頸がん検診

年度	受診者数 (人)	要精検者数 (要精検率)	精密検査結果				未受診
			がん	異形成	その他	異常なし	
H27	1,636	22(1.3)	2	11	5	1	3
H28	1,670	34(2.0)	1	9	12	8	2
H29	1,945	29(1.5)	2	8	10	7	2
H30	2,048	31(1.5)	3	15	5	5	3
R 1	2,802	52(1.9)	0	32	9	10	1

*がん検診推進事業クーポン受診者を含む。

(2) 乳がん検診

ア 乳房エコー検査

年度	受診者数 (人)	要精検者数 (要精検率%)	精密検査結果							未受診
			がん	乳腺症	のう胞	腺維腺腫	その他	異常なし	診断未確定	
H27	1,873	56(3.0)	1	10	-	10	20	3	4	8
H28	2,192	58(2.6)	3	15	7	14	9	6	2	2
H29	2,202	45(2.0)	0	22	4	15	7	4	0	1
H30	2,292	48(2.1)	2	8	3	18	7	9	0	1
R 1	2,181	57(2.6)	3	7	8	20	6	10	3	0

イ マンモグラフィ検査

年度	受診者数 (人)	要精検者数 (要精検率%)	精密検査結果						未受診
			がん	乳腺症	のう胞	腺維腺腫	その他	異常なし	
H27	2,577	115(4.5)	6	25	20	9	21	25	9
H28	2,687	91(3.4)	10	11	7	5	11	45	4
H29	2,738	57(2.1)	4	18	15	5	5	10	1
H30	2,642	90(3.4)	7	17	18	4	13	30	1
R 1	2,768	95(3.4)	7	15	18	6	10	38	1

*がん検診推進事業クーポン受診者を含む。

(3) 肺がん検診

ア ヘリカルCT検査

年度	受診者数 (人)	要精検者数 (要精検率%)	精密検査結果				未受診
			がん	がんの疑い	その他の疾患	異常なし	
H27	2,578	177(6.9)	2	-	125	24	26
H28	2,742	123(4.5)	2	0	81	12	27
H29	2,734	182(6.7)	5	1	132	33	11
H30	2,917	139(4.8)	5	2	108	16	8
R 1	2,957	320(10.8)	4	4	238	54	20

イ レントゲン間接撮影による肺がん検診

年度	受診者数 (人)	要精検者数 (要精検率%)	精密検査結果					未受診
			がん	その他	異常なし	未確定	未把握	
H27	5,342	111(2.1)	6	58	33	-	-	14
H28	5,475	160(2.9)	4	73	57	-	15	11
H29	5,211	105(2.0)	1	51	39	6	1	7
H30	5,002	121(2.4)	3	55	47	5	-	11
R 1	4,951	195(3.9)	8	81	83	9	3	11

(4) 大腸がん検診

年度	受診者数 (人)	要精検者数 (要精検率%)	精密検査結果					未受診
			がん	ポリープ	その他	未把握	異常なし	
H27	9,196	645(7.0)	13	230	93	-	142	167
H28	9,031	794(8.8)	19	284	121	36	147	187
H29	8,614	823(9.6)	20	323	114	46	191	129
H30	8,472	702(8.3)	16	257	105	9	153	162
R 1	8,586	731(8.5)	20	263	112	63	131	142

(5) 胃がん検診

年度	受診者数 (人)	要精検者数 (要精検率%)	精密検査結果				未受診
			がん	その他の疾患	異常なし	未把握	
H27	4,007	484(12.0)	3	383	33	-	65
H28	4,038	480(11.9)	5	423	56	9	67
H29	3,681	469(12.7)	9	356	52	18	34
H30	3,616	381(10.4)	7	294	47	11	22
R 1	3,572	395(11.1)	5	312	33	18	27

(6) 令和元年度がん検診推進事業

ア 子宮頸がん検診(20歳)

年齢	対象者数	受診数	受診率
平成10年4月2日～平成11年4月1日生	436	42	9.6%

イ 乳がん検診（マンモグラフィ検査）（40歳）

年齢	対象者数	受診数	受診率
昭和53年4月2日～昭和54年4月1日生	594	201	33.8%

(7) 胃がんリスク検査

年度	対象者数		受診数計	検診方法	受診数	検査結果	
						異常なし	要精密検査
H29	40歳	1,232	393	集団検診	287	212人	75人(26.1%)
	45歳	1,427		個別検診	106	80人	26人(24.5%)
H30	40歳	1,205	261	集団検診	194	153人	41人(21.1%)
	45歳	1,159		個別検診	67	50人	17人(25.4%)
R1	40歳	1,221	234	集団検診	165	134人	31人(18.8%)
	45歳	1,189		個別検診	69	52人	17人(24.6%)

(8) 飯田市国民健康保険特定健康診査

ア 特定健康診査の受診率（法定報告）

特定健康診査:飯田市国保に加入している40歳～74歳の方を対象とした年に1回の健康診査。

年度	対象者数	健診受診者数	健診受診率
H26	17,311人	5,833人	33.7%
H27	16,741人	5,656人	33.8%
H28	16,093人	5,906人	36.7%
H29	15,545人	6,018人	38.7%
H30	14,932人	5,976人	40.0%

イ 特定保健指導の対象者と終了率（法定報告）

特定保健指導:特定健康診査の結果によりメタボリックシンドローム該当者および予備群に対し、継続支援を3か月以上実施し、評価を行う。特定保健指導対象者は、追加リスクの数と喫煙歴の有無により、積極的支援と動機付け支援に分ける。

積極的支援:初回面接後、面接・電話等により3か月以上の継続的支援を行う。算定要件により180ポイント以上の支援を実施する。

動機付け支援:初回面接後、3か月以上経過後に再度支援を実施する。

年度	特定保健指導			特定保健指導 終了者数	特定保健指導 終了率
	対象者数	積極的支援対象者	動機付け支援対象者		
H26	526人	153人	373人	419人	79.7%
H27	527人	171人	356人	429人	81.4%
H28	503人	131人	372人	395人	78.5%
H29	557人	141人	416人	428人	76.8%
H30	570人	168人	402人	450人	78.9%

※特定保健指導対象者以外に、重症化予防・受診(精密検査)が必要・情報提供の各対象者に保健指導を実施。実施人数については、「2 健康教育 (1) 個別健康教育の実施状況」に掲載。

ウ 特定健康診査結果有所見率経年変化（法定報告）

		性別	H26	H27	H28	H29	H30
高血圧	高血圧Ⅱ度以上者の割合	男性	4.4%	4.4%	4.3%	4.7%	4.2%
		女性	3.5%	2.6%	2.5%	3.1%	2.6%
	高血圧Ⅰ度以上者の割合 (40～64歳)	男性	20.8%	21.0%	18.9%	19.2%	15.4%
		女性	14.6%	12.1%	11.2%	10.8%	9.8%
糖尿病	HbA1c 6.5%以上者の割合 (40～64歳)	男性	4.7%	5.6%	5.1%	7.4%	5.8%
		女性	3.0%	2.1%	2.2%	2.3%	2.2%
	HbA1c 8.4%以上者の割合	男性	0.9%	1.2%	0.6%	1.3%	0.9%
		女性	0.3%	0.2%	0.2%	0.3%	0.3%
脂質 異常症	LDL-c 180 mg/dl 以上の割合	男性	2.7%	3.0%	2.2%	2.7%	2.9%
		女性	11.1%	11.7%	10.5%	10.8%	11.4%
	LDL-c 160 mg/dl 以上の者の割合	男性	8.4%	8.6%	7.8%	8.9%	9.4%
		女性	11.1%	11.7%	10.5%	10.8%	11.4%
メタボ	メタボリックシンドローム 該当者及び予備群の割合	男性	31.6%	33.1%	33.8%	36.4%	37.2%
		女性	9.9%	8.8%	9.4%	10.4%	11.0%

(9) 生活保護受給者、被支援者（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付）に対する健康診査

生活保護受給者に対する健康診査については、特定健診（集団）に合わせて、健康増進事業として実施している。

令和元年度受診者数：2人

(10) 後期高齢者健康診査

平成20年4月から長野県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例に基づき、後期高齢者医療保険の加入者を対象として健康診査を実施している。

令和元年度受診者数：364人

2 健康教育

(1) 実施回数と参加人数（令和元年度）

	集 団 健 康 教 育						計
	一 般	歯周疾患	ロコモティブ シンドローム (運動器症候群)	慢性閉塞性 肺疾患 (COPD)	病態別	薬	
開催回数	148	10	61	3	59	2	283
参加延人員	3,130	312	1,082	38	934	41	5,537

個別健康教育の実施状況（令和元年度）

	特定健康診査等要指導者				受診勧奨であつて医師が必要と認めた者			
	指導を開始した者		指導を終了した者		指導を開始した者		指導を終了した者	
	市町村 実施	医療機関 委託	市町村 実施	医療機関 委託	市町村 実施	医療機関 委託	市町村 実施	医療機関 委託
高 血 圧	175	0	175	0	131	0	131	0
脂質異常症	246	0	245	0	180	0	180	0
糖 尿 病	247	0	247	0	145	0	145	0
喫 煙	14	0	13	0	0	0	0	0
計	682	0	680	0	456	0	456	0

(2) ウェルビクスフォロー教室

ア 実施地区：丸山 竜丘（H15年開始）、龍江 山本 東野 鼎（H16年開始）

座光寺 羽場 上久堅 千代（H17年開始）、松尾 下久堅 上郷 橋南（H18年開始）

橋北 三穂 川路 伊賀良（H19年開始）

※高齢化で継続困難の為、H30年度で川路地区終了

イ 対象者：65歳以上の一般市民

ウ 内 容：ずくバンドを利用した筋力づくりを中心に、介護予防のための運動を定期的を実施。

現在は、自主活動グループで活動している

エ 参加状況（令和元年度）

地区	実施回数	実人員	男性	女性	参加延べ人数
橋 北	44	14	1	13	415
橋 南	46	10	0	10	115
羽 場	38	21	0	21	497
丸 山	76	29	5	24	796
東野1	22	9	0	9	158
東野2	18	10	0	10	117
伊賀良	17	13	0	13	116
山 本	46	13	0	13	296
鼎	36	31	0	31	758
竜 丘	44	18	0	18	638
松 尾	44	13	2	11	351
下久堅	45	15	2	13	275
上久堅	19	11	0	11	150
千 代	43	8	0	8	237
龍 江	46	19	2	17	521
上 郷	41	25	0	25	672
座光寺	38	7	0	7	128
計	663	266	12	254	6,240

(3) 消防団健康教室（令和元年度）

ア 対象

第 4 分団（座光寺地区消防団）

第 11 分団（川路地区消防団）

第 15 分団（鼎地区消防団）

分団長会

イ 会場・内容

毎回、血圧の測定を行う。（初回は体組成・腹囲測定も実施）

地区	座光寺	川路	鼎
会場	座光寺公民館	川路公民館	鼎公民館
第 1 回目	<ul style="list-style-type: none"> ・咬合力測定・歯周病の話 ・動脈硬化について ・朝食・栄養について ・飲み物カロリー順位クイズ 	<ul style="list-style-type: none"> ・採血 ・咬合力測定・歯周病の話 ・動脈硬化について ・朝食・栄養について ・飲み物カロリー順位クイズ ・たばこについて 	<ul style="list-style-type: none"> ・咬合力測定・歯周病の話 ・動脈硬化について ・朝食・栄養について ・飲み物カロリー順位クイズ
第 2 回目	<ul style="list-style-type: none"> ・姿勢計測 ・プラステンについて ・運動（姿勢を良くする） 	<ul style="list-style-type: none"> ・姿勢計測 ・プラステンについて ・運動（姿勢・筋力バランス） 	<ul style="list-style-type: none"> ・姿勢計測 ・プラステンについて ・運動（疲れがとれる）

地区	分団長会
会場	消防署 3 階会議室
第 1 回目	<ul style="list-style-type: none"> ・アンケート記入 ・血圧・体重・腹囲測定 ・採血
第 2 回目	<ul style="list-style-type: none"> ・採血結果について ・動脈硬化について

ウ 参加状況

	座光寺	川路	鼎	分団長会
実 人 員	16	6	26	27
延 べ 人 数	21	10	32	54
1 回平均人数	10.5	5	16	27

エ スタッフ：保健師、栄養士、歯科衛生士、健康運動指導士

(4) 広報活動

ア いいだFM「かざこし歳時記 健康いいだ」月 1 回

市の保健事業の紹介や健康づくりに取り組んでいる市民の声の紹介。

放送日： 毎月第 4 木曜日

- イ 南信州新聞「生涯現役をめざして できることからはじめました」年12回健康づくりに取り組む市民の紹介。
- ウ 健康いいだ21 ホームページ
市の保健事業の紹介、各地区での教室・イベントのPR、健康情報のお知らせ。

3 健康相談事業

(1) 健康増進（健康相談） 令和元年度

		開催回数	被指導延人員
重点健康相談	高血圧	141	1,817
	脂質異常症	0	0
	糖尿病	7	12
	歯周疾患	28	248
	骨粗鬆症	0	0
	女性の健康	2	46
	病態別（肥満、心臓病等）	2	16
総合健康相談		112	1,234
計		292	3,373

(2) 健康増進施設「ほっ湯アップル」における健康相談事業

開催回数 219日

相談延人員 13,142人

4 訪問指導事業

訪問指導実施状況（母子保健を除く）令和元年度

	年齢区分	保健師訪問指導人員	
		被訪問指導人員	被訪問指導延人員
要指導者等	39歳以下	1	1
	40～64歳	261	374
	65歳以上	187	239
	計	449	614
個別健康教育対象者	39歳以下	0	0
	40～64歳	2	2
	65歳以上	6	6
	計	8	8
閉じこもり予防	39歳以下	2	3
	40～64歳	7	24
	65歳以上	4	5
	計	13	32
介護家族	39歳以下	0	0
	40～64歳	0	0
	65歳以上	7	12
	計	7	12

	年齢区分	保健師訪問指導人員	
		被訪問指導人員	被訪問指導延人員
寝たきり者	39歳以下	0	0
	40～64歳	2	5
	65歳以上	3	3
	計	5	8
認知症の者	64歳以下	0	0
	65歳以上	15	20
	計	15	20
その他	39歳以下	8	12
	40～64歳	30	88
	65歳以上	28	41
	計	66	141
合計		563	835

5-4 介護予防事業

1 いきいき教室

【事業経過】

- 平成 6年 12月 脳刺激訓練教室としてCブロックで開始
- 平成 8年 4月 脳刺激訓練教室としてBブロックで開始
*浜松医療センターの高槻絹子先生の指導により、浜松方式（二段階方式）による早期発見と回復法を取り入れた。
- 平成 9年 4月 老人保健法B型リハビリ事業として全市 33 会場で開始
- 平成 12年 4月 介護保険制度開始
- 平成 13年 4月 B型リハビリから「いきいきリハビリ」と名称変更し 92 会場で開始
- 平成 16～17年 保健指導係に介護予防担当保健師の設置
*介護保険認定者の増加率が高いことから、筋骨格器系の介護予防に重点をおき、お達者度測定および運動指導を強化した。
*平成 16 年から名古屋市立大学竹島研究室の指導によりずくバンド運動を取り入れた。
- 平成 18年 介護保険改正 介護予防事業 地域支援事業 1次予防事業
- 平成 28年 4月 介護保険 介護予防・日常生活支援総合事業 一般介護予防事業

【目的】

老化等による心身機能の低下を防ぎ日常生活の自立を支え、閉じこもりの状態を防ぎ、寝たきり・認知症などの要介護状態を予防し、健康の保持増進を図る。

*高齢者の自立（自立生活の助長及び要介護状態になることの予防）

*高齢者の活躍の場（豊かな経験と知識・技能を活かす場・高齢者の生き甲斐と社会参加の促進）

*支え合う地域づくり（社会的孤立感の解消・地域の各団体の参加と協力）

【対象】

65歳以上の一般市民

【内容】

健康チェック、健康相談

健康についての学習（転倒予防、閉じこもり予防、低栄養予防、口腔ケア）

体操、ゲーム・レクリエーション、歌唱、手芸工作、調理実習、季節の行事、

保育園児等との世代間交流

(1) 令和元年度実施状況

	地区	会場名	年間回数	参加実人員				参加延べ数	1回平均参加数	介護保険認定者(再掲)	実人員年齢構成						
				計	男性	女性	新規参加				64歳以下	65～69歳	70～74歳	75～79歳	80～84歳	85～89歳	90歳以上
1	橋北	橋北公民館	11	17	1	16	1	150	13.6	-	-	2	5	4	4	2	-
2		小伝馬町1自治会館	11	10	-	10	-	83	7.5	-	2	-	1	1	4	1	1
3		東中央通公民館	11	18	1	17	-	166	15.1	3	3	1	3	6	4	1	-
4		浜井町自治会館	10	8	2	6	-	92	9.2	3	-	1	-	1	2	3	1
5		大王路自治会館	12	12	1	11	2	125	10.4	2	1	1	1	4	1	3	1
6		江戸浜町公民館	10	13	-	13	2	111	11.1	2	1	1	2	1	4	4	-
7	橋南	保健センター	14	13	-	13	1	117	8.4	3	-	1	1	3	6	2	-
8		りんご庁舎	10	9	-	9	1	66	6.6	2	-	-	-	1	3	4	1
9	羽場	正永町2丁目集会所	11	13	-	13	4	113	10.3	2	-	2	2	5	2	2	-
10		第一公会堂	10	14	-	14	1	136	13.6	3	-	-	1	7	1	4	1
11		羽場公民館	9	11	-	11	2	83	9.2	2	-	-	-	-	7	3	1
12	丸山	今宮2丁目集会場	11	13	-	13	2	90	8.2	-	-	-	1	5	3	3	1
13		丸山2丁目集会場	10	12	2	10	2	95	9.5	2	-	3	-	4	1	3	1
14		丸山4丁目集会場	10	8	-	8	-	70	7.0	-	-	-	-	3	2	2	1
15	東野	東野自治会館	10	7	-	7	-	64	6.4	2	-	-	-	1	2	4	-
16		東野公民館	17	13	-	13	-	152	8.9	4	-	-	-	5	3	2	3
17	鼎	一色公民館	11	17	-	17	-	160	14.5	-	-	-	2	5	4	5	1
18		切石会館	15	16	-	16	1	109	7.3	1	-	-	3	1	5	5	2
19		上茶屋公民館	9	9	4	5	5	71	7.9	-	-	-	-	1	4	3	1
20		中平公民館	15	13	-	13	1	108	7.2	1	-	-	1	2	3	6	1
21		下山福祉センター	16	21	-	21	3	241	15.1	-	-	1	2	6	7	2	3
22		西鼎公民館	10	11	-	11	-	76	7.6	-	-	1	1	1	2	4	2
23		東鼎公民館	15	12	-	12	4	140	9.3	2	-	-	-	4	2	6	-
24		名古熊公民館	9	12	-	12	-	80	8.9	1	-	-	-	1	5	2	4

	地区	会場名	年間回数	参加実人員				参加延べ数	1回平均参加数	介護保険認定者(再掲)	実人員年齢構成						
				計	男性	女性	新規参加				64歳以下	65～69歳	70～74歳	75～79歳	80～84歳	85～89歳	90歳以上
25	伊賀良	大瀬木コミュニティセンター	14	15	-	15	1	125	8.9	2	-	-	-	3	4	6	2
26		中村会館	19	12	2	10	1	167	8.8	4	1	1	-	2	3	5	-
27		北方会館	8	13	-	13	-	77	9.6	1	-	-	-	-	7	4	2
28		育良町記念会館	10	12	-	12	-	70	7.0	-	-	-	2	1	4	5	-
29		下殿岡公会堂	15	16	-	16	-	174	11.6	-	-	-	-	3	11	2	-
30		上殿岡集会所	16	12	-	12	-	161	10.1	4	-	-	-	3	4	4	1
31		西の原集会所	8	6	-	6	-	46	5.8	1	-	-	-	3	3	-	-
32	山本	久米会館	18	13	-	13	-	142	7.9	-	-	-	1	6	2	3	1
33		箱川郷づくり研修センター	17	12	-	12	1	213	12.5	-	-	-	-	3	5	3	1
34	松尾	常盤台集会所	15	38	4	34	-	497	33.1	5	-	1	5	13	10	6	3
35		毛賀公民館	15	24	3	21	-	232	15.5	3	-	-	-	3	10	9	2
36		松尾公民館	17	11	-	11	-	161	9.5	-	-	-	1	5	3	2	-
37		代田公民館	11	34	3	31	2	299	27.2	-	-	-	8	12	6	5	3
38		久井集会場	15	14	1	13	-	137	9.1	2	-	-	-	-	8	4	2
39		上溝集会所	9	12	1	11	-	73	8.1	3	-	-	1	2	3	2	4
40		清水コミュニティ消防センター	8	23	-	23	-	126	15.8	2	-	-	2	6	6	8	1
41		新井コミュニティ消防センター	17	28	7	21	-	404	23.8	3	1	-	4	8	10	5	-
42	下久堅	下久堅公民館	16	8	-	8	-	97	6.1	1	-	1	-	2	3	-	2
43		虎岩交流センター	11	6	-	6	-	54	4.9	-	-	-	-	5	1	-	-
44		下虎岩公民館	14	12	-	12	-	141	10.1	-	-	-	-	2	6	4	-
45		柿野沢区民センター	8	8	-	8	-	59	7.4	1	-	-	-	1	5	1	1
46		南原区民センター	8	8	-	8	-	52	6.5	1	-	-	-	2	4	2	-
47	上久堅	越久保センター	18	15	7	8	-	215	11.9	1	1	-	-	1	5	5	3
48		小野子下集会所	8	12	1	11	-	70	8.8	1	-	1	2	5	4	-	-
49		原平集落センター	18	10	-	10	1	164	9.1	1	-	-	2	2	2	4	-
50	千代	野池公民館	14	12	-	12	-	219	15.6	2	-	-	2	-	3	5	2
51		下村公会堂	10	7	1	6	1	56	5.6	1	-	-	-	3	2	2	-
52		米川公会堂	17	13	-	13	-	158	9.3	-	-	-	2	4	6	1	-
53		大郡農事集会所	9	12	1	11	1	95	10.6	1	-	1	2	3	4	2	-
54		米峰・毛呂窪ふれあいセンター	10	14	-	14	6	105	10.5	1	-	-	1	3	5	5	-
55		芋平公民館	10	7	1	6	1	61	6.1	2	-	-	-	3	4	-	-
56		法山振興センター	8	12	5	7	1	61	7.6	-	-	1	1	4	2	4	-

	地区	会場名	年間回数	参加実人員				参加延べ数	1回平均参加数	介護保険認定者(再掲)	実人員年齢構成						
				計	男性	女性	新規参加				64歳以下	65～69歳	70～74歳	75～79歳	80～84歳	85～89歳	90歳以上
57	龍江	1区公民館	17	16	-	16	1	181	10.6	1	-	-	-	1	9	2	4
58		龍江公民館	16	15	-	15	1	194	12.1	1	-	-	-	4	6	5	-
59		3区公民館	9	7	-	7	1	50	5.6	1	-	-	-	-	4	3	-
60		尾科公民館	7	9	-	9	-	52	7.4	-	-	-	-	3	3	3	-
61	竜丘	時又ふれあいセンター	9	12	-	12	-	87	9.7	1	-	-	1	1	7	2	1
62		上川路公民館	7	8	-	8	-	50	7.1	-	-	-	1	-	5	-	2
63		駄科区民センター	10	20	-	20	1	181	18.1	-	-	2	1	6	6	4	1
64		駄科集落センター	10	15	-	15	-	113	11.3	1	-	-	-	-	8	4	3
65		長野原区民センター	10	18	1	17	2	139	13.9	-	-	-	1	5	5	5	2
66		竜丘公民館	9	28	2	26	4	180	20.0	-	-	3	3	9	8	5	-
67	川路	2・3区公民館	9	13	-	13	1	116	12.9	-	-	-	3	4	2	4	-
68		5区公民館	5	21	3	18	6	64	12.8	-	-	6	5	5	4	1	-
69		6区コミュニティセンター	11	14	1	13	-	119	10.8	1	-	-	1	7	4	2	-
70		竜峡会館	11	11	1	10	-	95	8.6	2	-	-	3	2	3	2	1
71		8区公民館	9	12	1	11	1	94	10.4	2	-	-	1	1	2	7	1
72	三穂	北伊豆木(第2集会所)	9	7	-	7	-	53	5.9	-	-	-	-	1	-	5	1
73		第5集会所	9	9	-	9	-	81	9.0	1	-	-	-	-	3	3	3
74		立石第11集会所	10	12	-	12	-	84	8.4	-	-	-	-	-	6	5	1
75		悠愛館(下瀬)	9	11	-	11	3	66	7.3	1	-	1	3	2	3	-	2
76	上郷	黒田研修センター	9	13	-	13	1	97	10.8	1	-	1	-	3	4	4	1
77		下東消防コミュニティセンター	10	14	1	13	1	114	11.4	1	-	-	1	5	5	3	-
78		御殿山コミュニティセンター	10	11	-	11	-	94	9.4	3	-	-	-	1	6	4	-
79		多世代交流プラザ	10	23	10	13	-	203	20.3	2	-	-	1	3	11	5	3
80		上黒田集落センター	14	7	-	7	-	99	7.1	1	-	-	1	1	3	2	-
81	上郷	南条集落センター	9	10	-	10	-	95	10.6	-	-	-	-	3	3	4	-
82		城東3号公園	9	7	-	7	-	55	6.1	-	-	-	-	4	2	1	-
83		別府上コミュニティセンター	18	13	7	6	-	221	12.3	2	1	-	2	7	1	1	1
84		別府児童館	11	10	-	10	-	76	6.9	1	-	-	3	5	0	2	-
85		丹保研修センター	12	24	1	23	1	197	16.4	1	1	2	1	6	8	6	-
86		北条振興センター	16	13	1	12	1	193	12.1	-	-	2	1	2	7	1	-
87		飯沼南自治会館	11	6	-	6	-	95	8.6	2	-	-	-	-	3	2	1
88	座光寺	2区会所	10	12	-	12	2	83	8.3	-	-	-	-	6	1	2	3
89		恒川・清水会所	11	8	-	8	2	61	5.5	3	-	-	2	3	2	1	-
90		原・宮崎会所	15	10	-	10	1	85	5.7	1	-	-	-	3	3	2	2
91		宮の前会所	15	10	-	10	2	130	8.7	-	-	-	-	7	1	1	1
92		大堤会所	11	10	-	10	-	97	8.8	1	-	-	-	1	5	3	1

(2) 参加状況の推移

年度	会場数	実施回数	参加者実数	延べ人数	平均参加数	介護保険認定者(再掲)	実数の年齢構成						
							64歳以下	65～69歳	70～74歳	75～79歳	80～84歳	85～89歳	90歳以上
H27	97	1,458	1,440	15,551	10.7	101	10	47	196	345	466	281	95
H28	96	1,417	1,423	14,633	11.0	93	4	51	165	355	466	302	80
H29	95	1,399	1,397	14,052	10.0	119	11	41	144	361	438	311	91
H30	95	1,308	1,284	13,350	10.0	128	9	33	113	311	424	306	88
R 1	92	1,075	1,212	11,403	10.0	109	12	37	97	296	389	290	91

2 健脚大学フォロー教室

平成 16 年より名古屋市立大学竹島研究室の指導により、後期高齢者を対象にずくバンドによる筋力アップ・バランス運動等を集中的に実施。現在は、運動指導員が指導している。

【目的】体力維持・転倒予防のための筋力及びバランス運動を実践し、転倒の不安の軽減を図る

【対象】概ね 75 歳以上の一般市民 特に転倒に不安のある人

【内容】セラバンド等を利用した筋力づくり運動、バランス運動

【実施会場】橋北・伊賀良・鼎・松尾・上郷、H29 年から上村が追加

(1) 実施状況

年度	会場数	実施回数	参加者実数	参加延べ人数	平均参加人数
H27	5	109	135	1,805	16.6
H28	5	107	120	1,878	17.6
H29	6	116	140	1,657	14.3
H30	6	113	124	1,524	13.5
R1	6	101	150	1,743	17.3

(2) 参加者アンケート結果 回答数：91 人

健脚大学に参加して、何らかの効果があつたと答えた方は、90.1%であり運動の効果を感じている方が多い。

■教室参加により効果を感じているもの（複数回答）

項目	人数
筋力が維持・向上した	57
体力がついた	46
関節の痛みが減った	25
その他	15

5-5 精神保健

1 精神訪問指導

	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度
精神保健	90	87	62	121	189

2 こころの相談窓口

- * 実施日 毎月第2月曜日 午後1時30分～午後4時30分（予約制）
- * 会場 飯田市保健センター
- * 相談員 飯伊圏域障がい者総合支援センターほっとすまいる 精神保健福祉士

* 実施状況（R1年度）

- ① 実施回数 9回
- ② 相談実人数 15人
- ③ 相談延べ人数 16人
- ④ 相談者の年齢内訳

	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳代	80歳代	計
相談者	3	3	4	2	0	1	2	15
対象者	6	4	2	2	0	1	1	15

- ⑤ 本人からの相談 10人、家族からの相談 5人

3 こころの健康づくり

(1) 広報・啓発活動

- ① ホームページの作成
- ② 自殺予防週間（9月）
啓発（ウェットティッシュを市役所等の窓口に設置）
飯田中央図書館での関係書籍の展示
街頭一斉啓発（飯田保健所と合同）
- ③ 自殺対策強化月間（3月）
チラシ「ひとりで悩んでいませんか？相談できる場所がある」の各戸配布
のぼり旗・ポスターの掲示
飯田中央図書館での関係書籍の展示
いいだFM（こころの健康・飯田市の取り組みについて）
- ④ こころの健康講座 啓発パネル・パンフレットを利用して、健康教室やいきいき教室等で実施
- ⑤ プラネタリウム「LIFEいのち～生まれることを再体験」の上映（乳幼児学級等）
- ⑥ 中学生を対象としたSOSの出し方教育

(2) 研修会の開催

- ① こころの健康講座（ゲートキーパー講座）
健康福祉委員会・民生児童委員協議会・企業への出前健康講座、いきいき教室、健康教室などで実施

5-6 栄養指導

1 母子保健（令和元年度）

対象者		集団指導		個別指導		内容
		回数	延人数	回数	延人数	
乳児	4か月児	48	704	48	326	離乳食の開始と進め方
	7か月児	48	713	48	331	離乳食中期の正しい在り方・1日に食べたい量と発達段階にあわせた固さ3回食にむけて、離乳食試食
	12か月児	48	712	48	365	1日の目安量・実物展示
幼児	1歳 6か月児	45	757	45	393	幼児食について おやつとの与え方・噛むことの大切さ
	2歳児			46	761	個別相談、むし歯予防とあごの発達をふまえたおやつ工夫
	3歳児	47	788	47	411	食育への意識づけ
離乳食講座	初期	11	119	-	-	乳児の発達にあわせた離乳食の形態、作り方、与え方の実習と具体的な離乳食指導
	後期	11	83	-	-	
乳幼児		48	444	38	39	乳幼児学級 食事とおやつ指導
学童・生徒 小学生、中学生、 高校生		2	23			食事づくり体験を通し食への関心を高める正しい食習慣を実践できるようにふれあい体験学習
その他		9	130	0	0	その他、乳幼児食指導・乳幼児訪問 ぱくぱくキッチン
合計		317	4,474	320	2,626	

2 生活習慣病予防及び健康増進（令和元年度）

対象者		集団指導		個別指導		内容
		回数	延人数	回数	延人数	
健康教室（継続）		0	0			栄養・運動・休養の学習
消防団健康教室（分団・方面隊）		4	59			消防団員への生活習慣病予防のための食事を中心とした学習
特定保健指導		-	-	408	408	特定健診時に食事調査を行い結果報告
健康増進教室（講座・単発の事業）		34	729			栄養・運動・休養 食生活全般 高齢者・男性他
まちづくり委員会 健康福祉委員会等		1	20			生活習慣病の食事、学習と実習
食生活改善推進員		430	17,530			伝達講習会、文化祭
その他				3	3	訪問指導、健康相談
合計		469	18,338	411	413	

5-7 歯科保健

1 母子歯科保健（令和元年度）

対象者	回数	延人数	内 容
妊婦	7	133	妊娠中の歯科保健、歯科検診のすすめ
1歳児	48	707	萌出歯牙の確認、仕上げ磨きの実習、上顎前歯唇面のむし歯予防
1歳6か月児	45	751	カリオスタット検査とその説明、卒乳の確認、甘味制限と仕上げ磨きの工夫
2歳児	46	751	萌出歯牙のチェックとブラッシング指導、むし歯の治療の説明、C○歯牙への注意、ぶくぶくうがいのすすめ
3歳児	47	783	むし歯の早期治療及び予防処置のすすめ、6歳臼歯の重要性とむし歯予防、乳臼歯隣接面のむし歯予防、不良習癖への注意
小学校歯科保健指導	12	1,340	むし歯、歯周病予防のための歯の健康講話、ブラッシング指導
その他	20	201	乳幼児学級・療養センター等でのブラッシング指導、乳幼児訪問指導・保育園での歯科保健指導
合計	225	4,666	

歯科検診結果

	該当児数 (人)	受診児数 (人)	受診率 (%)	むし歯 保有児 (人)	むし歯 保有率 (%)	むし歯 総本数 (本)	むし歯保有児 1人当たり むし歯本数 (本)	受診児 1人当たり むし歯本数 (本)
1歳6か月児	773	751	97.2	3	0.4	12	4	0.02
3歳児	806	783	97.1	81	10.3	327	4	0.40

2 成人歯科保健（令和元年度）

対象者(事業名)	回数	延人数	内 容
歯の健康講座	7	77	地区公民館主催の乳幼児学級に参加している母親を対象にペリオスクリーン検査、歯科相談、ブラッシング指導
各種健康教室等	14	494	歯のはたらき、現在歯の確認、歯の喪失による障害とその原因、歯周疾患の原因と対策、効果的なブラッシング実習、定期歯科検診の重要性
合計	21	571	

3 高齢者歯科保健（令和元年度）

対象者(事業名)	回数	延人数	内 容
いきいき教室	8	80	介護予防のための口腔ケア・口腔機能向上の講話 健口体操の紹介
各種健康教室等	3	33	歯のはたらき、現在歯の確認、歯の喪失による障害とその原因、口腔機能向上の必要性・歯周病予防

5-8 献血

1 飯田市献血実績

(単位：人)

年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
飯伊献血実績	2,477	2,401	2,316	2,282	2,212

飯田市実績	2,076	1,816	1,834	1,689	1,594
200ml 献血者	236	75	2	3	2
400ml 献血者	1,840	1,741	1,832	1,686	1592

※血漿成分献血は、現在常設の献血ルーム（県内では、長野・松本・諏訪）のみで実施している。

5-9 健康福祉委員等活動

1 組織の概要

平成 19 年 3 月までは飯田市保健推進員設置規則に基づき、地区ごとに 50 世帯～100 世帯に一人の割合で自治会長等地域代表者に推薦された保健推進員が市長の委嘱を受け二年任期で活動していた。

平成 19 年 4 月からは地域自治組織導入に伴い、各地区の状況に合わせた組織編成となり名称もそれぞれの地域で異なるが、全市で 664 人が活動している。

各地区健康福祉委員等人数（令和元年度）

(単位：人)

ブロック	A		B		C		D		E	
地区	橋北	12	三穂	20	竜丘	10	松尾	36	座光寺	40
	橋南	39	山本	21	川路	19	下久堅	18	上郷	93
	羽場	17	伊賀良	89	鼎	81	上久堅	4	上村	8
	丸山	35					千代	31	南信濃	10
	東野	31					龍江	50		

2 健康福祉委員等研修会

全市の研修会および各地区の代表者連絡会を開催し、研修の内容を各地区に伝達している。

日時	内容	参加者数
令和元年5月16日	飯田市健康福祉委員等代表者会 地域で取り組んでいただきたい課題について 地域健康ケア計画2019より がん検診 こころの健康 プラステン 研修「ゲートキーパー養成講座」	代表者20名
令和元年9月27日	飯田市健康福祉委員等研修会 演題 木久蔵流 笑うが一番 講師 落語家 林家 木久蔵 氏	健康福祉委員等 226名

5-10 食生活改善推進活動

1 食生活改善推進員の概要

市の開催する健康教室を修了した者のうち、希望者が食生活改善推進員になる。自らよい健康生活の実践者となり、「食のボランティア」として家族や地域のために、食生活改善を中心とした健康づくりの輪を広める活動を行う。

2 飯田市食生活改善推進協議会

13支部から2名の役員を選任して、『飯田市食生活改善推進協議会』を運営し、全市の伝達講習会、食育や健康いいた21の推進等の活動を行い、各地区の活動状況の情報交換を行っている。

事業名	日程	内容	参加者
合同研修会	平成31年4月18日	講演「よい歯でよく噛みよいからだ」 講師 飯田女子短期大学 教授 安富 和子 先生	75名
飯田市伝達講習会①	令和元年6月19日	・「見てみよう、食品表示 食品ロスを削減しよう」 ・子どもに食べることの大切さを教えよう	24名
飯田市伝達講習会②	令和元年7月18日	・「凍豆腐の最新健康機能性研究の結果～褥瘡治癒促進効果」 ・こうや豆腐を使ったレシピ	23名
飯田市伝達講習会③	令和元年10月2日	・「生涯骨太クッキングに向けて～生活習慣病ロコモ予防～」 ・生活習慣病とロコモ予防～乳製品を使った料理～	24名
飯田市伝達講習会④	令和2年1月16日	・「信州 ACE プロジェクト～ACEde 健康づくり～」 ・「郷土料理や行事食に込められた意味を知ろう」 ・郷土食を知ろう ・働き世代のための生活習慣病予防	24名
県推進大会（長野市 ホクト文化ホール）	令和元年10月21日	・第51回長野県食生活改善推進大会	21名

3 活動内容

活動内容	回数	普及対象者数 (人)	参加会員延数(人)
伝達講習会	47	707	617
地区活動	46	634	383
7か月相談試食補助	41	713	41
子どもの食生活に関する活動	51	1,336	152
若者・働き世代の食生活に関する活動	54	782	187
高齢者の食生活に関する活動	34	655	69
地区イベントへの参加	53	10,906	172
その他 (飯伊・県事業への参加等)	55	624	334
合計	381	16,357	1,955

5-11 救急医療対策事業

1 医療機関における救急・急患体制

事業別	実施体制
在宅当番医制事業(第1次救急医療体制)	〔在宅〕 診療科目 内科・小児科・外科・産婦人科 診療日 日曜日・祝日・8月14日～16日・12月30日～1月3日 診療時間 午前9時～午後6時 (産婦人科は午前9時～正午)
	〔口腔衛生センター〕 診療科目 歯科 診療日 日曜日・祝日・8月14日～16日・12月30日～1月3日 診療時間 〔口腔衛生センター〕 午前9時～正午 〔当番医の診療所〕 午後1時～午後3時
	〔薬剤師会調剤薬局〕 受付時間 休日 (日曜日・祝日・8月14日～16日・12月30日～1月3日) 午前9時～午後6時 夜間 (年間) 午後7時～午後10時30分
	〔眼科当番〕 診療時間 夜間 午後7時～午後10時 深夜 午後10時～翌朝8時30分 飯田病院 飯田市立病院
休日夜間急患診療所運営事業(第1次救急医療体制)	診療科目 内科・小児科 診療日 休日 (日曜日・祝日・8月14日～16日・12月30日～1月3日) および 午前9時～午後0時30分 診療時間 夜間 (年間) 午後7時～午後10時

事業別	実施体制		
病院群輪番制病院運営事業(第2次救急医療体制)	診療科目	内科・外科	
	病院群輪番制協定病院名		
	飯田市内	飯田市立病院 飯田病院 健和会病院	輝山会記念病院 慶友整形外科病院 市瀬整形外科
	下伊那郡内	下伊那赤十字病院	下伊那厚生病院
休日夜間テレフォンセンター	紹介時間	24時間体制(午後10時から翌朝8時30分までは、音声案内)	

2 休日夜間急患診療所利用状況

開設(休日診療所) 昭和46年6月
(夜間診療所) 昭和52年4月

区分		年度	H27	H28	H29	H30	R1
休日	診療日数		73	73	74	75	79
	利用者数		1,597	1,564	1,651	1,201	861
	1日平均		21.9	21.4	22.3	16.0	10.3
夜間	診療日数		366	365	365	365	366
	利用者数		4,372	4,725	4,465	4,295	3,680
	1日平均		11.9	12.9	12.2	11.7	10.1

5-12 保健センターの概要

	飯田市保健センター	鼎保健センター	上郷保健センター
所在地	飯田市大久保町2534	飯田市鼎上山1890-1	飯田市上郷飯沼3145-1
規模	鉄骨造3階建	鉄筋コンクリート造3階建	飯田市上郷公民館内
敷地面積	17,689.99	2,399.34	3,062.56
床面積			
1階	218.35	433.32	1,178.70
2階	219.11	(庁舎と併設)	(内保健センター 37.58)
3階	219.11		991.98
延床面積	656.57	433.32	2,217.82
			(内保健センター 237.58)
開館	平成28年11月7日	昭和58年4月1日	平成31年4月1日
建設費	177,714千円	436,410千円	951,719千円 (上郷公民館全体建設費)

	飯田市保健センター	県保健センター	上郷保健センター
財源内訳			
国庫補助金	—	18,390千円	
県費補助金	—	8,000千円	
起債	168,600千円	192,400千円	
一般財源	9,114千円	217,620千円	
合計	177,714千円	436,410千円	951,719千円

5-13 予防接種

令和元年度実施状況 ※1

		対象疾病 (ワクチン種類)		予診票 発送数	そのうち の接種数	接種率 (%)	前年度以前 の予診票で の接種	接種総数 (飯田市実 施分)※2	接種済率 (%) ※3	基準 日年 齢	
個別 接種	乳 幼 児	B型肝炎	1回目	732	701	95.8	32	733	98.4	1歳	
			2回目	732	643	87.8	82	725			
			3回目	732	297	40.6	398	695			
		H i b感染症	初回	2,196	1,866	85.0	259	2,125	98.6	5歳	
			追加	721	603	83.6	69	672			
		小児の肺炎球 菌感染症	初回	2,196	1,909	86.9	260	2,169	98.4	5歳	
			追加	721	655	90.8	68	723			
		ジフテリア、百 日せき、破傷 風、急性灰白髄 炎(三種及び四 種混合)	1 期	初回	2,196	1,733	78.9	439	2,172	99.4	8歳
				追加	738	555	75.2	208			
		急性灰白髄炎	1 期	初回	0	—	—	0	0	99.5	8歳
				追加	0	—	—	0			
		結核 (BCG)			732	507	69.3	221	728	98.7	1歳
		麻しん、風し ん (MR)	1期		721	657	91.1	68	725	98.2	2歳
			2期		850	843	99.2	0	843	97.8	6歳
		水痘	1回目		721	653	90.6	65	718	95.5	3歳
			2回目		738	545	73.8	205	750		
		日本脳炎	1 期	初回	2,998	2,410	80.4	289	2,699	92.7	8歳
				追加	824	650	78.9	268	918		
2期			1,740	1,103	63.4	700	1,803	58.9	18歳		

		対象疾病 (ワクチン種類)		予診票 発送数	そのうち の接種数	接種率 (%)	前年度以前 の予診票で の接種	接種総数 (飯田市実 施分)※2	接種済率 (%) ※3	基準 日年 齢
児童		ジフテリア、 破傷風(二種 混合)	2期	1,808	1,204	66.6	89	1,293	90.8	13歳
		ヒトパピローマウイル ス感染症		0	—	—	31	31	1.1	16歳
高齢者		高齢者のインフルエンザ		32,731	22,122	67.6		22,122		
		高齢者の肺炎球菌感染症		1,413	878	62.1		878		

※1 平成20年度実施分より接種率の算出方法を、平成26年度実施分より表示方法を一部変更。

平成30年度よりジフテリア・破傷風(二種混合)を個別接種へ移行した。

※2 地域保健・健康増進事業報告より

※3 県による接種済率調査より、罹患者を含めて計上。(令和2年3月31日を基準日として、基準日に基準日年齢の居住者が予防接種を何%済ませているかを表す。)平成29年度より追加。

5-14 不妊及び不育症治療費助成事業

1 制度の概要

少子化対策の一環として、子どもが欲しいと望んでも恵まれず不妊治療を受けようとする夫婦及び妊娠はするけれど流産、死産などを繰り返し不育症治療を受けようとする夫婦の精神的・経済的負担の軽減を図ることを目的とした、飯田市独自の事業。(長野県の同制度と併せた活用も可能)

助成の対象

《不妊治療費》

次のいずれにも該当する方

- (1) 夫婦の双方又は一方が、助成金の交付申請をした日を基準日として、当該基準日前1年以上飯田市に住んでいること。
- (2) 法律上の夫婦であること。
- (3) 体外受精及び顕微授精以外の治療法によっては妊娠の見込がなく、又は、極めて少ないと医師に診断されていること。
- (4) 夫及び妻の前年の所得(1月から5月の申請については前々年所得)の合計が730万円未満であること。
- (5) 長野県が指定する指定医療機関において、不妊治療を受けていること。
- (6) 夫婦に市民税等の滞納がないこと。

《不育症治療費》

上記(1)、(2)、(4)、(6)のいずれにも該当する、不育症の治療を受けた夫婦で、治療によって出産の見込みがあると医師に診断された方。

不育症治療費助成の対象となる費用

(1) 国内の医療機関において実施（医師の判断に基づき、やむを得ず中止した場合を含む。）された次のものとする。

ア 不育症の診断に係る検査

イ 不育症と診断された者が妊娠した際に行われたヘパリン療法、アスピリン療法及びステロイド療法

ウ その他市長が特に必要と認めたもの

(2) 次の費用は助成の対象としない。

ア 食事代、文書料等直接治療に関係ない費用

イ 出産（流産・死産等も含む）に係る費用

助成金の額

特定不妊治療1回につき（1回の妊娠に係る不育症検査及び治療につき）、その医療費（自己負担額）の半額。ただし、これにより算出された助成金の額は10万円（不育症は5万円）を上限とする。なお、他団体（長野県等）から助成金等を受けているとき、市からの助成金は医療費（自己負担額）を上回らないよう減額調整される。

助成の回数

夫婦一組につき、1年度当たりの助成回数は、2回を限度とする。（年数の制限はなし）

2 申請実績

《不妊治療費》

年度	申請者数 (実)	延べ件数	補助金額 (円)
H19	32	43	3,191,619
H20	45	66	5,699,590
H21	40	60	5,072,655
H22	50	71	5,683,588
H23	47	73	6,062,858
H24	58	89	8,168,885
H25	62	98	8,817,357
H26	61	93	8,312,079
H27	70	117	10,270,756
H28	57	84	6,981,337
H29	60	92	7,874,309
H30	75	113	9,832,592
R 1	86	127	11,351,129

《不育症治療費》

年度	申請者数 (実)	延べ件数	補助金額 (円)
H29	2	2	88,938
H30	0	0	0
R 1	1	1	50,000

3 令和元年度不妊・不育相談

* 実施日（予約制）

13時～17時：4/10、5/8、6/12、7/10、8/7、9/11、10/9、11/13、12/4、1/8、2/12、3/11

17時～19時：4/24、5/22、6/26、7/24、8/21、9/25、10/23、11/27、12/18、1/22、2/26、3/25

* 会場 市保健センター 2階相談室

* 相談員 体外受精コーディネーター

* 実施状況

① 実施回数 16回

② 相談数 20組（夫婦7組・妻のみ12組・夫のみ1組）

* 相談者

① 妻の年齢内訳

	～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳	45歳～	計
人数	0	4	6	8	1	0	19

② 妊娠の経験 あり11組 なし9組

③ 治療の経験 あり6組 なし14組

* 相談内容（複数実施あり）

（10件）妊娠しやすいからだ作り、夫婦生活について

（11件）病院へ行くタイミングについて

（8件）検査について（女性の検査・男性の検査）

（11件）治療について（タイミング療法・薬・人工授精・体外受精）

（11件）医療機関について（対応できる治療、診療時間等）

（5件）治療と仕事との両立について

（9件）不妊治療費、助成制度について

（4件）流産・不育症について

（6件）年齢と妊娠率について

（4件）気持ちの整理がしたい

（1件）その他

・精神疾患のある人の妊娠について

5-15 後期高齢者医療制度

1 制度の概要

この制度は、75歳以上の方及び65歳以上75歳未満で一定程度の障害があり認定を受けた方を被保険者とする、独立した医療制度です。

後期高齢者医療制度の運営は各都道府県単位で行い、長野県では、県内すべての市町村が加入する長野県後期高齢者医療広域連合が行っています。

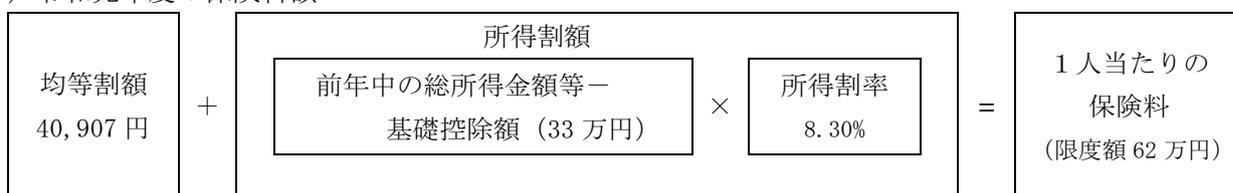
(1) 後期高齢者医療のポイント

- ・医療機関での窓口負担は、一般の方は1割、現役並み所得の方は3割です。
- ・すべての被保険者の方に、保険料を負担していただきます。
- ・保険料の額は、前年の被保険者の所得に応じて決定されます。
- ・保険料の納付は、年金天引きによる特別徴収と、口座振替又は現金納付による普通徴収のいずれかで行います。
- ・資格の管理や財政運営などは、長野県後期高齢者医療広域連合が行います。
- ・窓口業務、保険料の収納業務等は飯田市が行います。

(2) 保険料のしくみ

- ・保険料率は、制度を運営する長野県後期高齢者医療広域連合で2年ごとに設定されます。
- ・保険料は、被保険者全員が均等に負担する「均等割額」と、被保険者の所得に応じて負担する「所得割額」との合計額になります。

(3) 令和元年度の保険料額



所得の低い方は、保険料の「均等割額」が世帯の被保険者及び世帯主の所得の合計額によって、次のように軽減されます。

- 8. 5割軽減 → 33万円を超えない世帯（世帯内の被保険者が年金収入のみで、それぞれが80万円以下の場合）は9割軽減
- 5割軽減 → 33万円+27.5万円×世帯の被保険者数（被保険者である世帯主は除く）を超えない世帯
- 2割軽減 → 33万円+50万円×世帯の被保険者数を超えない世帯

制度加入直前まで被用者保険（社会保険など）の被扶養者であった方は、「均等割額」が5割軽減され、所得割額負担はありません。

2 高齢者医療受給対象者の推移

年度	飯 田 市					長 野 県		
	受給者数計 人	伸率 %	対人 口比 %	75歳 以上 人	65歳以上75歳 未満国民年金 法施行令別表 該当 人	受給者数 人	伸率 %	対人 口比 %
H24	17,241	0.5	16.2	16,851	390	320,453	1.4	15.0
H25	17,349	0.6	16.8	16,983	366	323,876	1.0	15.4
H26	17,429	0.4	16.7	17,084	345	325,789	0.6	15.5
H27	17,556	0.7	16.9	17,247	309	330,213	1.4	15.8
H28	17,756	1.1	17.2	17,470	286	336,102	1.8	16.1
H29	17,954	1.1	17.6	17,689	265	342,120	1.8	16.6
H30	18,087	0.7	17.9	17,838	249	347,792	1.7	16.9
R 1	18,262	0.9	18.0	18,025	237	354,312	1.8	17.2

3 後期高齢者医療の状況（令和元年度）

（1）医療費

	総医療費 (千円)	医療給付費 (千円)		再掲(千円)				
		うち 7割分	うち 9割分	療養給付費	訪問 看護費	療養費	高額 療養費	
飯田市	15,791,436	14,481,889	672,187	13,809,702	14,145,239	46,639	153,974	122,641
長野県	297,258,181	272,475,158	11,638,960	260,836,197	266,050,575	1,178,998	2,469,749	2,537,861

	葬祭費(千円)		対象人員 (人)	1人当たり 医療費 (円)
	件数(件)	金額		
飯田市	1,103	55,150	18,262	864,716
長野県	20,458	1,022,900	354,312	838,973

（2）飯田市の保険料収納状況

① 現年度分

特別徴収（年金天引き）				普通徴収（口座振替・現金納付）			
調定額	収入額	未納額	収納率	調定額	収入額	未納額	収納率
703,501	703,501	-	100.00	437,785	437,081	704	99.8

単位：千円、%

合 計			
調定額	収入額	未納額	収納率
1,141,286	1,140,582	704	99.9

② 過年度分

単位：千円、%

普通徴収（現金納付）				
調定額	収入額	不納欠損額	未納額	収納率
2,012	1,879	94	129	89.4

5-16 医療給付事業

1 福祉医療費給付事業の内容

受給者が負担した、医療費の自己負担分の一部を助成する事業

- (1) 長野県統一の自動給付方式、満 18 歳年度末までは現物給付方式(受給者証の提示による申請)
- (2) 受給者及び扶養義務者に所得制限あり(子ども(0~満 18 歳年度末)と、障がい者のうち 0~満 18 歳年度末までは所得制限なし)
- (3) 一診療報酬明細書(レセプト)ごとに 500 円の受給者負担あり
- (4) 給付の対象は保険診療のみ(入院時食事代は対象外)
- (5) 貸付制度(原則として住民税非課税世帯が対象)

区 分	受給者証の申請と交付	所得制限		負担区分	一部負担
		本人	配偶者・扶養義務者等		
子ども					
入院 0 歳~中学校卒業年度末 外来 0 歳~小学校就学前	保健課 医療給付係	なし	なし	県 1/2 市 1/2	あり
入院 中学校卒業後~満 18 歳年度末 外来 小学校 1 年~満 18 歳年度末		なし	なし	市 100	
障がい者					
身障手帳 1・2 級	福祉課 障害福祉係	特別障害者手当 準拠	特別障害者 手当準拠	県 1/2 市 1/2	あり
身障手帳 3 級		所得税非課税者 特別障害者手当 準拠(所得税非課税者 除く)		市 100	
療育手帳 A 1・A 2・B 1	保健課 医療給付係	特別障害者手当 準拠	特別障害者 手当準拠	県 1/2 市 1/2	あり
65 歳以上国民年金法 施行令別表該当	福祉課 障害福祉係	所得税 非課税者		特別障害者手当 準拠(所得税非課税者 除く)	
精神保健福祉手帳 1 級(通院のみ)		特別障害者手当 準拠			
精神保健福祉手帳 2 級(精神通院のみ)					
精神通院(精神保健福祉手帳 1、2 級を除く)		特別障害者手当 準拠			
母子家庭等					
母子家庭の母、父子家庭の父	子育て支援課 家庭係	児童扶養手当 準拠(一部支給)	児童扶養 手当準拠	県 1/2 市 1/2	あり
母子・父子家庭の子		児童扶養手当 準拠			
父母のない子					

* 一部負担「あり」の負担額は、1 レセプトあたり 500 円

* 障がい者のうち、満 18 歳年度末までは所得制限なし。負担区分県 1/2、市 1/2

2 福祉医療制度に対する所得制限一覧 (R1. 4. 1 現在)

(1) 障がい者に対する所得制限

	扶養親族等数	本人	配偶者・扶養義務者等
		所得額	所得額
特別障害者手当 (障がい者本人に支給)	0	3,604,000	6,287,000
	1	3,984,000	6,536,000
	2	4,364,000	6,749,000
	3	4,744,000	6,962,000
	4	5,124,000	7,175,000
	5	5,504,000	7,388,000

- * 所得額 (本人) = 特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令第4条に規定する所得について同令第8条第3項において読み替えて準用する同令第5条に規定する計算方法により算定した額
- * 所得額 (配偶者・扶養義務者等) = 特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令第4条に規定する所得について同令第5条に規定する計算方法により算定した額
- * 所得制限限度額 = 扶養親族等1人につき38万円を加算するが、扶養親族等が老人扶養親族等である場合は老人扶養親族等1人につき48万円を加算し、扶養親族等が特定扶養親族であるときは、特定扶養親族1人につき63万円を加算する。

(2) 母子家庭等・父子家庭に対する所得制限

	扶養親族等数	本人 (母又は養育者)	孤児等の養育者 母 (養育者) の配偶者 ・扶養義務者
		一部支給	所得額
		所得額	
児童扶養手当 (母子家庭の母等に支給)	0	1,920,000	2,360,000
	1	2,300,000	2,740,000
	2	2,680,000	3,120,000
	3	3,060,000	3,500,000
	4	3,440,000	3,880,000
	5	3,820,000	4,260,000

- * 所得額 = 児童扶養手当法施行令第3条に規定する所得について同令第4条に規定する計算方法により算定した額
- * 所得制限限度額 (本人) ①老人扶養親族等がある場合は、上表の金額に老人扶養親族等1人につき10万円を、特定扶養親族がある場合は上表の金額に特定扶養親族1人につき15万円を加算した額とする。②扶養親族等が6人以上の場合は1人につき38万円 (扶養親族等が老人扶養親族等の場合は①の金額も加算) を加算した額とする。
- * 所得制限限度額 (孤児等の養育者等) ①扶養親族等の数が2人以上の世帯について、老人扶養親族がある場合は、上表の金額に老人扶養親族等1人につき (当該老人扶養親族のほかに扶養親族等がないときは、老人扶養親族のうち1人を除いた老人扶養親族1人につき) 6万円を加算した額とする。②扶養親族等が6人以上の場合は1人につき38万円 (扶養親族等が老人扶養親族等の場合は①の金額も加算) を加算した額とする。

3 子ども医療費給付金

(1) 給付実績 (決算ベース)

(単位：給付額 円、対象者 人)

区分	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R 1 年度
給付額	172,197,222	213,108,548	207,705,632	229,140,770	238,233,050
県費	42,465,000	49,673,000	49,859,000	51,787,000	100,744,107
市費	129,732,222	163,435,548	157,846,632	177,353,770	137,488,943
対象者	13,662	16,041	15,890	16,086	15,890

(2) 子ども(乳幼児)福祉医療制度の沿革

- S48. 4. 1 2歳未満児(所得制限なし、1,000円の一部負担金)
- S49. 4. 1 3歳未満児(所得制限なし、一部負担金を廃止)
- S58. 7. 1 児童手当法本則給付準用の所得制限導入(10日以上入院については所得制限なし)
ただし、10日未満の入院は市単で実施
- H6. 10. 1 入院時食事代を支給対象
- H8. 7. 1 所得制限を撤廃
- H9. 5. 1 申請手続簡素化開始
- H9. 9. 1 外来、調剤について支給対象
- H11. 4. 1 4歳未満児(所得制限なし) 3歳児は市単 予算額 2,300万円
- H12. 4. 1 4歳児(所得制限あり) 4歳児は市単 予算額 450万円
- H13. 4. 1 新たに5歳児・就学前児(所得制限あり) 市単 予算額 200万円
ただし、3歳児所得制限なし 4歳児から就学前児 所得制限あり
(所得税非課税世帯)
- H14. 10. 1 3歳未満児 負担割合 2割に変更
- H15. 7. 1 長野県統一の自動給付方式を導入
入院時食事代不支給、300円の受給者負担導入
小学校就学前児まで、児童手当法準拠の所得制限を導入
 - ・ 0歳～3歳児まで 入院・外来 児童手当
 - ・ 4歳～小学校就学前児 入院 児童手当
 - ・ 4歳～小学校就学前児 外来 児童手当+所得税非課税(市単)
- H17. 8. 1 0歳～小学校就学前児 入院・外来 児童手当
4歳～小学校就学前児 外来 児童手当
- H18. 4. 1 0歳～小学校就学前児 所得制限廃止
- H20. 4. 1 0歳～小学校卒業年度末まで拡大
- H21. 10. 1 県制度変更 受給者負担金 300円→500円(飯田市は300円据置)
- H22. 4. 1 県制度変更 入院のみ小学校3年生まで拡大(外来は据置)
- H22. 4. 1 0歳～中学校卒業年度末まで拡大(平成22年4月診療分から適用)
- H22. 10. 1 受給者負担金 300円→500円(平成22年10月診療分から適用)
- H27. 4. 1 県制度変更 入院のみ中学校卒業年度末まで拡大(外来は据置)
- H28. 4. 1 0歳～満18歳の年度末まで拡大(平成28年4月診療分から適用)
- H30. 8. 1 長野県統一の現物給付方式を導入(平成30年8月診療分から適用)

4 令和元年度給付状況

(1) 重度心身障がい者

	医療費給付費 (円)	支払件数 (件)	受給者数 年度末日 (人)	対前年度比	
				給付額 (%)	受給者 (%)
重 心 県 単	79,432,501	18,982	1,130	95.7	100.9
市 単	6,751,944	4,024	337	105.5	107.3
県 単 65歳以上国民年金別表該当	159,527,222	45,204	2,299	97.9	97.8
合 計	245,711,697	68,210	3,766	97.4	99.7

(2) 子ども

	医療費給付費 (円)	支払件数 (件)	受給者数 年度末日 (人)	対前年度比	
				給付額 (%)	受給者 (%)
県 単 小学校就学前の入院・外来 小1～中3の入院	100,744,107	50,322	15,135	106.5	97.4
市 単 小1～満18歳年度末の外来 高1～満18歳年度末の入院	137,488,943	84,236		102.2	
合 計	238,233,050	134,558	15,135	104.0	97.4

(3) 母子等

	医療費給付費 (円)	支払件数 (件)	受給者数 年度末日 (人)	対前年度比	
				給付額 (%)	受給者 (%)
県 単	39,999,995	19,519	2,268	99.9	102.4

(4) 父子

	医療費給付費 (円)	支払件数 (件)	受給者数 年度末日 (人)	対前年度比	
				給付額 (%)	受給者 (%)
県 単	2,397,773	1,111	170	88.4	103.7

(5) 総合計

	医療費給付費 (円)	支払件数 (件)	受給者数 年度末日 (人)	対前年度比	
				給付額 (%)	受給者 (%)
総 合 計	526,342,515	223,398	21,329	100.4	98.3

5-17 国民健康保険

1 国民健康保険制度等の現状

わが国の医療保険制度は、本格的な少子高齢社会の到来と人口の減少や生活習慣病の増加に伴う医療費の増高等により、財政運営は一段と困難な状況が継続している状況である。

とりわけ国民健康保険制度は、国民皆保険を支える制度として、高齢者や保険税負担能力の比較的低い方が多いという構造的問題を抱えていることから、厳しい財政運営を強いられている。

このような状況を踏まえ、将来にわたり持続可能な医療保険制度を目指すため、平成30年4月から都道府県も保険者となり責任を負う新制度が施行され、更に、県からは、保険税(料)について、県内統一する方針も示され、実現に向け協議等が始まってきている

あん分率については、令和2年度は据置としたが、令和3年度以降に向け税制改正、被保険者の減によるあん分率の検討については、新型コロナウイルス感染症の影響もあり見込みが難しい現状である。

今後も、更に国民健康保険制度も含め医療制度の改革が進み、そのひとつとして、国はマイナンバーカードを保険証として令和3年3月から利用できるよう進めている。

2 保険給付等の状況

(1) 被保険者の一部負担金

① 自己負担割合(病院窓口等での負担割合)

70歳以上 75歳未満の ・現役並み所得者(116頁参照)	3割	自己負担割合を示す高齢受給者証を交付。医療機関等に受診する場合は、保険証と受給者証を提示する。受給者証の提示をしないと1割または2割負担の人でも一律3割負担。申請により認められると差額分を後で支給。個人単位で一医療機関の窓口払いは高額療養費の自己負担限度額までとなる。 改正 令和2年8月1日から被保険者証と高齢者受給者証が一体化される。被保険者証の有効期間も8月1日から翌年7月31日の1年間と変更。
70歳以上 75歳未満の ・一般 (現役並み所得者・低所得者Ⅰ・ 低所得者Ⅱ以外の方) ・低所得者Ⅰ(116頁参照) ・低所得者Ⅱ(116頁参照)	2割	
義務教育修学前(6歳に達する日 以後の最初の3月31日以前)	2割	
上記以外	3割	

② 入院時の食事代の標準負担額(1食の食事代にかかる費用のうち一定額を自己負担)

一 般 (下記以外)	1食 460円	住民税非課税世帯等の人、 「限度額適用・標準負担額減額認定証」が必要(申請により交付)。 申請月の初日より認定証を発行。 長期該当認定には申請が必要。	
住民税非課税世帯 低所得者Ⅱ	90日までの入院		1食 210円
	過去12か月の入院日数が90日を超える入院		長期該当 1食 160円
低所得者Ⅰ	1食 100円		

③ 入院時の食費・居住費の標準負担額（療養病床に入院したときに一定額を自己負担）

	食費（1食当たり）	居住費（1日当たり）	住民税非課税世帯等の人は、「限度額適用・標準負担額減額認定証」が必要（申請により交付）。 申請月の初日より認定証を発行。
一般（下記以外）	460円 （一部医療機関では420円）	370円 （難病患者は0円）	
住民税非課税世帯 低所得者Ⅱ	210円		
低所得者Ⅰ	130円		

(2) 療養費等の支給

① 療養費（申請による支給）

次のような場合は、いったん全額自己負担。その後申請し、審査で決定すればあとで保険者負担分（年齢等による負担割合）である7割から9割を支給。

- ・不慮の事故などで国保を扱っていない病院で治療を受けた。
 - ・旅先での事故や急病により保険証を持たずに診療を受けた。
 - ・骨折や捻挫などで国保を扱っていない柔道整復師の施術を受けた。
 - ・海外渡航中に診療を受けたとき（治療目的で渡航した場合を除く）。
- （医師が認めた場合だけの適用）
- ・手術などで輸血に用いた生血代（親族から血液を提供された場合を除く）。
 - ・治療上必要なコルセットなどの補装具代。
 - ・はり、灸・マッサージなどの施術を受けたとき。

② 高額療養費

同じ月内の医療費の一部負担金が自己負担限度額を超える場合に、申請をして認められれば限度額を超えた分を支給する。入院時の食事代や保険がきかない差額ベッド代などは合算できない。

事前に申請をし、限度額適用（標準負担額減額）認定証が交付となれば、医療機関への一部負担金は認定証に明記される区分による限度額となり住民税非課税世帯であれば、併せて食事代・食費・居住費の減額の対象となる。

ア 70歳未満の自己負担限度額（高額療養費算定基準額）

- ・2つ以上の医療機関にかかった場合は、別々に計算する。
- ・入院・外来の場合は別計算。また、同じ医療機関でも歯科は別計算。

○平成27年1月1日から

区分	所得要件	3回目まで	4回目以降	世帯合算
ア	国保税課税所得が 901万円を超える	252,600円 + (医療費 - 842,000円) × 1%	140,100円	それぞれ 21,000円 以上
イ	国保税課税所得が 600万円を超え 901万円以下	167,400円 + (医療費 - 558,000円) × 1%	93,000円	
ウ	国保税課税所得が 210万円を超え 600万円以下	80,100円 + (医療費 - 267,000円) × 1%	44,400円	
エ	国保税課税所得が 210万円以下の 住民税課税世帯	57,600円	44,400円	
オ	住民税非課税世帯	35,400円	24,600円	

- 世帯合算：ひとつの世帯内で同じ月内に 21,000 円以上の自己負担額を 2 回以上支払った場合（個人ごと）、それらを合算して限度額を超えた分を支給する。
- 多数該当：過去 12 か月間にひとつの世帯で高額療養費の支給が 4 回以上になれば、多数該当として、4 回目以降の限度額を適用する。

イ 70 歳以上 75 歳未満の自己負担限度額（高額療養費算定基準額）

- ・外来は個人単位で計算し、入院を含む場合は世帯単位で計算する。
- ・病院、診療所、診療科の区別はなく、少額の自己負担、調剤薬局の自己負担も含めて合算する。
- ・入院時の食事代や保険がきかない差額ベッド代などは合算できない。

○平成 30 年 8 月 1 日から

70 歳以上 所得区分	外来＋入院（世帯単位）		
	外来（個人）		4 回目以降
現役並 み所得 者	Ⅲ（課税所得 690 万円以上）	252,600 円＋（医療費－842,000 円）× 1 %	140,100 円
	Ⅱ（課税所得 380 万円以上）	167,400 円＋（医療費－558,000 円）× 1 %	93,000 円
	Ⅰ（課税所得 145 万円以上）	80,100 円＋（医療費－267,000 円）× 1 %	44,400 円
一 般	18,000 円（8 月～翌年 7 月の年間限度額は 144,000 円）	57,600 円	44,400 円
低所得者Ⅱ	8,000 円	24,600 円	
低所得者Ⅰ	8,000 円	15,000 円	

- 現役並み所得者とは、同一世帯に住民税課税所得が 145 万円以上の 70 歳以上 75 歳未満の国保被保険者がいる方。ただし、70 歳以上 75 歳未満の国保被保険者の収入合計が、2 人以上で 520 万円未満、1 人で 383 万円未満の場合は、申請すれば「一般」の区分となる。昭和 20 年 1 月 20 日以降生まれの 70 歳以上 75 歳未満の国保被保険者がいる世帯のうち、基礎控除後の総所得金額等の合計が 210 万円以下の場合も「一般」の区分となる。
- 低所得者Ⅱとは、その属する世帯の世帯主（擬制世帯主含む）および世帯の国保加入者全員が住民税非課税の人に当たる。
- 低所得者Ⅰとは、その属する世帯の世帯主（擬制世帯主含む）および世帯の国保加入者全員が住民税非課税の人で、その世帯の各所得が必要経費・控除（年金の所得は控除額を 80 万円として計算）を差し引いたときに 0 円となる人にあたる。
- 外来のみの該当の場合は、多数該当の回数に含まない。

ウ 70 歳以上と 70 歳未満の合算

70 歳未満と以上に分け、70 歳以上の外来（個人単位）をまず計算する。その後、入院を含んだ場合は世帯単位の限度額で計算し、これに 70 歳未満の医療費（21,000 円以上の自己負担額）を合算して 70 歳未満の国保世帯全体の限度額にあてはめる。

エ 厚生労働省の指定する特定疾病

高額な治療を長期間継続して行う必要がある、先天性血液凝固因子障害の一部・人工透析が必要な慢性腎不全・血液凝固因子製剤の投与に起因する HIV 感染症の人は、「特定疾病療養受療証」（申請により交付）を病院の窓口に提出すれば、毎月の自己負担限度額は 10,000 円（70 歳未満の慢性腎不全の方のうち上位所得者は 20,000 円）となる。

③ 高額医療・高額介護合算制度

医療費が高額になった世帯に、介護保険の受給者がいる場合は、医療保険と介護保険の両方の自己負担額が合算できる。それぞれの限度額を適用後、年間の自己負担額を合算して、次の表の限度額（年額）に支給基準額（500 円）を加えた額を超えたときは、その超えた分が支給される。

○平成 30 年 8 月以降の自己負担限度額（年額：8 月～翌年 7 月）

70歳未満		70歳以上 75歳未満	
ア	2,120,000円	現役並み所得者Ⅲ	2,120,000円
イ	1,410,000円	現役並み所得者Ⅱ	1,410,000円
ウ	670,000円	現役並み所得者Ⅰ	670,000円
エ	600,000円	一般	560,000円
オ	340,000円	低所得者Ⅱ	310,000円
		低所得者Ⅰ	190,000円

○低所得者Ⅰで介護保険の受給者が複数いる世帯の場合は、限度額の適用方法が異なる。

④ 移送費

重病人の入院や転院などで移送の費用がかかったときで、申請により、国保で移送が必要だったと認定したときに支給される。

⑤ 訪問看護療養費

医師が必要と認めた場合で、費用の一部を利用料として支払うだけで、訪問看護ステーションなどを利用できる。

(3) その他の給付

① 出産育児一時金 420,000円

被保険者が出産したときに支給、妊娠12週(85日)以降であれば死産・流産でも支給される。(社会保険等、他保からの支給がないことが条件)

② 葬祭費 50,000円

被保険者が亡くなったとき、葬祭を行った人に支給される。

③ 結核精神給付金

法に規定された感染症医療又は施行令に規定された精神通院医療を受けたときは、当該被保険者が属する世帯主等に対し支給する。

④ 傷病手当金

被用者のうち、新型コロナウイルス感染症に感染した者、又は、発熱等の症状があり感染が疑われる者に、労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間支給する。(令和2年12月31日まで。)

(4) 国保の給付が受けられない事例

① 病気とみなされないもの

健康診断・人間ドック・予防注射・正常な妊娠・歯列矯正・美容整形・軽度のわきがやしみ・経済上の理由による妊娠中絶。

② 業務上のケガや病気

雇用主が負担すべきものである(労災保険に加入していれば、その対象となる)。

③ 国保の給付が制限されるとき

故意の犯罪行為や故意の事故。

けんかや泥酔などによる傷病。

医師や保険者の指示に従わなかったとき。

3 国民健康保険税の状況

(1) 国民健康保険税の賦課方法

国民健康保険税は、基礎課税額(医療分)、後期高齢者支援金等課税額(支援金分)及び介護納付金課税額(介護分)の合算額で課税される。(介護納付金課税額については40歳から64歳までの方)

(2) 国民健康保険税の税率等(按分率)

国民健康保険税の税額は、所得割額、資産割額、均等割額、平等割額の合算額。

基礎課税額(医療分)、後期高齢者支援金等課税額(支援金分)及び介護納付金課税額(介護分)の税率は異なる。

- ① 所得割額 前年の所得に基づいて算出する。
- ② 資産割額 固定資産税額を基に算出する(飯田市では平成29年度まで賦課)。
- ③ 均等割額 被保険者1人当たりにかかる税額。
- ④ 平等割額 被保険者の1世帯当たりにかかる税額。

区 分	医 療 分	支 援 金 分	介 護 分
所 得 割	6.60%	3.05%	2.70%
資 産 割	—	—	—
均 等 割	16,500 円	10,600 円	8,600 円
平 等 割	21,000 円	—	6,800 円

賦課限度額は、医療分 630,000 円、支援金分 190,000 円、介護分 170,000 円。(令和2年度数値)

(3) 軽減措置

① 低所得世帯に対する応益割額の軽減(令和元年度現在)

世帯主と国民健康保険加入者及び特定同一世帯所属者(国保から後期高齢者医療に移行し以後継続して同一世帯に属する者)の前年の総所得金額の合計が下欄に該当するときは、均等割と平等割が軽減される。(所得の申告がない場合は軽減の適用外)

総 所 得 金 額	軽減率
33 万円以下のとき	7 割
(28.5 万円×被保険者及び特定同一世帯所属者の数) + 33 万円以下のとき	5 割
(52 万円×被保険者及び特定同一世帯所属者の数) + 33 万円以下のとき	2 割

(令和2年度数値)

② 特定世帯・特定継続世帯に対する医療分平等割の軽減(令和2年度現在)

国保から後期高齢者医療に移行したことにより、世帯内に国保被保険者が1人残された状態を継続する世帯は申請により、5年経過する月までを特定世帯、以降8年経過する月までを特定継続世帯とし、医療分平等割が軽減される。(①と併用)

世 帯 区 分	軽減率
特定世帯	二分の一
特定継続世帯	四分の一

③ 非自発的失業者(65歳未満)に対する所得割の軽減

雇用保険受給者資格証の離職理由欄から非自発的な理由(倒産・解雇・雇い止めなど)で失業した事が確認できる場合には、申請により失業した被保険者の前年度の給与所得を30/100とみなして算定する。離職日の翌日の属する月からその月の属する年度の翌年度までの間を軽減し、高額療養費などの所得区分は軽減後の所得で判定される。(①②と併用)

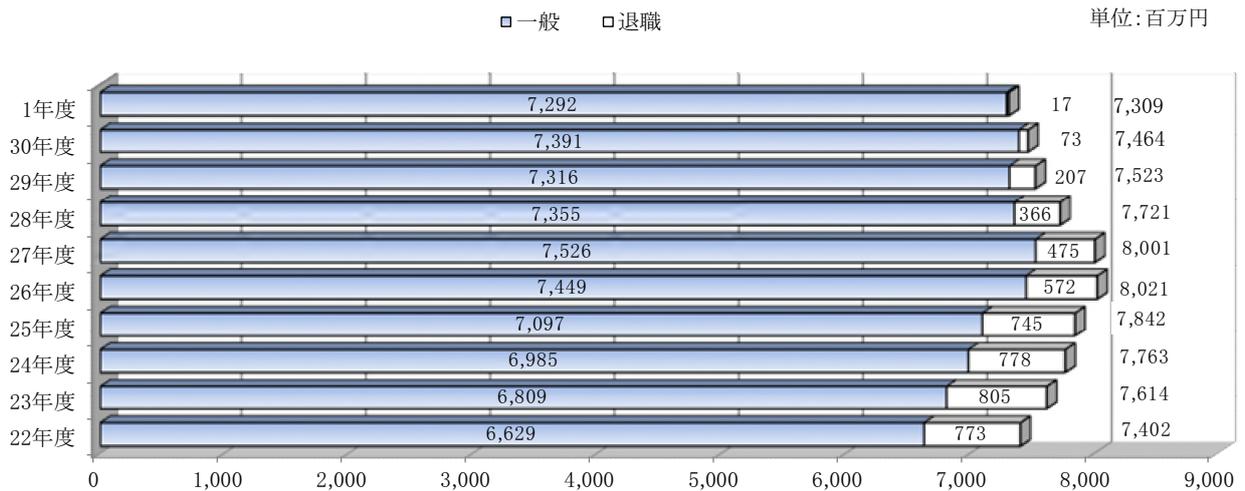
④ 新型コロナウイルス感染症の影響に対する国民健康保険税の減免特例

感染症の影響により主たる生計維持者が死亡し、又は重篤な傷病を負った世帯や主たる生計維持者の事業収入等が減少した場合。(令和3年3月31日まで)

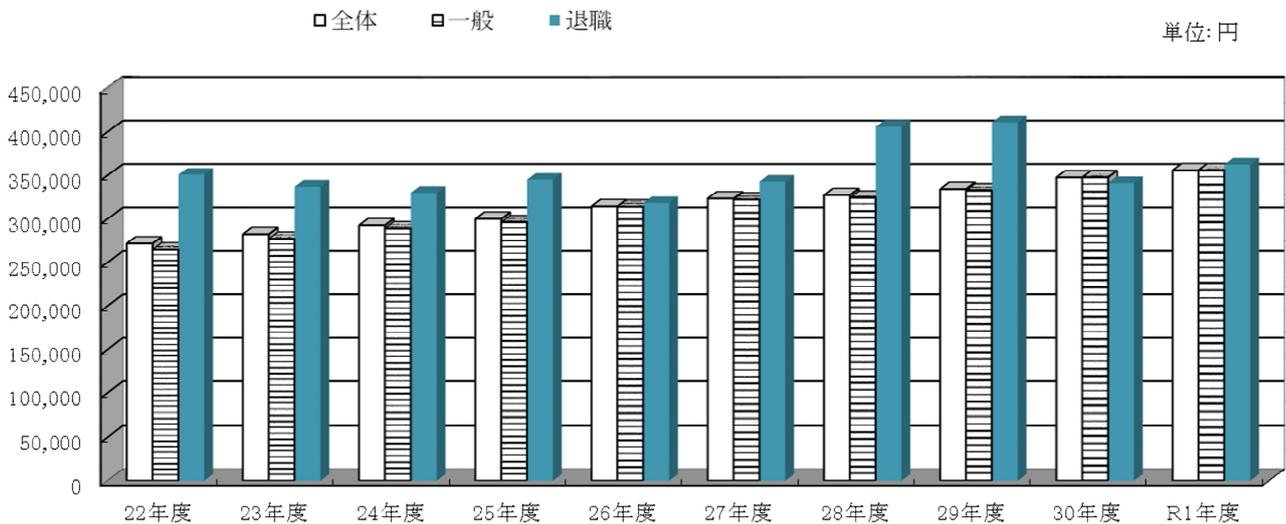
4 被保険者等の状況

年度	世帯数			全市人口 (年度平均)	国保被保険者 (年度平均)	加入率 %	老人(再掲)		退職被保険者 等(再掲)		介護第2号被 保険者(再掲)	
	全市 (年度平均)	国保世帯 (年度平均)	加入率 %				被保険者 (年度平均)	該当割合 %	被保険者 (年度平均)	該当割合 %	被保険者 (年度平均)	該当割合 %
H20	37,797	15,830	41.9	106,480	27,831	26.1	—	—	2,479	8.9	10,003	35.9
H21	37,819	15,307	40.5	105,782	27,711	26.2	—	—	2,069	7.5	9,934	35.8
H22	37,931	15,023	39.6	105,255	27,246	25.9	—	—	2,204	8.1	9,862	36.2
H23	38,097	15,126	39.7	104,738	26,956	25.7	—	—	2,387	8.9	9,893	36.7
H24	38,902	15,016	38.6	105,802	26,536	25.1	—	—	2,357	8.9	9,606	36.2
H25	39,173	14,916	38.1	105,586	26,132	24.7	—	—	2,160	8.3	9,154	35.0
H26	39,344	14,700	37.4	104,835	25,511	24.3	—	—	1,798	7.0	8,688	34.1
H27	39,591	14,420	36.4	104,195	24,734	23.7	—	—	1,386	5.6	8,252	33.4
H28	39,770	13,985	35.2	103,561	23,581	22.8	—	—	901	3.8	7,632	32.4
H29	39,844	13,587	34.1	102,707	22,494	21.9	—	—	503	2.2	7,126	31.7
H30	39,937	13,209	33.2	101,727	21,468	21.1	—	—	214	0.5	6,785	31.6
R 1	40,010	12,827	32.1	100,752	20,529	20.4	—	—	46	0.1	6,432	31.3

5 総医療費の推移



6 一人当たりの医療



7 一人当たりの医療費の伸び率

年度	全 体		一 般		退 職	
	単位 (円)	対前年度 伸率 (%)	単位 (円)	対前年度 伸率 (%)	単位 (円)	対前年度 伸率 (%)
H22	271,680	4.4	264,710	3.4	350,877	11.6
H23	282,460	4.0	277,145	4.7	337,172	△ 3.9
H24	292,562	3.6	288,901	4.2	330,125	△ 2.1
H25	300,107	2.6	296,053	2.5	345,097	4.5
H26	314,419	4.8	314,132	6.1	318,194	△ 7.8
H27	323,491	2.9	322,343	2.6	342,844	7.7
H28	327,411	1.2	324,285	0.6	406,103	18.5
H29	334,446	2.1	332,690	2.6	411,223	1.3
H30	347,692	4.0	347,758	4.5	341,168	△1.7
R 1	356,037	2.4	356,022	2.4	362,668	6.3

8 保険給付の状況

(1) 療養の給付率

年度	入院			入院外			歯科			計		
	受診率	1件当たり日数(日)	一人当たり費用額(円)	受診率	1件当たり日数(日)	一人当たり費用額(円)	受診率	1件当たり日数(日)	一人当たり費用額(円)	受診率	1件当たり日数(日)	一人当たり費用額(円)
H22	18.3	15.2	94,072	730.7	1.6	100,326	135.0	2.4	18,723	884.0	2.0	213,121
H23	18.6	15.1	96,199	768.5	1.6	105,298	142.1	2.4	18,744	929.2	2.0	220,241
H24	18.9	14.9	101,969	767.6	1.6	108,030	142.1	2.3	19,199	928.9	2.0	229,198
H25	19.2	14.7	102,433	781.3	1.6	110,994	148.3	2.3	19,633	948.8	1.9	233,060
H26	19.9	15.1	110,374	791.7	1.5	112,485	157.2	2.2	20,791	968.8	1.9	243,649
H27	19.7	14.8	109,765	797.9	1.5	113,160	162.1	2.2	21,205	979.7	1.9	244,130
H28	20.2	14.5	113,078	819.2	1.5	115,275	162.5	2.1	21,790	1,001.9	1.9	250,144
H29	21.2	14.6	118,021	819.4	1.5	117,284	168.3	2.1	21,768	1,008.9	1.9	257,073
H30	22.7	15.0	125,911	830.7	1.5	121,988	175.3	1.9	22,510	1,028.7	1.8	270,409
R1	21.1	14.7	127,614	845.2	1.5	125,058	185.6	1.8	22,755	1,051.9	1.8	275,402

(2) 保険者負担額

年度	療養の給付費		療養費		高額療養費		後期高齢者支援金(千円)	前期高齢者納付金(千円)	老人保健医療費拠出金(千円)	介護納付金(千円)
	件数(件)	給付額(千円)	件数(件)	給付額(千円)	件数(件)	給付額(千円)				
H22	355,778	5,290,497	16,598	99,906	9,220	647,224	1,101,649	1,779	20,418	462,806
H23	370,765	5,453,414	15,951	98,246	9,260	658,267	1,221,737	3,503	—	518,273
H24	367,668	5,561,773	16,036	99,193	9,833	708,372	1,292,272	1,232	—	543,380
H25	372,164	5,634,932	15,735	96,442	10,371	691,271	1,340,486	1,229	—	561,456
H26	377,840	5,772,426	14,633	89,471	10,716	735,142	1,354,125	960	—	567,828
H27	375,185	5,761,397	14,122	83,746	11,324	775,356	1,339,388	819	—	510,102
H28	370,026	5,557,846	12,900	77,309	11,378	753,291	1,277,954	836	—	484,180
H29	355,859	5,415,647	11,840	73,327	11,730	734,627	1,239,417	4,474	—	481,003
H30	345,409	5,386,583	11,095	66,371	11,926	782,698	575,697	—	—	195,796
R1	337,777	5,295,768	11,336	65,833	12,149	760,436	593,275	—	—	223,977

9 令和元年度保健事業

事業名	内 容
<p>1 特定健康診査等事業</p>	<p>(1) 特定健康診査 高齢者の医療の確保に関する法律の施行に伴い、メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）の該当者・予備群を令和5年度までに25%減少することを目標として実施。</p> <p>① 40～74歳の国保被保険者 16,794人（H31.4.1現在） そのうち対象者 14,496人※</p> <p>② 助成額 ア 集団健診（主に40～64歳） 9月末まで4,724円（自己負担額1,000円） 10月より4,830円（自己負担額1,000円） 40歳時及び非課税世帯は自己負担額なし イ 個別健診（主に65～74歳） 9月末まで7,596円（自己負担額1,000円） 10月より7,756円（自己負担額1,000円） 非課税世帯は自己負担額なし</p> <p>③ 受診者数 6,125人※</p> <p>(2) 特定保健指導 特定健康診査受診者に対しリスクに基づく優先順位をつけ、「情報提供」「動機付け支援」「積極的支援」に階層化し、自らの生活習慣の改善ができるよう保健指導を実施。</p> <p>① 情報提供 受診者全員に生活習慣予防に関する情報提供を実施。</p> <p>② 動機付け支援 内臓脂肪症候群のリスクが出現し始めている者に、1回以上の面接による支援と3か月経過後に面接等で実績評価を実施。 ・対象者数 446人※ ・評価終了者 368人※</p> <p>③ 積極的支援 内臓脂肪症候群のリスクが重複している者に、初回面接による支援と、その後継続的な支援を行い、3か月経過後に面接等で実績評価を実施。 ・対象者数 155人※ ・評価終了者 109人※</p> <p style="text-align: right;">※R 1 法定報告速報値</p>
<p>2 歯科健診事業</p>	<p>(1) 歯科健診費用助成</p> <p>① 対象者 20歳～64歳の国保被保険者</p> <p>② 助成額 9月末まで5,480円（自己負担額1,000円） 10月より5,600円（自己負担額1,000円）</p> <p>③ 受診者数 71人</p>

事業名	内 容
3 健康フェスティバル等	<p>(1) 健康いいだ 21 フェスティバル 健康で明るいまちづくりを進める一環として、市民が直接見たり、体験したりすることを通じて、自らの健康に対する意識を高めることを目的に、健康いいだ 21 フェスティバルを「歯と口の健康を守る群市民大会」にあわせて開催。</p> <p>① 期日 10月19日(土) ② 会場 県文化センター ③ 内容 ア 各種展示(歯と口の健康パネル、標語優秀作品等) イ 各種コーナー(キッズ体験、食生活相談、ブラッシング指導等) ウ 健診等(歯科健診、口腔がん検診、フッ化物塗布等)</p>
4 医療費適正化事業	<p>レセプト点検や医療費分析による医療費の適正支出点検事業、医療費通知や保険証更新時の国保制度や医療制度等の周知による被保険者への啓発事業、重複・頻回受診者への保健師の訪問指導事業、その他医療費の適正化に資する事業を幅広く展開。</p> <p>(1) レセプト点検 内容点検、縦覧点検、重複・多受診点検、給付発生原因点検 (2) 医療費通知 3回(1～4月、5～7月、8～10月診療分) (3) 医療費分析 KDB、国保連リスト、健診結果を活用 (4) 医療費適正化に関する啓発活動 パンフレット・チラシの配布、広報いいだへの掲載、資格喪失届の勧奨通知、退職者医療制度被扶養者届の勧奨通知など</p>
計	54,709 千円

6 飯田市社会福祉協議会

6-1 社会福祉法人飯田市社会福祉協議会

1 名称

社会福祉法人飯田市社会福祉協議会

設立 昭和 26 年 7 月

社会福祉法人認可 昭和 38 年 7 月 15 日

2 所在地

飯田市東栄町 3108 番地 1 飯田市福社会館（さんとぴあ飯田）

3 運営

(1) 組織及び議決機関（令和 2 年 4 月 1 日現在）

ア 執行及び議決機関

会長	1 名	監事	2 名
副会長	2 名	理事（会長、副会長、常務理事を含む）	12 名
常務理事	1 名	評議員	17 名

イ 部会、委員会の設置

- ① 専門部会（企画運営、地域福祉・ボランティア、介護福祉の 3 部会）
- ② 生活福祉資金調査委員会
- ③ 善意銀行運営委員会
- ④ 結婚相談員会
- ⑤ ボランティアセンター運営委員会

ウ 職員体制 229 名（常勤職員のみ。他非常勤 240 名）

総括 常務理事		1 名
総務課	総務係	7 名
地域福祉課	地域福祉推進係	12 名
	いいだ成年後見支援センター	3 名
	飯田市生活就労支援センター	4 名
	いいだ地域包括支援センター	12 名
	かわじ地域包括支援センター	8 名
	いがら地域包括支援センター	4 名
在宅サービス課	ヘルパーステーション	16 名
	上郷デイサービスセンター	17 名
	竜東デイサービスセンター	13 名
	北部デイサービスセンター	11 名
	いいだデイサービスセンター	8 名
	訪問入浴サービスセンター	2 名
	介護相談センター	8 名
	竜東介護相談センター	3 名
施設サービス課	特別養護老人ホーム飯田荘	29 名
	特別養護老人ホーム第二飯田荘	34 名

遠山地域事業課	特別養護老人ホーム遠山荘	26名
	地域福祉遠山担当	1名
	南信濃障がい者等活動支援センター	1名
	南信濃ヘルパーステーション	2名
	南信濃デイサービスセンター	3名
	南信濃介護相談センター	2名
	南信濃地域包括支援センター	2名

(2) 事業（令和元年度実績）

ア 地域福祉部門

事業		主な内容
地区への助成・当事者支援等に関する事業	①地域福祉活動推進事業	・地域福祉活動推進研修会の開催
	②地域福祉コーディネーター設置事業	・福祉関係事業を支援するコーディネーターを配置し、地域に密着して、社会資源や課題の把握、地区が行う地域福祉を推進する
	③地域支え合い活動推進事業	・18地区で住民支え合いマップの作成更新
	④家庭介護者交流事業	・家庭介護者リフレッシュ事業（1泊）実施なし ・家庭介護者ふれあい相談事業（日帰り）373名参加
	⑤福祉サービス利用援助事業	・判断能力が不十分な高齢者、障がい者等に対する金銭管理や福祉サービス利用援助を行う日常生活自立支援事業
	⑥配食サービス事業	・一人暮らし高齢者等の食事の確保と安否確認を目的としてボランティアが弁当を配達する事業 年間7,704食
	⑦有償移送サービス事業	・要介護高齢者・障がい者等で公共交通機関を利用することが困難な方の援助をする事業 10地区で実施 年間3,963回
	⑧小地域福祉活動事業	・住民の支え合い活動等の事業を支援 (ふれあいサロン、世代間交流・福祉教育、合同研修会、有償サービス立上げ支援等)
	⑨ファミリーサポートセンター	・仕事と家庭の両立のため、子育て支援や生活支援を受けたい者と行いたい者を会員とし、相互の援助活動を支援 会員数948名 延べ2,436回
	⑩母子寡婦福祉推進事業	・文集「ははこ草」発行支援 ・1日バス旅行、いきいき講座支援
	⑪身体障がい者福祉推進事業	・障がい者関係団体活動助成 ・「福祉のつどい」「障がい者スポーツ大会」「身障協運動会」等支援
	⑫地域介護予防活動推進事業	・通所型サービスB事業の推進 10地区で実施 ・おマメで健康教室（地域住民を対象とした介護予防研修会）年10回 延べ160名

事業		内容
相談・貸付事業等	①特別心配ごと相談事業	・相談延べ件数 190 件 ・相談員 1 名（専任相談員）
	②法律相談事業	・相談延べ件数 92 件 ・相談員は、弁護士会の協力による
	③結婚相談事業	・相談延べ件数 101 件 ・相談員 20 名、結婚支援アドバイザー 1 名
	④貸付事業	・生活福祉資金 18 件 11,437,000 円 ・生活つなぎ資金 50 件 1,536,000 円
	⑤善意銀行事業	・善意銀行預託 2,180,559 円
共同募金配分事業	①まちづくり委員会配分	・まちづくり委員会の各種地域福祉事業への配分 ・公園の遊具修繕配分
	②民間福祉施設配分	・私立保育園 6 園、障がい者施設 6 施設、児童福祉施設 1 園に配分
	③歳末激励配分	・特別支援学級設置学校、児童福祉施設に配分
	④地域福祉推進事業配分・市社会福祉協議会配分	・NPO 等ボランティア団体公募分 5 団体に配分 ・社協地域福祉関係一般事業へ配分（敬老の日事業、ボランティア推進事業、福祉教育推進事業他）
	⑤児童福祉配分	・市内小中学校図書整備助成 33 校に配分

イ ボランティア部門

事業		内容
福祉教育推進事業	①福祉活動体験事業	・中・高校生を対象として施設実習や高齢者体験等を実施 参加者延べ 1,064 名 ・高校生を対象として夏休みにボランティア活動を通じて 地域福祉を学ぶ福祉教育事業 参加者 5 名
	②福祉活動実践校事業	・小学校 5 校、中学校 1 校、高校 1 校に助成
	③福祉講座講師派遣事業	・手話、点字、車イス、アイマスク（視覚障がい）、高齢者 疑似体験、ボランティア講話に延べ 116 名の講師を派遣
ボランティア活動推進等に関する事業	①ボランティアグループ活動支援	・36 のボランティアグループ等の活動に対して助成
	②ボランティア養成事業	・点訳、朗読、要約筆記、手話奉仕員、傾聴ボランティア 養成の各講座を実施 受講者 23 名
	③災害救援ボランティアコーディネーター養成事業	・被災時のボランティア需給調整役となる災害救援ボラン ティアコーディネーターの養成講座 15 名 ・災害救援ボランティアコーディネーター修了者のフォロー アップ講座 51 名
	④ボランティアセンター企画運営機器貸出事業等	・ボランティア相談のコーディネート 年間 237 件 ・備品、車両の貸出
	⑤障がい者支援事業	・障がい者料理教室 3 教室 34 名 ・障がい者趣味教室（ハーバリウム教室・モザイクタイル 教室）11 名
	⑥介護予防サポーター養成事業	・介護予防教室を運営する地区のボランティア養成講座 修了者 16 名 ・介護予防サポーターフォロー講座 50 名

■関係団体等の支援

団体名	主な支援内容
飯田市身体障がい者福祉協会	地域福祉課内に事務局設置、活動に協力
飯田市手をつなぐ育成会	総務課内に事務局設置、活動に協力
飯田市更生保護女性会	地域福祉課内に事務局設置、活動に協力
認知症の人と家族の会長長野支部飯田地区 (わたの実会)	地域福祉課内に事務局設置、活動に協力

■赤い羽根共同募金実績（令和元年度の募金額）

募金種別	目標額（円）	実績額（円）	実績率（％）	備考
戸別募金	10,050,000	10,108,145	100.58	目安額1戸650円
法人募金	2,900,000	2,864,800	98.79	市内約1,069社
街頭募金	750,000	718,156	95.75	赤十字奉仕団等の奉仕等で実施
学校募金	30,000	39,088	130.29	市内小学校、中学校、高校
職域募金	220,000	218,361	99.26	市役所、消防本部、その他の職場
歳末たすけあい募金	250,000	252,112	100.84	歳末たすけあい、各団体・個人等
合計	14,200,000	14,200,662	100.00	

ウ 飯田市福祉会館（さんとぴあ飯田）管理運営

「だれもが安心して暮らせるまちづくり」を実現するためには、高齢者や障がい者はもちろん、若者を含めたすべての市民が一体となって、活力ある福祉、健康都市づくりを進めることが重要です。

平成8年12月に開所した当会館には、飯田市社会福祉協議会事務局、(福)長野県知的障がい者育成会Lサポート「あいあい」、(特非)飯伊圏域障がい者総合支援センター「ほっとすまいる」が入り、福祉関係団体等の各種会議等に広く利用され、飯田市の社会福祉事業推進の拠点となっています。

■令和元年度飯田市福祉会館利用状況

開館日数 347日

	福祉会館		ボランティアルーム	利用人員計
	利用団体数	利用人員数	利用人員数	
利用団体等数	3,816団体	24,014人	705人	24,719人
前年度比	90.8%	73.4%	93.1%	73.9%

7 保健・社会福祉施設等一覽

7-1 市内保健福祉施設

1 保健センター

(R2.4.1 現在)

名称	所在地	運営主体	電話番号
飯田市保健センター	大久保町 2534 番地	飯田市	0265-22-4511
鼎保健センター	鼎上山 1890 番地 1	〃	0265-22-7100
上郷保健センター	上郷飯沼 3145 番地 1 飯田市上郷公民館内	〃	0265-24-7744

2 診療所（市立分のみ）

名称	所在地	運営主体	電話番号
休日夜間急患診療所	東中央通 5 丁目 96 番地	飯田市	0265-23-3636
千代診療所	千代 932 番地 5	〃	0265-59-2014
三穂診療所	伊豆木 4321 番地 1	〃	0265-27-4139
上村診療所	上村 844 番地 2	〃	0260-36-2050
上村歯科診療所	上村 846 番地	〃	0260-36-2089

3 授産施設

名称	所在地	運営主体	定員	電話番号
今宮福祉企業センター	今宮町 4 丁目 5608 番地 9	飯田市	30	0265-22-3536
上久堅福祉企業センター	上久堅 7513 番地 1	〃	20	0265-29-7026
鼎福祉企業センター	鼎中平 1961 番地	〃	30	0265-22-2901
上郷福祉企業センター	上郷飯沼 1743 番地 1	〃	30	0265-22-4039
上村福祉企業センター	上村 605 番地	〃	15	0260-36-2069
南信濃福祉企業センター	南信濃和田 1541 番地	〃	30	0260-34-2246

4 老人福祉施設

※特別養護老人ホーム、デイサービスセンターは、介護保険事業者一覧へ掲載

(1) 養護老人ホーム

名称	所在地	運営主体	定員		電話番号
			入所	ショート	
信濃寮	鼎一色 551 番地	(福) 萱垣会	80	/	0265-22-1338
ハートヒル川路	川路 3457 番地 1	(福) ゆいの里	100	2	0265-27-2208

(2) 軽費老人ホーム

名称	所在地	運営主体	定員	電話番号
ヴィラ緑風苑	山本 6719 番地	(福) 綿半野原積善会	50	0265-25-3960
ケアハウスかみさと	上郷飯沼 477 番地 1	(福) 八反田	30	0265-53-7728

(3) 老人福祉センター

名称	所在地	運営主体	電話番号
山本老人福祉センター	箱川 22 番地 1	飯田市	0265-25-2277

(4) 介護予防拠点施設

名称	所在地	運営主体	電話番号
おまめでサロン	東栄町 3137 番地 2	飯田市	0265-48-5206
ふれあいの郷松ぼっくり	松尾城 4014 番地	〃	0265-22-0091 (松尾自治振興センター)
飯田市かさまつのさと	大瀬木 1106 番地 1	〃	0265-25-4222
上村ふれあいセンター	上村 844 番地 2	〃	0260-36-2835

5 権利擁護、高齢者相談施設等

(1) 地域包括支援センター

名称	所在地	担当地区	電話番号
飯田市いいだ地域包括支援センター	銀座 3 丁目 7 番地 銀座堀端ビル 2 階	橋北、橋南、羽場、丸山、 東野、座光寺、上郷	0265-56-1595
飯田市いがら地域包括支援センター	三日市場 406 番地 31	山本、伊賀良	0265-28-2361
飯田市かわじ地域包括支援センター	川路 3467 番地 2	松尾、下久堅、上久堅、 千代、龍江、竜丘、川路、 三穂	0265-27-6052
飯田市南信濃地域包括支援センター	南信濃和田 1550 番地	上村、南信濃	0260-34-1066
飯田市かなえ地域包括支援センター	鼎一色 551 番地	鼎	0265-53-9411

(2) いいだ成年後見支援センター

名称	所在地	摘要	電話番号
いいだ成年後見支援センター	銀座 3 丁目 7 番地 銀座堀端ビル 2 階	成年後見制度の相談 窓口	0265-53-3187

7-2 児童福祉施設等

1 児童福祉施設

(1) 乳児院

名称	所在地	運営主体	定員	電話番号
風越乳児院	丸山町4丁目7490番地3	(福)飯田風越福祉会	10	0265-22-4127

(2) 児童養護施設

名称	所在地	運営主体	定員	電話番号
風越寮	丸山町4丁目7537番地10	(福)飯田風越福祉会	50	0265-22-1489
おさひめチャイルドキャンプ	仲ノ町305番地6	(福)長姫福祉会	30	0265-22-3875

(3) 児童発達支援事業（重症心身障害児）

名称	所在地	運営主体	定員	電話番号
飯田市こども発達センターひまわり	松尾新井5933番地2	飯田市	5	0265-23-6097

(4) 保育所

名称	所在地	運営主体	定員	電話番号
丸山保育園	今宮町2丁目113番地2	飯田市	50	0265-22-2077
座光寺保育園	座光寺1716番地	〃	150	0265-22-1147
松尾東保育園	松尾寺所5645番地1	〃	145	0265-52-2289
下久堅保育園	下久堅知久平940番地2	〃	115	0265-29-8055
上久堅保育園	上久堅7606番地	〃	20	0265-29-7053
龍江保育園	龍江4680番地	〃	90	0265-27-3681
竜丘保育園	桐林378番地	〃	75	0265-26-8417
川路保育園	川路3467番地2	〃	45	0265-27-3202
三穂保育園	伊豆木5451番地14	〃	45	0265-27-3774
山本保育園	山本3340番地2	〃	90	0265-25-2440
中村保育園	中村1840番地1	〃	90	0265-25-7217
殿岡保育園	下殿岡1020番地	〃	95	0265-25-3707
鼎みつば保育園	鼎名古熊2339番地	〃	150	0265-53-3277
上郷西保育園	上郷黒田1488番地	〃	120	0265-22-2441
上村保育園	上村856番地18	〃	20	0260-36-2143
和田保育園	南信濃和田2596番地	〃	45	0260-34-2306
飯田仏教保育園	箕瀬町1丁目2453番地	(福)たちばな会	230	0265-24-0402
飯田中央保育園	中央通り2丁目9番地	(福)白鳥会	150	0265-22-4134
飯田子供の園保育園	馬場町3丁目501番地1	(福)子供の園	50	0265-22-1389

時又保育園	時又 329 番地	(福)松美会	120	0265-26-9208
風越保育園	丸山町 2 丁目 6728 番地	(福)和順福祉会	130	0265-22-2389
伊賀良保育園	大瀬木 1103 番地	(福)笠松会	150	0265-25-7123
育良保育園	北方 130 番地	(福)白鳥会	140	0265-23-5873
慈光保育園	宮の前 4410 番地 1	(福)慈光福祉会	50	0265-23-1390
さくら保育園	山本 600 番地 1	(福)洗心会	60	0265-28-1050
さくら保育園久米分園	久米 858 番地 10	(福)洗心会	20	0265-25-3801
羽場保育園	白山通り 3 丁目 351 番地 2	(福)和順福祉会	70	0265-23-1388
明星保育園	鼎切石 3928 番地	(福)明星会	120	0265-24-8020
高松保育園	上郷黒田 236 番地	(福)伊那福祉会	60	0265-22-4095
あすなろ保育園	育良町 3 丁目 15 番地 2	(福)あすなろ会	30	0265-23-4656
千代保育園	千代 932 番地 5	(福)千代しゃくなげの会	45	0265-59-2144
千代保育園千栄分園	千栄 1526 番地 7	(福)千代しゃくなげの会	15	0265-59-2005
慈光松尾保育園	松尾城 3796 番地 3	(福)慈光福祉会	250	0265-22-2244
上郷なかよし保育園	上郷飯沼 2000 番地 1	(福)たちばな会	190	0265-22-2440
鼎あかり保育園	鼎中平 2010 番地 1	(福)萱垣会	150	0265-22-2341
保育園合計 (公立 16 園、私立 17 園、私立分園 2 園)			3, 375	

2 その他の子育て支援施設等

(1) 児童センター・児童館・児童クラブ

名称	所在地	運営主体	定員	電話番号
丸山児童センター	今宮町 2 丁目 113 番地 1	飯田市	50	0265-52-3463
丸山児童センター第 2	今宮町 2 丁目 113 番地 1	〃	30	0265-21-1023
座光寺児童センター	座光寺 1726 番地 1	〃	50	0265-53-2530
竜丘児童センター	桐林 245 番地 1	〃	50	0265-26-8614
竜丘児童センター第 2	桐林 245 番地 1	〃	20	0265-26-8624
山本児童センター	竹佐 693 番地 1	〃	50	0265-25-8835
鼎児童センター	鼎中平 2451 番地 9	〃	50	0265-52-0910
高松児童館	上郷黒田 238 番地 1	〃	40	0265-52-3485
別府児童館	上郷別府 1195 番地	〃	非登録制	0265-24-9412
浜井場児童クラブ	小伝馬町 1 丁目 3503 番地	〃	25	0265-22-8656
橋南児童クラブ	追手町 1 丁目 25 番地 1	〃	25	0265-52-6135
松尾第 1 第 2 児童クラブ	松尾城 4014 番地	〃	100	0265-52-6050
松尾第 3 児童クラブ	松尾城 3800 番地 1	〃	40	0265-52-1151
下久堅児童クラブ	下久堅知久平 118 番地 1	〃	30	0265-29-7648
上久堅児童クラブ	上久堅 7606 番地	〃	25	0265-29-7001
龍江児童クラブ	龍江 3539 番地	〃	25	0265-27-4544
川路児童クラブ	川路 3457 番地 1	〃	25	0265-27-5160

三穂児童クラブ	伊豆木 3778 番地	〃	20	0265-27-2166
伊賀良第1第2児童クラブ	大瀬木 1106 番地 1	〃	100	0265-25-4222
切石児童クラブ	鼎切石 4635 番地 1	〃	30	0265-53-3339
上郷児童クラブ	上郷飯沼 3118 番地	〃	40	0265-52-5544
鼎児童クラブ	鼎中平 1958 番地 3	〃	40	0265-23-2162
アイキッズスクエア	北方 130 番地	(福)白鳥会	40	0265-23-5873
千代学童クラブ	千代 932 番地 5	(福)千代しゃくなげの会	30	0265-59-2144
鼎あかり児童クラブ	鼎中平 2010 番地 1	(福)萱垣会	40	0265-23-2344

(2) つどいの広場

名称	所在地	運営主体	電話番号
座光寺つどいの広場	座光寺 1008 番地	(特非)おしゃべりサラダ	0265-23-9666
子育てサロン おしゃべりサラダ	追手町 2 丁目 630 番地 8	(特非)おしゃべりサラダ	0265-49-5266
なかよし広場ぞうさん	時又 329 番地 時又保育園併設	(福)松美会	0265-26-9208
アイキッズスクエアいくら	北方 130 番地 育良保育園併設	(福)白鳥会	0265-23-5873
ひだまりサロン	鼎名古熊 597 番地 1	(特非)ひだまり	0265-52-2239
くまさんのおうち	千代 932 番地 5 千代公民館内	(福)千代しゃくなげの会	0265-59-2144
わいわいひろば	松尾代田 610 番地 飯田女子短期大学	学校法人高松学園	0265-22-0070 (内線 193)
おしゃべりポトフ	山本 3378 番地 山本公民館 大会議室	(特非)おしゃべりサラダ	0265-49-5266
親子であそぼ♪森っこ	丸山町 4 丁目 5501 番地 1(か ざこし子どもの森公園内)	(一社)子どもの森ネットワーク	0265-59-8080
ゆるり飯沼	上郷飯沼 2241 番地 1 飯田市上郷地域休養施設	(公社)飯田広域シルバー人材センター	0265-22-8690
KanKan リトルジャイアント	伊豆木 5444 番地 1	感環自然村	0265-49-8132
KanKan リトルスキッパー	龍江 7091 番地 14 太田下集会所	感環自然村	0265-49-8132

7-3 介護保険事業者

1 訪問介護（ホームヘルプサービス）

(R2.4.1現在)

名称	所在地	電話番号
アースサポート飯田	鼎名古熊 2518 番地 1	0265-21-2311
愛・訪問介護ステーション飯田	上殿岡 620 番地 後藤ビル 2-A 号室	0265-48-5453
あんきの森訪問介護	毛賀 1139 番地 1	0265-53-3010
飯田サポート・ヘルパーステーション	羽場町 1 丁目 7 番地 2	0265-22-7271
飯田市社協ヘルパーステーション	東栄町 3171 番地 1	0265-53-2035
飯田市社協南信濃ヘルパーステーション	南信濃和田 1550 番地	0260-34-2461
飯田病院ヘルパーステーションすずらん	大通 1 丁目 30 番地 2	0265-22-5150
介護支援センターいこいの里	羽場権現 1607 番地 1	0265-22-3622
北方の虹	北方 2210 番地 1	0265-48-0117
北方ヘルパーステーションかふね	大瀬木 647 番地 1	0265-48-5678
グループかけはし訪問介護事業所	上郷黒田 2763 番地 1	0265-53-3800
健和会ヘルパーステーション	鼎上山 1552 番地 1	0265-56-8130
こころ訪問介護事業所	松尾上溝 6301 番地 1	0265-23-1174
社会福祉法人ぼけっと	白山通り 1 丁目 310 番地 1	0265-21-6212
総合福祉ツクイ飯田	上郷別府 3327 番地 11	0265-22-8194
ソーシャルサービスチームふくろう	丸山町 4 丁目 5529 番地 11	0265-55-3069
なの花	羽場町 2 丁目 13 番地 16	0265-49-8722
ニチイケアセンター飯田	大瀬木 298 番地 1	0265-28-1535
ニチイケアセンター高松通り	大門町 93 番地	0265-53-5851
ニチイケアセンター鼎	鼎東鼎 138 番地 3 嶋屋ビル 2 階	0265-56-0261
ニチイケアセンター知久平	下久堅知久平 446 番地 アサヒハイ ツ知久平 2 号室	0265-48-5473
ヘルパーステーションあぐりかなえ	鼎上山 2662 番地 1	0265-56-8510
ヘルパーステーションおひさま	川路 3457 番地 1	0265-27-2208
ヘルパーステーションきらら	通り町 2 丁目 22 番地 1 アシストホ ームりんご 2 階	080-5593-6950
ヘルパーステーションピュアスマイル飯田	山本 581 番地 2	0265-49-0533
ヘルパーステーションみつばさ	鼎上山 3800 番地 5	0265-56-9288
ヘルパーセンターしなの	鼎一色 551 番地	0265-22-1338
ホームヘルプかみさと	上郷飯沼 477 番地 1	0265-53-3008

2 訪問入浴介護

(R2.4.1現在)

名称	所在地	電話番号
アースサポート飯田	鼎名古熊 2518 番地 1	0265-21-2311
飯田市社協訪問入浴サービスセンター	東栄町 3171 番地 1	0265-53-7571

社会福祉法人ぼけっと	白山通り 1 丁目 310 番地 1	0265-21-6212
総合福祉ツクイ飯田	上郷別府 3327 番地 11	0265-22-8194
ニチイケアセンター飯田	大瀬木 298 番地 1	0265-28-1527

3 訪問看護ステーション

(R2.4.1現在)

名称	所在地	電話番号
飯田市訪問看護ステーション	八幡町 438 番地 (飯田市立病院)	0265-21-1299
飯田病院訪問看護ステーションたんぼぼ	大通 1 丁目 30 番地 2	0265-22-8620
飯伊訪問看護ステーション	鼎切石 4358 番地 1	0265-56-4311
ふたば訪問看護ステーション	上郷黒田 1436 番地 1	0265-59-7627
訪問看護ステーション affection	鼎上茶屋 3340 番地 1 味の万世 2 階	0265-48-8124
訪問看護ステーション健和会	鼎上山 1552 番地 1	0265-21-4525
訪問看護ステーションわか葉	松尾寺所 7043 番地 1	0265-49-8918
訪問看護ステーションわか葉上村支所	上村 846 番地	0260-31-0130

4 訪問リハビリテーション

(R2.4.1現在)

名称	所在地	電話番号
飯田市立病院	八幡町 438 番地	0265-21-1255
介護老人保健施設万年青苑	毛賀 1707 番地	0265-26-8111
健和会病院	鼎中平 1936 番地	0265-23-3115
瀬口脳神経外科病院	上郷黒田 218 番地 2	0265-24-6655

5 通所介護 (デイサービス)

(R2.4.1現在)

名称	所在地	電話番号
飯田市いいだデイサービスセンター	東栄町 3171 番地 1	0265-53-7571
飯田市かなえデイサービスセンター	鼎一色 551 番地	0265-53-4466
飯田市上村デイサービスセンター	上村 844 番地 1	0260-36-2835
飯田市上郷デイサービスセンター	上郷飯沼 2212 番地 1	0265-53-4811
飯田市西部デイサービスセンター	三日市場 2099 番地 2	0265-28-2610
飯田市中部デイサービスセンター	駄科 904 番地 1	0265-26-8820
飯田市北部デイサービスセンター	上郷黒田 2112 番地 1	0265-53-8155
飯田市竜東デイサービスセンター	下久堅知久平 123 番地	0265-29-8189
総合福祉ツクイ飯田	上郷別府 3327 番地 11	0265-22-8194
ツクイ飯田白山	白山町 3 丁目東 12 番地 9	0265-59-8510
健和会デイサービスセンター	鼎西鼎 581 番地	0265-56-4643
ニチイケアセンター飯田	大瀬木 298 番地 1	0265-28-1537
北方デイサービスセンター	北方 2209 番地 1	0265-25-7953
デイサービスセンターたまゆら	北方 2688 番地 2	0265-28-1331

デイサービスセンターたまゆらの丘	北方 3406 番地 1	0265-48-0121
かわじデイサービスセンター	川路 3467 番地 2	0265-27-5022
デイサービスセンター杜のおんがっかい	下瀬 242 番地 5	0265-27-5105
デイサービスセンター四季	松尾代田 910 番地 1	0265-52-5511
デイサービスみつばさ	鼎上山 3800 番地 5	0265-56-9288

6 通所リハビリテーション (デイケア)

(R2.4.1現在)

名称	所在地	電話番号
飯田市立病院介護老人保健施設	上郷黒田 341 番地	0265-53-6048
飯田病院	大通 1 丁目 15 番地	0265-22-5150
老人保健施設アップルハイツ飯田	羽場権現 1618 番地	0265-21-1165
介護保険施設万年青苑	毛賀 1707 番地	0265-26-8111
健和会病院	鼎中平 1936 番地	0265-23-3116
仲ノ町診療所 通所リハビリテーション丘の上	仲ノ町 1 丁目 2 番地	0265-49-3083
介護老人保健施設千年の緑	鼎中平 2258 番地	0265-48-5588
かやの木診療所	中村 76 番地 1	0265-25-8112

7 福祉用具貸与

(R2.4.1現在)

名称	所在地	電話番号
おりやま介護・福祉トータルショップ	桐林 1786 番地 1	0265-26-8661
介護のかふね	北方 2456 番地 3	0265-25-7738
株式会社上條機器店飯田営業所えがお	上殿岡 509 番地 4	0265-28-2877
株式会社サン・アイ福祉部	松尾明 8055 番地 1	0265-53-1488
株式会社マスト	上郷別府 3313 番地 8	0265-23-5722
福祉用具貸与事業所あぐり	鼎上山 2662 番地 1	0265-56-8525
有限会社キタザワ	駄科 584 番地 1	0265-26-7558

8 特定福祉用具販売

(R2.4.1現在)

名称	所在地	電話番号
おりやま介護・福祉トータルショップ	桐林 1786 番地 1	0265-26-8661
介護のかふね	北方 2456 番地 3	0265-25-7738
株式会社上條機器店飯田営業所えがお	上殿岡 509 番地 4	0265-28-2877
株式会社サン・アイ福祉部	松尾明 8055 番地 1	0265-53-1488
株式会社マスト	上郷別府 3313 番地 8	0265-23-5722
福祉用具貸与事業所あぐり	鼎上山 2662 番地 1	0265-56-8525
有限会社キタザワ	駄科 584 番地 1	0265-26-7558

9 認知症対応型共同生活介護（グループホーム）

(R2.4.1現在)

名称	所在地	電話番号
飯田ケアハートガーデングループホーム北方の郷	北方 1558 番地	0265-28-2551
グループホームあぐり山本	竹佐 653 番地 1	0265-28-1173
グループホームあやめ	川路 2682 番地	0265-48-6972
グループホームいこいの里	羽場権現 1611 番地 2	050-5561-1592
グループホーム切石	鼎切石 5117 番地 16	0265-48-8015
グループホームげんき	座光寺 3601 番地 12	0265-49-5152
グループホームこかげ	下久堅知久平 1715 番地 1	0265-28-8110
グループホームこころ	松尾上溝 6301 番地 1	0265-23-1174
グループホーム大門	大門町 22 番地	0265-48-0877
グループホームたまゆら	北方 2613 番地 13	0265-25-0203
グループホームひだまり	駄科 846 番地 1	0265-26-1047
グループホームみつばさ	龍江 4510 番地 1	0265-48-5460
グループホームみつばさの丘	龍江 4140 番地	0265-49-5515
グループホーム陽気	鼎下山 270 番地 1	0265-23-4552
グループホームわたぼうし	羽場権現 1618 番地	0265-24-2315
グループホームわたの家	南信濃和田 518 番地 1	0260-34-5405

10 特定施設入居者生活介護

(R2.4.1現在)

名称	所在地	電話番号
あんきの森	毛賀 1139 番地 1	0265-53-3010
特定施設入居者生活介護信濃寮	鼎一色 551 番地	0265-22-1338
養護老人ホームハートヒル川路	川路 3457 番地 1	0265-27-2208
介護付有料老人ホームたまゆら（地域密着型）	北方 2688 番地 2	0265-28-1416
わくわくホーム（地域密着型）	松尾寺所 7043 番地 1	0265-53-4335

11 短期入所生活介護（専用施設のみ掲載）

(R2.4.1現在)

名称	所在地	電話番号
あんきの森	毛賀 1139 番地 1	0265-53-3010
ショートステイ上デイ	上村 844 番地 1	0260-36-2835
ショートステイたまゆら	北方 2688 番地 2	0265-28-2885
ショートステイ姫宮	上郷黒田 2895 番地 1	0265-21-7735

12 小規模多機能型居住介護

(R2.4.1現在)

名称	所在地	電話番号
ことぶき庵	上郷飯沼 479 番地 3	0265-21-0530
北方の空	北方 2210 番地 1	0265-48-0118

小規模多機能型居宅介護あんきの森	毛賀 1139 番地 28	0265-53-3020
小規模多機能型居宅介護さくらまち	桜町 1 丁目 13 番地 1	0265-53-4355
小規模多機能型居宅介護サテライト松島	桜町 1 丁目 21 番地	0265-23-4006
小規模多機能型居宅介護サテライト三日市場	三日市場 1291 番地 31	0265-25-0246
小規模多機能型居宅介護施設あぐりかなえ	鼎上山 2662 番地 1	0265-24-0084

13 認知対応型通所介護

(R2.4.1現在)

名称	所在地	電話番号
飯田ケアハートガーデン グループホーム北方の郷（共用型）	北方 1558 番地	0265-28-2551
飯田市かなえデイサービスセンター	鼎一色 551 番地	0265-53-4466
飯田市上郷デイサービスセンター	上郷飯沼 2212 番地 1	0265-53-4811
飯田市竜東デイサービスセンター	下久堅知久平 123 番地	0265-29-8189
デイサービスあぐり山本	竹佐 653 番地 1	0265-28-1173
グループホームわだの家（共用型）	南信濃和田 518 番地 1	0260-34-5405
宅老所姫宮	上郷黒田 2895 番地 1 カルチャーセ ンター明美 1 階	0265-21-7735
宅幼老所まつお	松尾久井 2542 番地 1	0265-22-4758
デイサービスセンターあすか座光寺	座光寺 4021 番地 3	0265-24-8001
羽場赤坂デイ	羽場赤坂 2021 番地 50	0265-52-2446

14 地域密着型介護老人福祉施設

(R2.4.1現在)

名称	所在地	電話番号
特別養護老人ホーム陽だまりの丘	北方 3369 番地 1	0265-48-0806
地域密着型（ユニット型）特別養護老人ホーム たまゆら	北方 3354 番地 1	0265-25-3590

15 地域密着型通所介護

(R2.4.1現在)

名称	所在地	電話番号
あっとほーむりハビリテーションデイサービス	鼎切石 5085 番地 1	0265-23-5014
飯田市千代デイサービスセンター	千栄 2678 番地 7	0265-59-1150
飯田市南信濃デイサービスセンター	南信濃和田 1550 番地	0260-34-2106
オレンジ	松尾寺所 6984 番地 1	0265-53-4339
川路宅老所さろんあやめ	川路 2682 番地	0265-48-0223
共生ホームひなたぼっこ	鼎名古熊 1711 番地	0265-48-6069
切石デイサービスセンターやわら機能訓練ホーム	鼎切石 4357 番地 2	0265-52-5123
下山デイサービスセンターゆったりホーム	鼎下山 685 番地	0265-22-3555
ソーシャルチームサービスふくろう	丸山町 4 丁目 5529 番地 11	0265-55-3069
宅老所おおせぎ別家	大瀬木 1108 番地	0265-25-0180
宅老所かけはし	上郷黒田 2763 番地 1	0265-53-3800

宅老所きらら	山本 592 番地 2	0265-55-3169
宅老所ひだまり	駄科 1046 番地 3	0265-26-8782
デイサービスあんじゃない	山本 3120 番地 1	0265-49-0787
デイサービスいちばん星竜丘	時又 1034 番地 1	0265-26-7221
デイサービス大瀬木の杜	大瀬木 647 番地 1	0265-48-5678
デイサービスセンターおよりて	龍江 7159 番地 1	0265-27-4600
デイサービスはなごろも	山本 6722 番地 151	0265-55-1717
デイサービスピュアスマイル飯田	山本 581 番地 2	0265-49-0533
デイサービスわくわく	桐林 206 番地	0265-26-3410
特定非営利活動法人福祉ネットワーク花の木	丸山町 1 丁目 8 番地 2	0265-52-5870
なの花	羽場町 2 丁目 13 番地 16	0265-49-8722
堀端デイサービスセンター	銀座 3 丁目 7 番地	0265-22-8010
三穂宅老所さろんまめに	伊豆木 3841 番地 1	0265-48-6510
リハプライド飯田	松尾代田 1859 番地 12	0265-48-8911
レッツ倶楽部桜町	桜町 2 丁目 47 番地 1	0265-49-8237
わか葉	松尾寺所 7041 番地	0265-53-4330

16 居宅介護支援事業

(R2. 4. 1 現在)

名称	所在地	電話番号
愛・居宅介護支援事業所 飯田	上殿岡 620 番地 後藤ビル 2-A 号室	0265-48-5453
飯田市社協介護相談センター	東栄町 3171 番地 2	0265-53-7581
飯田市社協南信濃介護相談センター	南信濃和田 1550 番地	0260-34-1062
飯田市社協竜東介護相談センター	下久堅知久平 123 番地	0265-29-8299
飯田市立病院在宅介護支援センター	八幡町 438 番地	0265-21-1206
医療法人輝山会輝山会総合介護支援センター	毛賀 1707 番地	0265-26-8111
医療法人龍川会居宅介護支援センターほんまち	本町 4 丁目 5 番地	0265-24-3800
えがお居宅介護支援事業所	上殿岡 509 番地 4	0265-28-2757
介護支援センターますと	羽場町 1 丁目 6 番地 11	0265-56-2660
介護相談センターゆい	龍江 7159 番地 1	0265-27-2929
介護のかふね居宅支援事業所	北方 2456 番地 3	0265-48-0428
川路介護相談センターあやめ	川路 2380 番地 1	0265-27-4102
居宅介護支援飯田サポート	高羽町 1 丁目 4 番地 12	0265-24-8758
居宅介護支援飯田病院	大通 1 丁目 30 番地 2	0265-22-5150
居宅介護支援事業所あぐりかなえ	鼎上山 2662 番地 1	0265-56-8525
居宅介護支援センターわたはん	三日市場 2100 番地	0265-25-0029
居宅介護支援花の木	丸山町 1 丁目 8 番地 2	0265-52-5870
居宅介護支援ひだまり	駄科 1046 番地 3	0265-26-8641
居宅介護支援事業所ピュアスマイル飯田	山本 581 番地 2	0265-49-0533

グループかけはし居宅介護支援事業所	上郷黒田 2763 番地 1	0265-53-3800
健和会特定在宅総合支援センター	鼎上山 552 番地 1	0265-56-8113
下瀬しあわせ村居宅介護支援事業所	下瀬 242 番地 5	0265-27-5105
菅沼病院	鼎中平 1970 番地	0265-22-0532
共に歩む会介護相談所	羽場赤坂 2021 番地 50	0265-52-2446
ニチイケアセンター飯田	大瀬木 298 番地 1	0265-28-1532
ニチイケアセンター鼎	鼎東鼎 138 番地 1 嶋屋ビル 2 階	0265-56-0261
ニチイケアセンター高松通り	大門町 93 番地	0265-53-5851
はなごろも介護相談センター	山本 6722 番地 151	0265-55-1717
飯伊居宅介護支援事業所	鼎切石 4358 番地 1	0265-56-4311
ふれあい介護支援センター	南信濃和田 518 番地 1	0260-34-5405
ホームヘルプかみさと	上郷飯沼 477 番地 1	0265-48-5343
みつばさ居宅介護支援事業所	鼎上山 3800 番地 5	0265-56-9288
有限会社わくわく	松尾寺所 7043 番地 1	0265-53-4335
ゆめの郷ケアプランセンター	松尾代田 910 番地 1	0265-52-4653

17 介護予防支援事業所

(R2. 4. 1 現在)

名称	所在地	電話番号
飯田市いいだ地域包括支援センター	銀座 3 丁目 7 番地 銀座堀端ビル 2 階	0265-56-1595
飯田市いがら地域包括支援センター	三日市場 406 番地 31	0265-28-2361
飯田市かわじ地域包括支援センター	川路 3467 番地 2	0265-27-6052
飯田市南信濃地域包括支援センター	南信濃和田 1550 番地	0260-34-1066
飯田市かなえ地域包括支援センター	鼎一色 551	0265-53-9411

18 介護老人福祉施設

(R2. 4. 1 現在)

名称	所在地	電話番号
特別養護老人ホーム飯田荘	東栄町 3137 番地 2	0265-23-7888
特別養護老人ホーム笑みの里	上郷別府 2230 番地 8	0265-48-6640
特別養護老人ホームかざこしの里	三日市場 2100 番地	0265-28-2260
特別養護老人ホームきりしま邸苑	毛賀 1681 番地 10	0265-26-8700
特別養護老人ホームシルバーハウスゆめの郷	松尾代田 910 番地 1	0265-52-4657
特別養護老人ホーム第二飯田荘	東栄町 3171 番地 1	0265-53-6677
特別養護老人ホーム遠山荘	南信濃和田 1550 番地	0260-34-5522
特別養護老人ホーム陽だまりの丘	北方 3369 番地 1	0265-48-0806
特別養護老人ホームやまりきの郷	鼎下山 1206 番地	0265-48-8300
特別養護老人ホームゆい	龍江 7159 番地 1	0265-27-4600

19 介護療養型医療施設

名称	所在地	電話番号
菅沼病院	鼎中平 1970 番地	0265-22-0532

20 介護老人保健施設

名称	所在地	電話番号
飯田市立病院介護老人保健施設	上郷黒田 341 番地	0265-53-6048
介護老人保健施設万年青苑	毛賀 1707 番地	0265-26-8111
介護老人保健施設千年の緑	鼎中平 2258 番地	0265-48-5588
老人保健施設アップルハイツ飯田	羽場権現 1618 番地	0265-21-1165

21 介護医療院

(R2. 4. 1 現在)

名称	所在地	電話番号
介護医療院 西澤病院	本町 4 丁目 5 番地	0265-24-3800

22 訪問型サービス従前相当 (ホームヘルプサービス)

(R2. 4. 1 現在)

名称	所在地	電話番号
アースサポート飯田	鼎名古熊 2518 番地 1	0265-21-2311
あんきの森訪問介護	毛賀 1139 番地 1	0265-53-3010
飯田サポート・ヘルパーステーション	羽場町 1 丁目 7 番地 2	0265-22-7271
飯田市社協ヘルパーステーション	東栄町 3171 番地 1	0265-53-2035
飯田市社協南信濃ヘルパーステーション	南信濃和田 1550 番地	0260-34-2461
飯田病院ヘルパーステーションすずらん	大通 1 丁目 30 番地 2	0265-22-5150
北方の虹	北方 2210 番地 1	0265-48-0116
北方ヘルパーステーションかふね	大瀬木 647 番地 1	0265-48-5678
グループかけはし訪問介護事業所	上郷黒田 2763 番地 1	0265-53-3800
健和会ヘルパーステーション	鼎上山 1552 番地 1	0265-56-8130
なの花	羽場町 2 丁目 13 番地 16	0265-49-8722
ニチイケアセンター飯田	大瀬木 298 番地 1	0265-28-1535
ニチイケアセンター鼎	鼎東鼎 138 番地 3 嶋屋ビル 2 階	0265-56-0261
ニチイケアセンター高松通り	大門町 93 番地	0265-53-5851
ヘルパーステーションりんご	仲ノ町 1 丁目 2 番地	0265-52-1651
ヘルパーステーションあぐりかなえ	鼎上山 2662 番地 1	0265-56-8525
ヘルパーステーションおひさま	川路 3457 番地 1	0265-27-2208
ヘルパーステーションきらら	通り町 2 丁目 22 番地 1 アシストホームりんご 2 階	080-5593-6950
ヘルパーステーションピュアスマイル飯田	山本 581 番地 2	0265-49-0533
ホームヘルプかみさと	上郷飯沼 477 番地 1	0265-53-3008

23 訪問型サービスA（ホームヘルプサービス）

(R2.4.1現在)

名称	所在地	電話番号
飯田市社協ヘルパーステーション	東栄町 3171 番地 1	0265-53-2035
飯田サポート・ヘルパーステーション	羽場町 1 丁目 7 番地 2	0265-22-7271
ホームヘルプかみさと	上郷飯沼 477 番地 1	0265-53-3008
グループかけはし訪問介護事業所	上郷黒田 2763 番地 1	0265-53-3800
ニチイケアセンター飯田	大瀬木 298 番地 1	0265-28-1535
ニチイケアセンター高松通り	大門町 93 番地	0265-53-5851
ニチイケアセンター鼎	鼎東鼎 138 番地 3 嶋屋ビル 2 階	0265-56-0261
健和会ヘルパーステーション	鼎上山 1552 番地 1	0265-56-8130
ヘルパーステーションあぐりかなえ	鼎中平 2009 番地 5	0265-56-8525
あんきの森訪問介護	毛賀 1139 番地 1	0265-53-3010
飯田市社協南信濃ヘルパーステーション	南信濃和田 1550 番地	0260-34-2461
北方の虹	北方 2210 番地 1	0265-48-0117
ソーシャルチームサービスふくろう	丸山町 4 丁目 5529 番地 11	0265-55-3069
なの花	羽場町 2 丁目 13 番地 16	0265-49-8722
社会福祉法人ぼけっと	白山通り 1 丁目 310 番地 1	0265-21-6212

24 通所型サービス従前相当（デイサービス）

(R2.4.1現在)

名称	所在地	電話番号
あっとほーむりハビリテーションデイサービス	鼎切石 5085 番地 1	070-3967-6299
飯田市いいだデイサービスセンター	東栄町 3171 番地 1	0265-53-7571
飯田市かなえデイサービスセンター	鼎一色 551 番地	0265-53-4466
飯田市上郷デイサービスセンター	上郷飯沼 2212 番地 1	0265-53-4811
飯田市上村デイサービスセンター	上村 844 番地 1	0260-36-2835
飯田市西部デイサービスセンター	三日市場 2009 番地 2	0265-28-2610
飯田市中部デイサービスセンター	駄科 904 番地 1	0265-26-8820
飯田市千代デイサービスセンター	千栄 2678 番地 7	0265-59-1150
飯田市北部デイサービスセンター	上郷黒田 2112 番地 1	0265-53-8155
飯田市南信濃デイサービスセンター	南信濃和田 1550 番地	0260-34-2106
飯田市竜東デイサービスセンター	下久堅知久平 123 番地	0265-29-8189
オレンジ	松尾寺所 6984 番地 1	0265-53-4335
川路宅老所さろんあやめ	川路 2682 番地	0265-48-0223
かわじデイサービスセンター	川路 3467 番地 2	0265-27-5022
北方デイサービスセンター	北方 2209 番地 1	0265-25-7953
共生ホームひなたぼっこ	鼎名古熊 1711 番地	0265-48-6069
切石デイサービスやわら機能訓練ホーム	鼎切石 4357 番地 2	0265-52-5123
健和会デイサービスセンター	鼎上山 1552 番地 1	0265-56-4643

下山デイサービスゆったりホーム	鼎下山 685 番地	0265-22-3555
ソーシャルサービスチームふくろう	丸山町 4 丁目 5529 番地 11	0265-55-3069
宅老所かけはし	上郷黒田 2763 番地 1	0265-53-3800
宅老所きらら	山本 592 番地 2	0265-55-3169
宅老所ひだまり	駄科 1046 番地 3	0265-26-8782
ツクイ飯田	上郷別府 3327 番地 11	0265-22-8194
ツクイ飯田白山	白山町 3 丁目東 12 番地 9	0265-59-8510
デイサービス ピュアスマイル飯田	山本 581 番地 2	0265-49-0533
デイサービスあんじゃない	山本 3120 番地 1	0265-49-0787
デイサービス大瀬木の杜	大瀬木 647 番地 1	0265-48-5678
デイサービスセンターおよりて	龍江 7159 番地 1	0265-27-4600
デイサービスセンター四季	松尾代田 910 番地 1	0265-52-5511
デイサービスセンターたまゆら	北方 2688 番地 2	0265-28-1331
デイサービスセンターたまゆらの丘	北方 3406 番地 1	0265-48-0121
デイサービス杜のおんがっかい	下瀬 242 番地 5	0265-27-5105
デイサービスはなごろも	飯田市山本 6722 番地 151	0265-55-1717
特定非営利活動法人福祉ネットワーク花の木	丸山町 1 丁目 8 番地 2	0265-52-5870
なの花	羽場町 2 丁目 13 番地 16	0265-49-8722
ニチイケアセンター飯田	大瀬木 298 番地 1	0265-28-1535
堀端デイサービスセンター	銀座 3 丁目 7 番地	0265-22-8010
デイサービスみつばさ	鼎上山 3800 番地 5	0265-56-9288
三穂宅老所さろんまめに	伊豆木 3841 番地 1	0265-48-6510
リハビリド飯田	八幡町 1859 番地 12	0265-48-8911
レッツ倶楽部桜町	桜町 2 丁目 47 番地 1	0265-49-8237
わか葉	松尾寺所 7041 番地	0265-53-4330

25 通所型サービス A (デイサービス)

(R2.4.1 現在)

名称	所在地	電話番号
飯田市いいだデイサービスセンター	東栄町 3171 番地 1	0265-53-7571
特定非営利活動法人福祉ネットワーク花の木	丸山町 1 丁目 8 番地 2	0265-52-5870
飯田市北部デイサービスセンター	上郷黒田 2112 番地 1	0265-53-8155
飯田市上郷デイサービスセンター	上郷飯沼 2212 番地 1	0265-53-4811
下山デイサービスセンターゆったりホーム	鼎下山 685 番地	0265-22-3555
関口接骨院	鼎下山 685 番地	0265-22-9111
飯田市かなえデイサービスセンター	鼎一色 551 番地	0265-53-4466
宅老所おおせぎ別家	大瀬木 1108 番地	0265-25-0180
デイサービスセンターたまゆらの丘	北方 3406 番地 1	0265-48-0121
飯田市竜東デイサービスセンター	下久堅知久平 123 番地	0265-29-8189

かわじデイサービスセンター	川路 3467 番地 2	0265-27-5022
川路宅老所さろんあやめ	川路 2682 番地	0265-48-0223
デイサービスセンター杜のおんがっかい	下瀬 242 番地 5	0265-27-5105
あっとほーむリハビリテーションデイサービス	鼎切石 5085 番地 1	0265-23-5014
共生ホームひなたぼっこ	鼎切石 4731 番地 1	0265-48-6069
飯田市上村デイサービスセンター	上村 844 番地 1	0260-36-2835
飯田市南信濃デイサービスセンター	南信濃和田 1550 番地	0260-34-2106
切石デイサービスセンターやわら機能訓練ホーム	鼎切石 4357 番地 2	0265-52-5123
五本木通所サービス	鼎中平 2792 番地 1	0265-53-2400
やわら接骨院	鼎切石 4357 番地 1	0265-52-5399
宅老所ひだまり	駄科 1046 番地 3	0265-26-8782
介護センターあぐり	鼎中平 2009 番地 5	0265-56-8525
堀端デイサービスセンター	銀座 3 丁目 7 番地	0265-22-8010
デイサービスセンター四季	松尾代田 910 番地 1	0265-52-5511
デイサービスセンターおよりて	龍江 7159 番地 1	0265-27-4600
デイサービスみつばさ	鼎上山 3800 番地 5	0265-56-9288
三穂宅老所さろんまめだに	伊豆木 3841 番地 1	0265-48-6510
ソーシャルサービスチームふくろう	丸山町 4 丁目 5529 番地 11	0265-55-3069
なの花	羽場町 2 丁目 13 番地 16	0265-49-8722
レッツ倶楽部桜町	桜町 2 丁目 47 番地 1	0265-49-8237
デイサービスあんじゃない	山本 3120 番地 1	0265-49-0787
通所事業者（かなえ〜る）	鼎西鼎 581 番地	0265-48-5231
リハプライド飯田	松尾代田 1859 番地 12	0265-48-8911

26 通所型サービスC（短期集中型）

（R2.4.1 現在）

名称	所在地	電話番号
飯田市立病院介護老人保健施設	上郷黒田 341 番地	0265-53-6048

7-4 障がい福祉サービス事業者

1 居宅介護

(R2.4.1現在)

名称	所在地	電話番号
アースサポート飯田	鼎名古屋 2518 番地 1	0265-21-2311
グループかけはし訪問介護事業所	上郷黒田 2763 番地 1	0265-53-3800
ニチイケアセンター飯田	大瀬木 298 番地 1	0265-21-4655
ニチイケアセンター高松通り	大門町 93 番地	0265-53-5851
ニチイケアセンター鼎	鼎東鼎 138 番地 3 嶋屋ビル 2 階	0265-56-0261
ホームヘルプかみさと	上郷飯沼 477 番地 1	0265-53-7728
愛・訪問介護ステーション飯田	上殿岡 620 番地 後藤ビル 2-A 号室	0265-48-5453
社会福祉法人ぼけっと	白山通り 1 丁目 310 番地 1	0265-21-6212
社会福祉法人ジェイエー長野会指定居宅介護事業所	鼎中平 2009 番地 5	0265-56-8525
特定非営利活動法人ライフケアいいだ	大通 2 丁目 221 番地 3	0265-27-7622
飯田市社協ヘルパーステーション	東栄町 3171 番地 1	0265-53-2035
飯田病院ヘルパーステーション「すずらん」	大通 1 丁目 15 番地	0265-22-5260
北方ヘルパーステーションかふね	育良町 2 丁目 24 番地 2	0265-25-7738
くれよんヘルパーセンター	座光寺 5807 番地	0265-56-9056
みらいヘルパーステーション飯田	上郷飯沼 3374 番地 1	0265-49-8911
スキップ障がい支援事業所	上郷別府 3304 番地 3	0265-48-5643
ソーシャルサービスチームふくろう	丸山町 4 丁目 5529 番地 11	0265-55-3069
はぴ・ねっと	今宮町 2 丁目 59 番地	0265-53-5503
ニチイケアセンター知久平	下久堅知久平 446 番地 アサヒハイ ツ知久平 2 号室	0265-48-5473

2 重度訪問介護

(R2.4.1現在)

名称	所在地	電話番号
アースサポート飯田	鼎名古屋 2518 番地 1	0265-21-2311
グループかけはし訪問介護事業所	上郷黒田 2763 番地 1	0265-53-3800
ニチイケアセンター飯田	大瀬木 298 番地 1	0265-21-4655
ニチイケアセンター高松通り	上郷黒田 346 番地 1 メゾン高松 102 号室	0265-53-5851
ニチイケアセンター鼎	鼎東鼎 138 番地 3 嶋屋ビル 2 階	0265-56-0261
みらいヘルパーステーション飯田	上郷飯沼 3374 番地 1	0265-49-8911
愛・訪問介護ステーション飯田	上殿岡 620 番地 後藤ビル 2-A 号室	0265-48-5453
社会福祉法人ぼけっと	白山通り 1 丁目 310 番地 1	0265-21-6212
社会福祉法人ジェイエー長野会指定居宅介護事業所	鼎中平 2009 番地 5	0265-56-8525
ホームヘルプかみさと	上郷飯沼 477 番地 1	0265-53-7728
特定非営利活動法人ライフケアいいだ	大通 2 丁目 221 番地 3	0265-27-7622

飯田市社協ヘルパーステーション	東栄町 3171 番地 1	0265-53-2035
飯田病院ヘルパーステーション「すずらん」	大通 1 丁目 15 番地	0265-22-5260
北方ヘルパーステーションかふね	育良町 2 丁目 24 番地 2	0265-25-7738
ニチイケアセンター知久平	下久堅知久平 446 番地 アサヒハイ ツ知久平 2 号室	0265-48-5473

3 行動援護

(R2. 4. 1 現在)

名称	所在地	電話番号
みらいヘルパーステーション飯田	上郷飯沼 3374 番地 1	0265-49-8911
くれよんヘルパーセンター	座光寺 5807 番地	0265-56-9056
行動援護事業所 クローバー	座光寺 4753 番地 6	0265-49-8143

4 生活介護

(R2. 4. 1 現在)

名称	所在地	電話番号
指定障害者多機能型福祉施設 L サポートあいあい	東栄町 3108 番地 1	0265-53-2294
くれよんキャンパス (スペース Now)	宮ノ上 3923 番地 1	0265-24-0904
明星学園	駄科 2250 番地	0265-26-9456
第二明星学園	駄科 2191 番地 1	0265-26-9456
南原苑	下久堅南原 803 番地 1	0265-28-8066
障害福祉サービス事業所あゆみ園	下久堅南原 803 番地 10	0265-28-8120
地域活動センターみらい生活介護事業所	上郷黒田 2109 番地 1	0265-49-8911
障がい者支援センター七和の里	鼎上山 1552 番地 1	0265-27-5100

5 共生型生活介護

(R2. 4. 1 現在)

名称	所在地	電話番号
飯田市障害者生活ケアセンター	駄科 904 番地 1	0265-26-8820
共生ホームひなたぼっこ	鼎名古屋 1711 番地 1	0265-48-6069

6 短期入所

(R2. 4. 1 現在)

名称	所在地	電話番号
明星学園	駄科 2250 番地	0265-26-9456
第二明星学園	駄科 2191 番地 1	0265-26-9456
南原苑	下久堅南原 803 番地 1	0265-28-8066
社会福祉法人楓会 短期入所事業所	箕瀬町 2 丁目 2561 番地 4	0265-56-8731
あさ寝坊	宮ノ上 3923 番地 1	0265-24-0904
みらい短期入所事業所	上郷黒田 2109 番地 1	0265-48-0794

7 同行援護

(R2. 4. 1 現在)

名称	所在地	電話番号
特定非営利活動法人ライフケアいいだ	鼎中平 2276 番地	0265-27-7622

ホームヘルプかみさと	上郷飯沼 477 番地 1	0265-53-7728
スキップ障がい支援事業所	上郷別府 3304 番地 3	0265-48-5643
ソーシャルサービスチームふくろう	丸山町 4 丁目 5529 番地 11	0265-55-3069
はぴ・ねっと	今宮町 2 丁目 59 番地	0265-53-5503
ニチイケアセンター知久平	下久堅知久平 446 番地 アサヒハイ ツ知久平 2 号室	0265-48-5473

8 自立訓練

(R2.4.1 現在)

名称	所在地	電話番号
(宿泊訓練)くれよんキャンパス (みなりっち)	宮ノ上 3923 番地 1	0265-24-0904
(生活訓練)いずみの家	今宮町 4 丁目 5609 番地 2	0265-52-2458
(生活訓練)はなみずきの郷	箕瀬町 2 丁目 2561 番地 4	0265-56-8731
(宿泊訓練)はなみずきの郷	箕瀬町 2 丁目 2561 番地 4	0265-56-8731

9 就労移行支援

(R2.4.1 現在)

名称	所在地	電話番号
障害者サポートセンター ここ・ねっと	今宮町 2 丁目 59 番地	0265-53-5503
ピカソ	座光寺 5806 番地	0265-52-1591
障害福祉サービス事業所あゆみ園	下久堅南原 803 番地 10	0265-28-8120
障がい者多機能型事業所 おふしょん+	上郷別府 745 番地 1	0265-48-8148

10 就労継続支援A型

(R2.4.1 現在)

名称	所在地	電話番号
アップル工房イイダ リネン事業部	座光寺 1351 番地 2	0265-56-1155
アップル工房イイダ 農産事業部	座光寺 1419 番地 1	0265-56-1155
ハート	大瀬木 4338 番地 2	0265-48-5671
ホット	松尾明 7770 番地 3	0265-49-8448
ジョブサポートいいだ	上郷黒田 6347 番地	0265-48-5933

11 就労継続支援B型

(R2.4.1 現在)

名称	所在地	電話番号
指定障害者多機能型福祉施設Lサポート 久堅農園	下久堅柿野沢 3333 番地	0265-29-8776
障害者サポートセンター ここ・ねっと	今宮町 2 丁目 59 番地	0265-53-5503
指定障害者多機能型福祉施設Lサポートあいあい	東栄町 3108 番地 1	0265-29-8776
いずみの家	今宮町 4 丁目 5609 番地 2	0265-52-2458
ホープ	大瀬木 4338 番地 2	0265-48-5671
みらいわーくす飯田	上郷黒田 2109 番地 1	0265-49-8911
障害福祉サービス事業所あゆみ園	下久堅南原 803 番地 10	0265-28-8120
障がい者支援センター七和の里	龍江 7033 番地 1	0265-27-5100
ジョブサポートいいだ	上郷黒田 6347 番地	0265-48-5933

障がい者多機能型事業所 おぷしょん+	上郷別府 745 番地 1	0265-48-8148
--------------------	---------------	--------------

12 施設入所支援

(R2.4.1 現在)

名称	所在地	電話番号
明星学園	駄科 2250 番地	0265-26-9456
第二明星学園	駄科 2250 番地	0265-26-9456
南原苑	下久堅南原 803 番地 1	0265-28-8066

13 共同生活援助

(R2.4.1 現在)

名称	所在地	電話番号
グループホーム 天神	下久堅南原 1072 番地	0265-48-0938
グループホーム 南原	下久堅南原 995 番地 4	0265-29-6537
グループホーム 里山	下久堅南原 984 番地 3	0265-48-0518
さくらの郷	江戸浜町 3690 番地 3	0265-22-8808
みち草荘	鼎下山 523 番地	0265-52-6446
風の丘丸山ホーム	丸山町 4 丁目 5683 番地 5	0265-23-1105
木の葉のささやき	下瀬 242 番地 6	0265-27-5105
柿野沢	下久堅柿野沢 3333 番地	0265-29-8776
ほたる	下久堅柿野沢 3180 番地	0265-29-6588
ひまわり荘	宮ノ上 3887 番地 1	0265-23-4135
すみれ荘	旭町 274 番地 2	0265-24-0531
ひいらぎ荘	大通 1 丁目 41 番地	0265-22-5011
はなのき荘	丸山町 3 丁目 5955 番地	0265-23-7855
やまゆり荘	丸山町 1 丁目 6567 番地 4	0265-52-1039
北方のぞみハイツ	北方 68 番地 7	0265-48-0885
北方日の出ホーム	北方 61 番地 7	0265-48-8070
ケアホーム 萌生	松尾上溝 3179 番地 1	0265-52-2150
いちのせホーム	松尾久井 2271 番地	0265-53-0920
アシスティーさつき	大通 1 丁目 38 番地	0265-22-5201
アシスティーさつき 北館 さつき	大通 1 丁目 1 番地 3	0265-53-8150
アシスティーさつき 南館 やよい	大通 2 丁目 199 番地 1	0265-23-5617
さくらそう	鼎一色 31 番地 2	0265-23-0910
新賀ハイツ	下殿岡 1469 番地 1	0265-25-7185
ケアホーム ふうりん	山本 627 番地 1	0265-26-9508
マイホーム	座光寺 5153 番地 13	0265-48-0056

14 相談支援事業

(R2.4.1 現在)

名称	所在地	電話番号
(福)楓会 相談支援事業所	箕瀬町 2 丁目 2561 番地 4	0265-56-8730

飯伊圏域障がい者総合支援センター	東栄町 3108 番地 1	0265-24-3182
あした晴天にな〜れ	宮ノ上 3923 番地 1	0265-24-0904
飯田市子ども発達センターひまわり	松尾新井 5933 番地 2	0265-23-6097
みらい相談支援事業所	上郷黒田 2109 番地 1	0265-48-0794
特定相談支援事業所飯田病院	大通 1 丁目 15 番地	0265-22-5150
相談支援事業所 ハートケア蒼い風	今宮町 2 丁目 59 番地	0265-53-5503
スケッチ BOOK	松尾上溝 3322 番地 1	0265-21-0416
相談支援事業所 ワンステップ	下久堅南原 803 番地 10	0265-28-8120
南原苑	下久堅南原 803 番地 1	0265-28-8066
(福)長野県知的障害者育成会 久堅農園	下久堅柿野沢 3333 番地	0265-29-8744
びゅあ はびねす	上郷黒田 3325 番地	0265-49-8307
明星学園 一番星	駄科 2250 番地	0265-29-9456
第二明星学園 一番星	駄科 2250 番地	0265-26-9456
アップル工房イイダ 相談支援事業部	座光寺 1419 番地 1	0265-56-1155
リージョンプラン 飯田事業所	上郷黒田 296 番地 1	0265-23-8994
指定特定相談支援事業所 輪 (リンク)	松尾明 7770 番地 3	0265-49-8775
まほろば相談支援事業所	長野原 131 番地 9	0265-26-9508
日和向晴会・相談支援センター	座光寺 1419 番地 1	0265-48-6338
相談支援事業所 りんごの樹	伝馬町 2 丁目 4 番地 1	0265-24-7665
相談支援事業所 ていだ	時又 329 番地	0265-26-9208

15 地域移行支援・地域定着支援

(R2. 4. 1 現在)

名称	所在地	電話番号
(福)楓会 一般相談支援事業所	箕瀬町 2 丁目 2561 番地 4	0265-56-8730
飯伊圏域障がい者総合支援センター	東栄町 3108 番地 1	0265-24-3182
一般相談支援事業所飯田病院	大通 1 丁目 15 番地	0265-22-5150

16 移動支援

(R2. 4. 1 現在)

名称	所在地	電話番号
特定非営利活動法人ライフケアいいだ	大通 2 丁目 221 番地 3	0265-24-7622
くれよんヘルパーセンター	上郷別府 2056 番地 3	0265-52-1591
(福)ジェイエー長野会指定居宅介護事業所	鼎中平 2009 番地 5	0265-56-8525
グループかけはし訪問介護事業所	上郷黒田 2763 番地 1	0265-53-3800
ニチイケアセンター高松通り	大門町 93 番地	0265-53-5851
ヘルパーステーションみらい飯田事業所	上郷飯沼 3374 番地 1	0265-49-8911
スキップ 障がい支援事業所	上郷別府 3304 番地 3	0265-48-5643
はび・ねっと	今宮町 2 丁目 59 番地	0265-53-5503

17 地域活動支援センター

(R2.4.1 現在)

名称	所在地	電話番号
飯田市南信濃障害者等活動支援センター	南信濃和田 1556 番地	0260-34-2461
南信地域活動支援センター	箕瀬町 2 丁目 2561 番地 4	0265-56-8731
地域活動支援センター かすた・ねっと	今宮町 2 丁目 59 番地	0265-53-5503
花工房 かざぐるま	下瀬 242 番地	0265-27-5107
特定非営利活動法人 カントリーフォーク田園	長野原 131 番地 9	0265-26-9508
地域活動支援センター・らびす	座光寺 1248 番地 2	0265-48-6338
地域活動支援センターオープンハウス パオバブ	高羽町 2 丁目 2 番地 6	080-6994-7054

18 日中一時支援事業

(R2.4.1 現在)

名称	所在地	電話番号
ちっちゃい くれよん	座光寺 4851 番地 8	0265-21-5070
ぴゅあ	上郷黒田 3325 番地	0265-49-8307
障がい児サポートセンターぴーす	白山町 3 丁目南 1 番地 6 1 階	0265-48-5229
障がい児サポートセンターちゃむ	高羽町 1 丁目 8 番地 4	0265-49-3211
丘のりんご	知久町 1 丁目 18 番地 1 2 階	0265-24-7665
児童・協働支援センターかでの	座光寺 1419 番地 1	0265-48-6338
みらい日中一時支援事業所	上郷飯沼 3512 番地 22	0265-52-1640
チェリッシュ	座光寺 4753 番地 6	0265-49-8143
羽場赤坂デイ	羽場赤坂 2021 番地 50	0265-52-2446
さくら	大瀬木 4338 番地 2	0265-48-5671

19 訪問入浴

(R2.4.1 現在)

名称	所在地	電話番号
ぼけっと	白山町 1 丁目 310 番地 1	0265-21-6212
総合福祉ツクイ飯田	上郷別府 3327 番地 11	0265-22-8194
ニチイケアセンター鼎	鼎東鼎 138 番地 1 嶋屋ビル 2 階	0265-56-0261

20 児童発達支援・放課後等デイサービス

(R2.4.1 現在)

名称	所在地	電話番号
飯田市子ども発達センターひまわり	松尾新井 5933 番地 2	0265-23-6097
ちっちゃいくれよん	座光寺 4851 番地 8	0265-21-5070
みらい子ども飯田上郷飯沼教室	上郷飯沼 3512 番地 22	0265-52-1640
みらい子ども飯田上山教室	鼎上山 3771 番地 12	0265-48-0336
みらい子ども飯田上郷黒田教室	上郷黒田 2109 番地 1	0265-49-8911
障がい児サポートセンターぴーす	白山町 3 丁目南 1 番地 6 1 階	0265-48-5229
障がい児サポートセンターちゃむ	高羽町 1 丁目 8 番地 4	0265-49-3211
じよんのびハウス	上郷黒田 296 番地 1	0265-23-8994
ちゃっぷりん	松尾上溝 3322 番地 1	0265-21-0416

ぴゅあ すくーる	上郷黒田 3325 番地	0265-49-8307
ぴゅあ あんじゅ	上郷黒田 2089 番地 11	0265-49-0138
児童・共同支援センターかでの	座光寺 1419 番地 1	0265-48-6338
丘のりんご	伝馬町 2 丁目 4 番地 1	0265-24-7665
児童デイサービス てんとうむし	座光寺 4753 番地 6	0265-49-8143
さくら	大瀬木 4338 番地 2	0265-48-5671
オリーブ	知久町 1 丁目 18 番地 1	0265-24-7665
After School 虹	時又 329 番地	0265-26-9208
ローリエ	小伝馬町 1 丁目 45 番地 2 1F	0265-24-7665

21 保育所等訪問支援

(R2. 4. 1 現在)

名称	所在地	電話番号
ちゃっぷりん	松尾上溝 3322 番地 1	0265-21-0416

保健福祉事業の概要 令和2年度
令和2年12月発行

発行 飯田市健康福祉部

編集 飯田市健康福祉部福祉課地域福祉係